

福山市障がい者プラン

福山市障がい者保健福祉総合計画

第6期福山市障がい福祉計画

第2期福山市障がい児福祉計画

2021年(令和3年)3月

福山市

はじめに

本市では、2016年（平成28年）3月に「福山市障がい者保健福祉総合計画」を、2018年（平成30年）3月には「福山市障がい福祉計画2018（第5期福山市障がい福祉計画・第1期福山市障がい児福祉計画）」を策定し、総合的・長期的な視点で障がい者福祉の充実に向けた施策を推進するとともに、障がいのある人の地域での生活を支援する障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に取り組んでまいりました。



この間、我が国においては、2018年（平成30年）に「障害者基本計画（第4次）」が策定され、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策が総合的かつ計画的に推進されてきました。

こうした背景を踏まえ、本市では、この度、「福山市障がい者保健福祉総合計画」、「福山市障がい福祉計画」、「福山市障がい児福祉計画」を一体のものとして、2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までを計画期間とする「福山市障がい者プラン」を策定しました。本プランにおいては、「障がいのある人の人権が尊重され 互いに支え合い 生きる喜びがあふれる共生のまち 福山をめざして」を基本理念とし、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、療育や就労など、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ることとしています。

今後は、本プランを基に、市民、関係団体及び関係機関の御理解と御協力をいただく中で、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことができるまちづくりに鋭意取り組んでまいります。

終わりに、本プランの策定にあたり、貴重な御意見や多大なる御協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

2021年（令和3年）3月

福山市長 枝廣 直幹

～ 目 次 ～

第1部 プランの概要と本市の現状	1
第1章 プランの概要	1
【1】策定の背景と趣旨	1
【2】プランの位置付け	3
【3】対象者の範囲	4
【4】対象期間	5
【5】策定方法	6
【6】プランの推進	8
第2章 障がい者を取り巻く現状	9
【1】人口等の推移	9
【2】障がい者の動向	10
第2部 基本理念と基本目標	16
第1章 基本理念	16
第2章 基本目標	17
第3章 施策の体系	18
第3部 障がい者施策の展開	20
第1章 前期計画の事業の実施状況と評価	20
第2章 障がい者施策の展開	25
【基本施策1】障がいの理解促進と差別解消	25
【基本施策2】地域における生活支援	32
【基本施策3】健康づくりの推進	40
【基本施策4】療育・保育・教育の充実	45
【基本施策5】雇用・就労の促進	51
【基本施策6】交流とふれあい活動の促進	54
【基本施策7】福祉のまちづくりの推進	58
第4部 障がい福祉サービス等の提供	63
第1章 第5期計画の進捗状況	63
【1】成果目標の進捗状況	63
【2】障がい福祉サービス等の進捗状況	68
第2章 第6期計画の成果目標について	75
【1】施設入所者の地域生活への移行	75
【2】地域生活支援拠点等が有する機能の充実	76
【3】福祉施設から一般就労への移行等	77
【4】障がい児支援の提供体制の整備等	80
【5】その他体制の充実等	81

第3章 障がい福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策	82
【1】訪問系サービス	82
【2】日中活動系サービス	84
【3】居住系サービス	86
【4】相談支援	87
【5】障がい児通所支援	88
【6】障がい児相談支援	90
【7】障がい児の子ども・子育て支援等	91
【8】その他の活動指標	92
【9】地域生活支援事業	95
第5部 資料編	102
【1】アンケート結果等の概要	102
【2】「福山市障がい者プラン」策定経過	124
【3】福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会委員名簿	125
【4】意見聴取を行った障がい者団体等一覧	126
【5】用語解説	127

注：本文中の文言に※印が記載されている用語については、後段の「用語解説」にその言葉の意味が記載されています。

第1部 プランの概要と本市の現状

第1章 プランの概要

【1】策定の背景と趣旨

「障害者基本計画（第4次）」の策定

国は、2018年（平成30年）3月に「障害者基本計画（第4次）」を閣議決定し、2018年度（平成30年度）からの5年間における障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進について決めました。この計画は、我が国が「障害者の権利に関する条約^{*}」を批准した後初めて策定されたもので、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすことを基本としています。自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその基本理念の趣旨として掲げています。

「第4次広島県障害者プラン」の策定

2019年（平成31年）3月には、制度改革や障がい者を取り巻く環境の変化等による新たな枠組みに対応するために、広島県において「第4次広島県障害者プラン（広島県障害者計画）」を策定しています。

改正「障害者総合支援法^{*}」・「児童福祉法^{*}」の施行

2016年（平成28年）5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」が一部改正され、2018年（平成30年）4月から施行されました。これにより、自立生活援助、就労定着支援等が新設されるなど障がい者の地域での暮らしを支援するサービスが拡充されるとともに、医療的ケア^{*}児への支援のための保健・医療・福祉等の連携や障がい児へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、各自治体が障がい児福祉計画を定めることとなりました。

さらに、2020年（令和2年）1月に社会保障審議会障害者部会が開催され、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示されました。基本指針見直しの主なポイントとして、地域における生活の維持及び継続の推進を始め、「地域共生社会^{*}」の実現に向けた取組、発達障がい^{*}者等支援の一層の充実など、計画に加えるべき9つの方向性が示されています。

福山市ころをつなぐ手話言語条例

本市は、手話は言語であるという認識のもと、手話への理解や手話の普及を図り、全ての市民が共生する地域社会を実現するため、2017年（平成29年）12月20日に「福山市ころをつなぐ手話言語条例」を制定しました。

本市の取組

本市では、2016年（平成28年）3月に障害者基本法*第11条第3項の規定に基づく「福山市障がい者保健福祉総合計画」（以下「前期計画」という。）を策定し、その基本理念を「障がいのある人の人権が尊重され 互いに支え合い 生きる喜びがあふれる共生のまち福山をめざして」と定め、障がい者福祉施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

2018年（平成30年）3月には、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「福山市障がい福祉計画2018（第5期福山市障がい福祉計画、第1期福山市障がい児福祉計画）」（以下「第5期計画」という。）を策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に取り組んできました。

両計画は、2020年度（令和2年度）までを対象期間としており、この度計画期間の満了に伴い、両計画を一体のものとして「福山市障がい者プラン」（以下「プラン」という。）を策定します。

【障がい者を取り巻く法律や制度の整備内容と福山市の関わり】

年	法律や制度の整備内容（法令名称は略称）	国	福山市
2011年（平成23年）	改正「障害者基本法」の一部施行	障害者基本計画（第2次）	福山市障がい者保健福祉総合計画（後期実施プラン）
2012年（平成24年）	「児童福祉法」の改正 「障害者虐待防止法」の施行		
2013年（平成25年）	「障害者総合支援法」の一部施行 「障害者優先調達推進法」の施行	障害者基本計画（第3次）	福山市障がい者保健福祉総合計画
2014年（平成26年）	「障害者権利条約」の批准 改正「精神保健福祉法」の施行		
2015年（平成27年）	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行		
2016年（平成28年）	「障害者差別解消法」の施行 改正「障害者雇用促進法」の一部施行 改正「発達障害者支援法」の施行	障害者基本計画（第4次）	福山市障がい者保健福祉総合計画
2017年（平成29年）	「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定		
2018年（平成30年）	「障害者総合支援法」の改正 「児童福祉法」の改正 改正「障害者雇用促進法」の一部施行 「成年後見制度利用促進法」の施行 「障害者文化芸術活動推進法」の施行	福山市障がい福祉計画2018（第5期福山市障がい福祉計画、第1期福山市障がい児福祉計画）	福山市障がい福祉計画2018（第5期福山市障がい福祉計画、第1期福山市障がい児福祉計画）
2019年（令和元年）	「障害者活躍推進プラン」の公表 「読書バリアフリー法」の施行		
2020年（令和2年）	「社会福祉法」の改正 「電話リレー法」の施行		

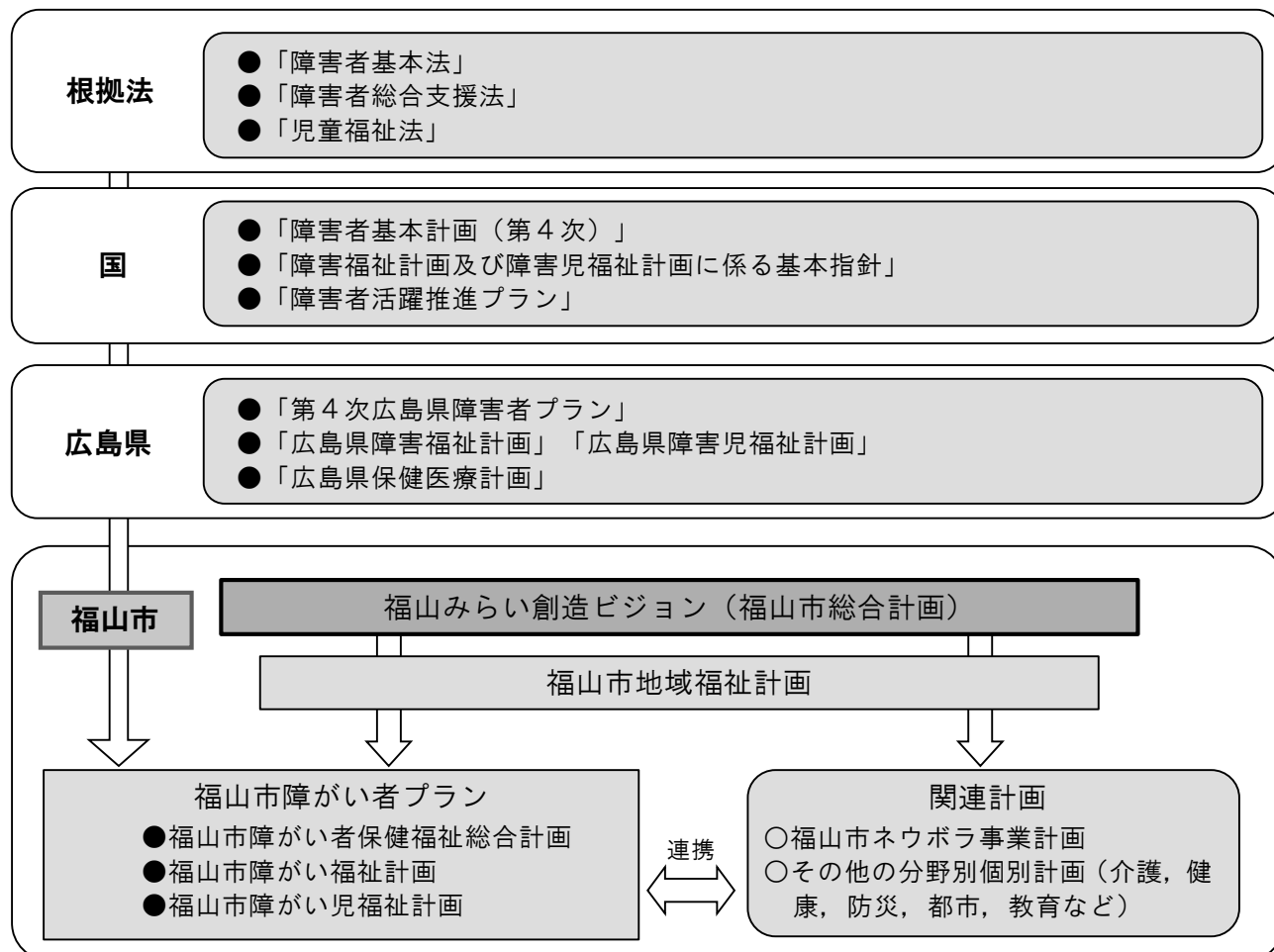
【2】プランの位置付け

1 プランの位置付け

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして、障がい者施策全般に関する基本的方向と本市の障がい福祉サービス等のあるべき姿と見込量、達成のための方策を定めるものです。

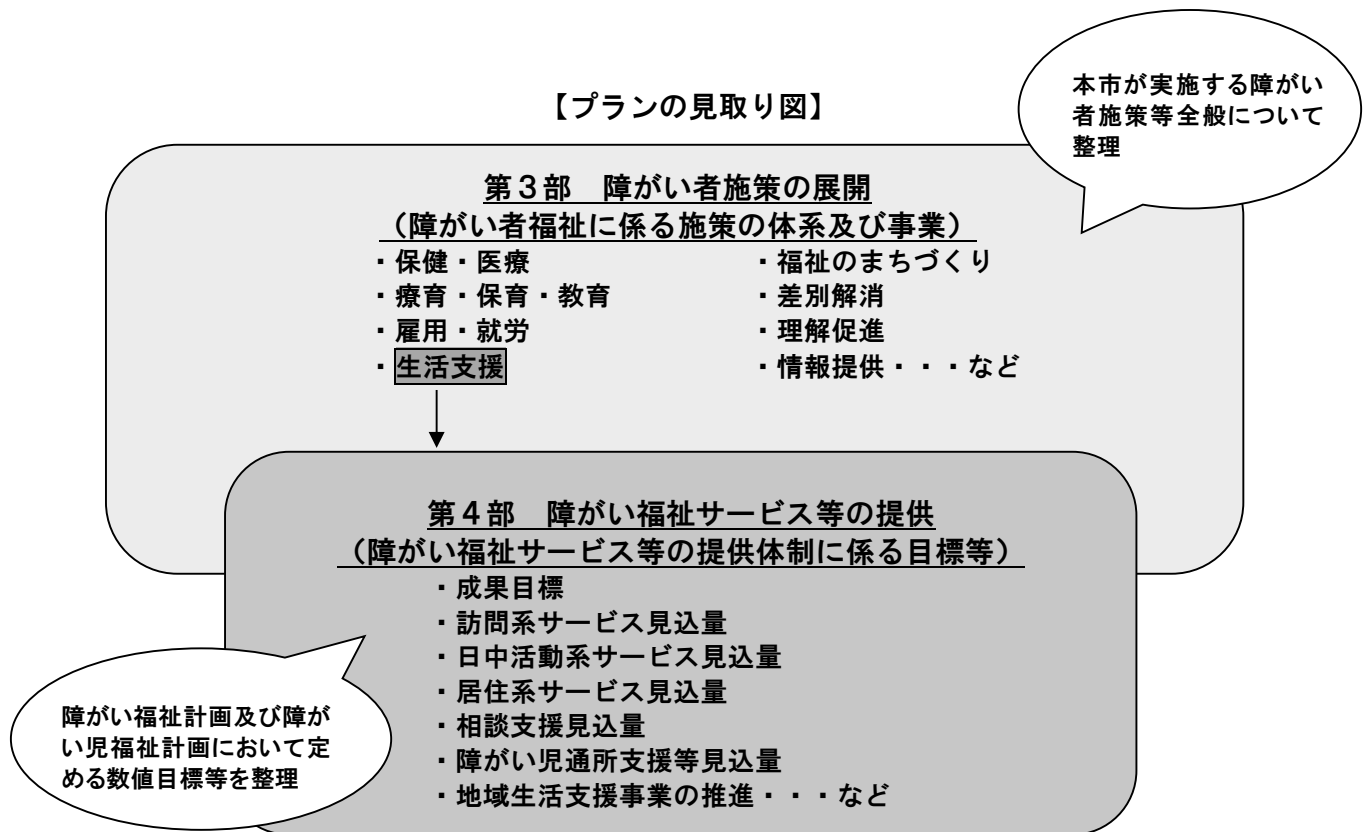
本プランは、国や県の計画を踏まえつつ、本市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン（福山市総合計画）」を始め、「福山市地域福祉計画 2017*」「福山市ネウボラ事業計画*」「福山市高齢者保健福祉計画 2021*」「ふくやま健康フクイク 21 いきいきプラン 2018*」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

【プランの位置付け】



2 プランの見取り図

【プランの見取り図】



【3】対象者の範囲

本プランの対象とする障がい者は、障害者基本法第2条で規定する「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を基本としています。

【4】対象期間

2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までの6年間です。ただし、「第4部 障がい福祉サービス等の提供」に定める内容については、国が3年ごとに示す基本指針に基づき2023年度（令和5年度）に見直しを行います。

	2018 年度 (平成 30年度)	2019 年度 (令和 元年度)	2020 年度 (令和 2年度)	2021 年度 (令和 3年度)	2022 年度 (令和 4年度)	2023 年度 (令和 5年度)	2024 年度 (令和 6年度)	2025 年度 (令和 7年度)	2026 年度 (令和 8年度)
福山市障がい者プラン				福山市障がい者プラン(本プラン)					
(福山市障がい者保健福祉総合計画)	福山市障がい者保健福祉総合計画			福山市障がい者保健福祉総合計画(本プラン)					
(福山市障がい福祉計画)	第5期			第6期(本プラン)		第7期(見直し)			
(福山市障がい児福祉計画)	第1期			第2期(本プラン)		第3期(見直し)			

【5】策定方法

1 アンケート調査等の実施

(1) 市民アンケート

市内の障がい者手帳所持者に対し、現在の生活実態や意識及び今後のニーズ等を調査し、プラン策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。併せて、20歳以上の障がい者手帳を持っていない市民に対し、障がい者とのつながりの様子や、今後の福祉の在り方等についての意見を把握するため、プラン策定の基礎資料とすることを目的としたアンケート調査を実施しました。

調査対象	(1)市内に住所を有する身体障がい者手帳 [*] 、療育手帳 [*] 、精神障がい者保健福祉手帳 [*] の所持者及び障がい児通所支援受給者 (2)市内に住所を有する障がい者手帳等非所持者
調査期間	2019年(令和元年)12月9日～2020年(令和2年)1月6日
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	(1)3,500人(18歳以上:2,900人, 18歳未満:600人) (2)1,000人
回収数	(1)1,513人(18歳以上:1,254人, 18歳未満:259人) (2)340人
回収率	(1)43.2%(18歳以上:43.2%, 18歳未満:43.2%) (2)34.0%

なお、本プランでは、上記(1)のうち、18歳以上の人を対象としたものの集計結果を引用する場合は、「障がい者(18歳以上)アンケート調査」と表記し、18歳未満の人を対象としたものの集計結果を引用する場合は、「障がい児(18歳未満)アンケート調査」と表記します。また、上記(2)の集計結果を引用する場合は、「アンケート調査(手帳等非所持者)」と表記します。

(2) 事業所アンケート

障がい福祉サービス事業等を行う事業者を対象に、障がい福祉サービスの提供状況や課題等についてのアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内の訪問系・日中活動系・居住系サービス事業所, 相談支援事業所, 障がい児通所支援事業所
調査期間	2020年(令和2年)8月14日～28日
配布数	378事業所
回収数	291事業所
回収率	77.0%

(3) その他意見の聴取

このほか、障がい者団体等から意見の聴取を行いました。

2 策定体制

本プランは、行政の様々な部門に関わることから、全庁的な組織である「福山市保健福祉推進委員会」で協議、検討して原案を作りました。そして、幅広い意見を反映するため、「福山市社会福祉審議会」を開催し、専門的見地から意見をいただくとともに、関係団体・事業者からの意見の聴取を行いました。さらに、パブリックコメント*（市民意見公募）により、幅広く意見を募り、検討を行いました。

【6】プランの推進

1 推進体制の強化

本プランを総合的・計画的に推進していくために、庁内関係各課におけるより一層の連携の強化を図るとともに、協議や調整及び進捗管理など、分野横断的に連携し、庁内推進体制の強化を図ります。

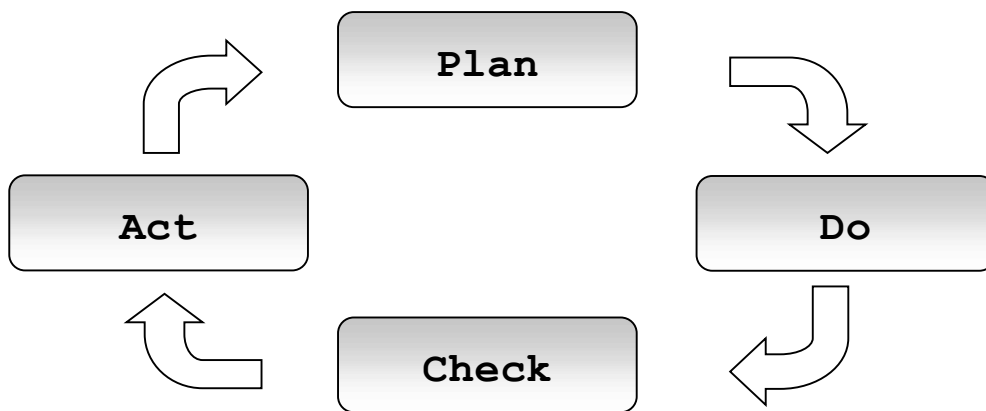
2 関係機関との連携の強化

本プランに掲げた施策や事業の推進に当たっては、行政、市民、社会福祉法人、サービス提供事業者、ボランティア団体やNPO、企業等が「福山市協働のまちづくり指針※」に沿って、幅広い協働のもとで推進します。

3 プランの進行管理

毎年度、PDCAサイクルの考え方に基づいて点検・評価することにより進捗管理を行い、必要に応じて計画や事業の見直し等を行います。また、本プランの達成状況を年度ごとに公表することとし、これらの実績は、福山市社会福祉審議会へ報告します。

【PDCAサイクルのイメージ】



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第2章 障がい者を取り巻く現状

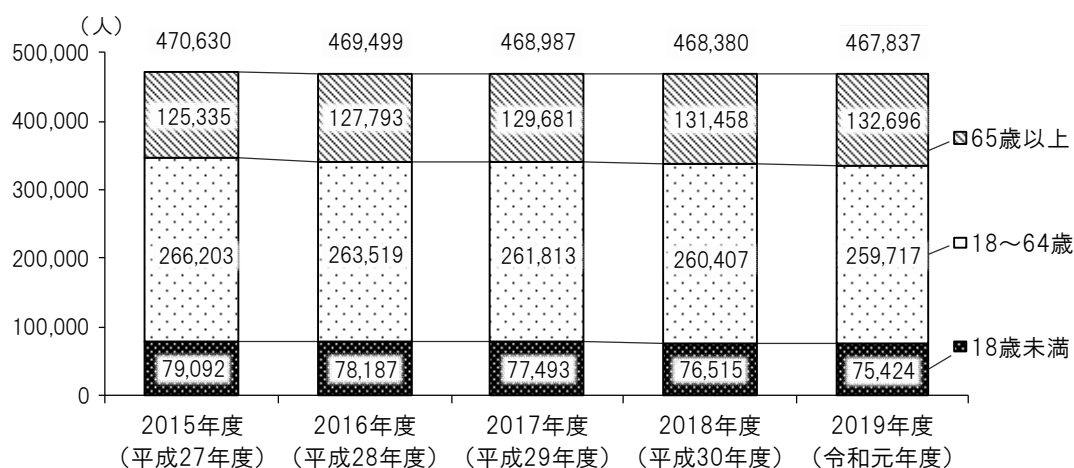
【1】人口等の推移

本市の人口は、緩やかに減少しており、2019年度(令和元年度)は467,837人となっています。

年齢区分ごとにみると、65歳以上人口は増加傾向にあり、2019年度(令和元年度)は132,696人に、2015年度(平成27年度)から約7,400人増加しています。また、高齢化率は2015年度(平成27年度)の26.6%から2019年度(令和元年度)は28.4%となっています。

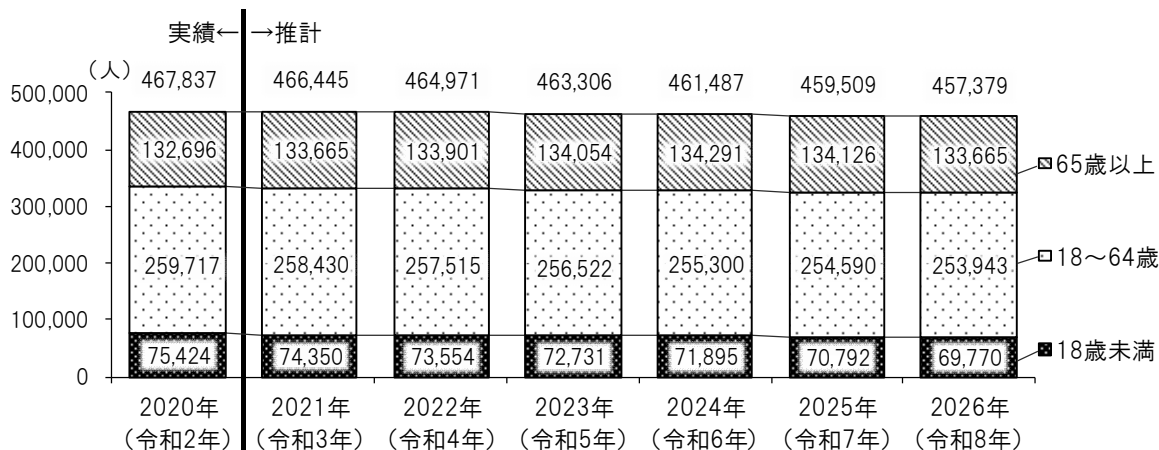
一方、18歳未満の人口は、緩やかな減少傾向にあり、2019年度(令和元年度)は75,424人に、2015年度(平成27年度)から約3,700人減少しており、本市においても少子高齢化が進んでいます。

【人口の推移】



※ 住民基本台帳(各年度3月末現在)

【将来人口の推移】



※ 2020年(令和2年)は3月末現在の実績値, 2021年(令和3年)~2026年(令和8年)は本市の推計による。

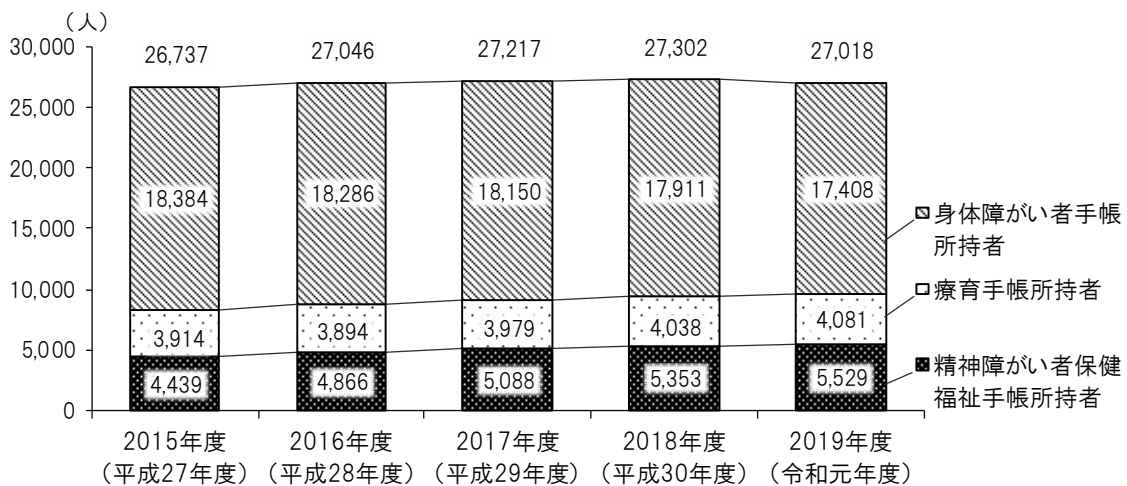
【2】障がい者の動向

1 障がい者手帳所持者の状況

本市の障がい者手帳所持者数は、緩やかに増加していましたが、2019年度（令和元年度）は減少に転じ27,018人となっています。

手帳の種類別で見ると、2019年度（令和元年度）は「身体障がい者手帳所持者」が17,408人と最も多く、全体の64.4%を占めています。「療育手帳所持者」は4,081人（全体に占める割合15.1%）、「精神障がい者保健福祉手帳所持者」は5,529人（同20.5%）となっています。2015年度（平成27年度）からの推移では、「精神障がい者保健福祉手帳所持者」の増加が目立っており、「身体障がい者手帳所持者」は減少傾向にあります。

【障がい者手帳所持者数の推移】



※ 各年度3月末現在

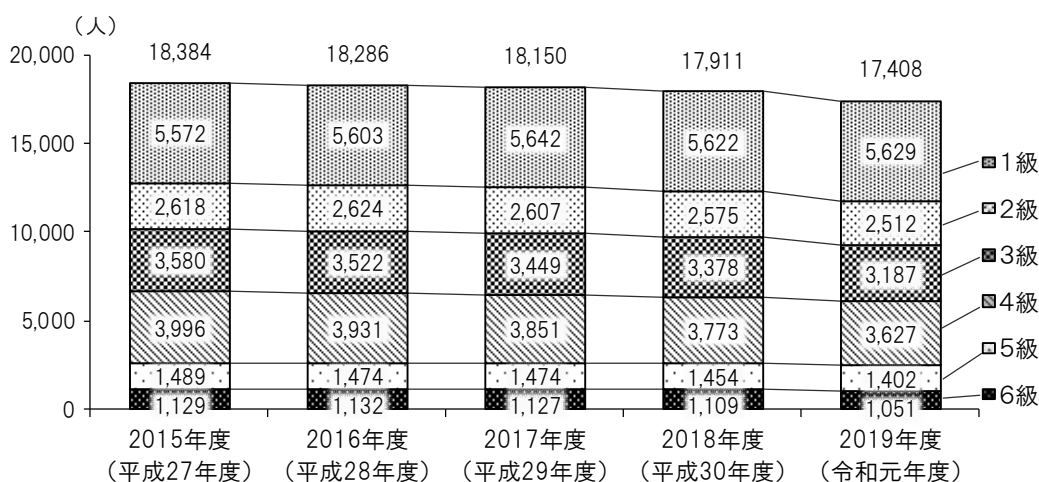
2 身体障がい者手帳所持者の状況

等級別で見ると、2019年度（令和元年度）は「1級」が5,629人と最も多く、32.4%を占めています。次いで「4級」が3,627人（全体に占める割合20.8%）、「3級」が3,187人（同18.3%）の順となっています。

重度障がい者（1，2級）の割合は、2019年度（令和元年度）には46.8%となっており、重度障がい者の割合が増加しています。

年齢別では、18歳未満が1.8%、18～64歳が24.0%、65歳以上が74.2%となっており、高齢者の割合が高くなっています。

【身体障がい者手帳の等級別所持者数の推移】



※ 各年度3月末現在

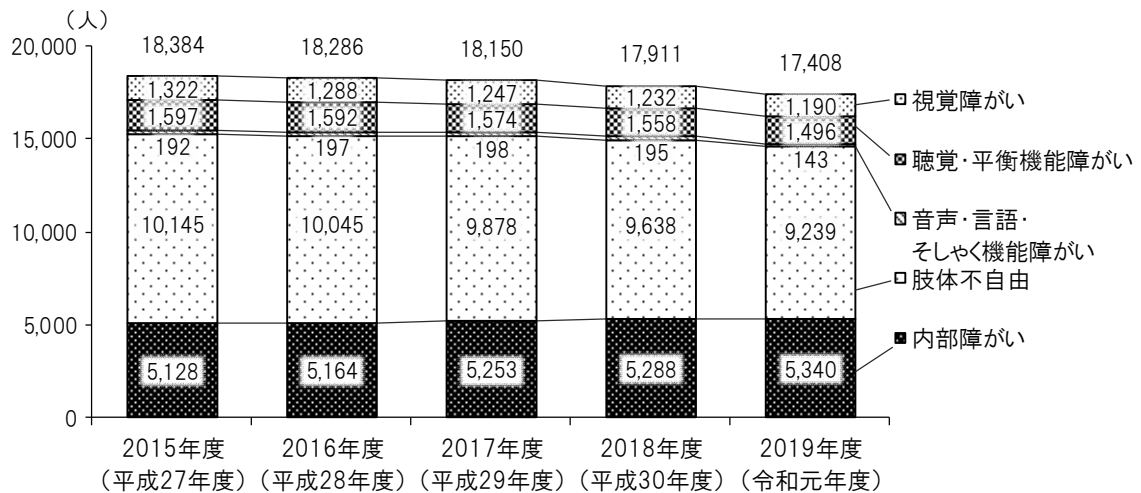
【身体障がい者手帳の等級・年齢別所持者数】

(人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合(%)
18歳未満	160	61	44	24	13	11	313	1.8
18～64歳	1,413	714	723	683	431	216	4,180	24.0
65歳以上	4,056	1,737	2,420	2,920	958	824	12,915	74.2
合計	5,629	2,512	3,187	3,627	1,402	1,051	17,408	100.0
割合(%)	32.4	14.4	18.3	20.8	8.1	6.0	100.0	

※ 2019年度(令和元年度)3月末現在

障がい種類別で見ると、2019年度（令和元年度）は「肢体不自由」が9,239人と最も多く、次いで「内部障がい」が5,340人、「聴覚・平衡機能障がい」が1,496人の順となっています。2015年度（平成27年度）と2019年度（令和元年度）を比較すると「内部障がい」が増加しています。

【身体障がい者手帳の障がい種類別所持者数の推移】



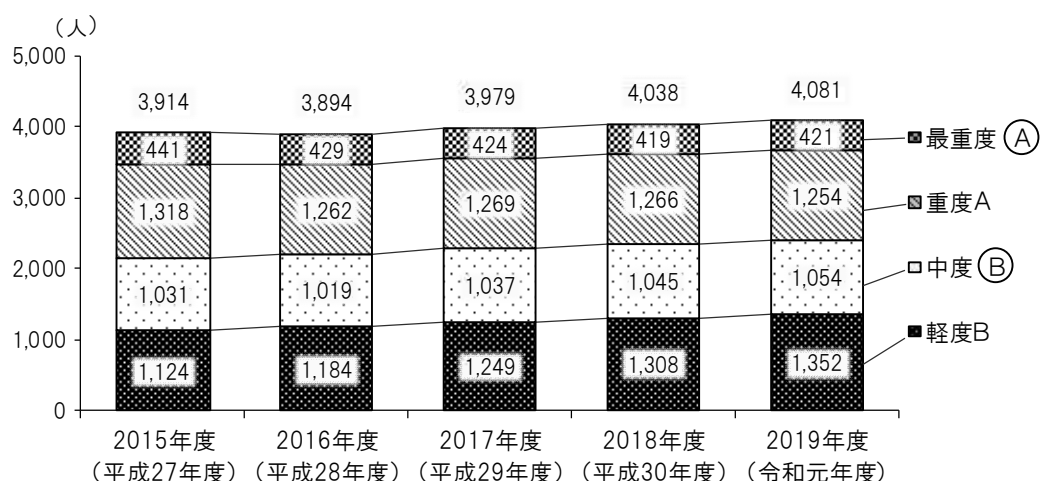
※ 各年度3月末現在

3 療育手帳所持者の状況

障がい程度別で見ると、2019年度（令和元年度）は軽度Bが1,352人と最も多く、33.2%を占めています。次いで重度Aが1,254人、中度（B）が1,054人、最重度（A）が421人の順となっています。また、重度障がい者（最重度（A）、重度A）の割合は、41.0%となっています。

年齢別では、18歳未満が20.8%、18～64歳が69.8%、65歳以上が9.4%となっています。

【療育手帳の程度別所持者数の推移】



※ 各年度3月末現在

【療育手帳の程度・年齢別所持者数】

(人)	最重度 (A)	重度A	中度 (B)	軽度B	合計	割合(%)
18歳未満	81	159	158	452	850	20.8
18～64歳	317	877	789	863	2,846	69.8
65歳以上	23	218	107	37	385	9.4
合計	421	1,254	1,054	1,352	4,081	100.0
割合(%)	10.3	30.7	25.8	33.2	100.0	

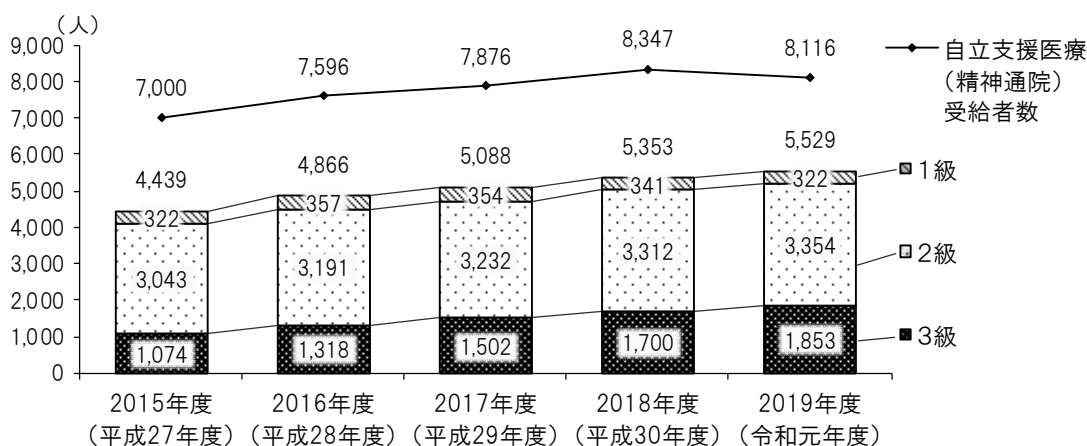
※ 2019年度(令和元年度)3月末現在

4 精神障がい者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者の状況

等級別で見ると、2019年度（令和元年度）は2級が3,354人と最も多く、60.7%を占めています。次いで3級が1,853人（全体に占める割合33.5%）、1級が322人（同5.8%）となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、増加傾向にあり、2019年度（令和元年度）は8,116人となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳の等級別所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】



※ 各年度3月末現在

【精神障がい者保健福祉手帳の等級・年齢別所持者数】

（人）	1級	2級	3級	合計	割合（%）
18歳未満	6	72	467	545	9.8
18～64歳	147	2,609	1,190	3,946	71.4
65歳以上	169	673	196	1,038	18.8
合計	322	3,354	1,853	5,529	100.0
割合（%）	5.8	60.7	33.5	100.0	

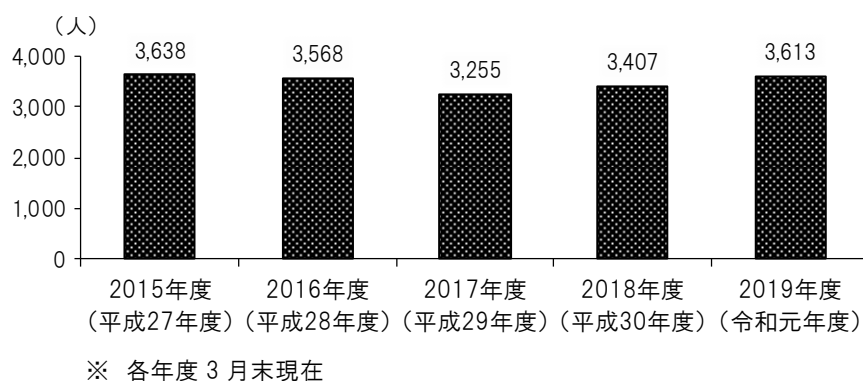
※ 2019年度（令和元年度）3月末現在

5 特定医療（指定難病）※受給者及び小児慢性特定疾病医療※受給者の状況

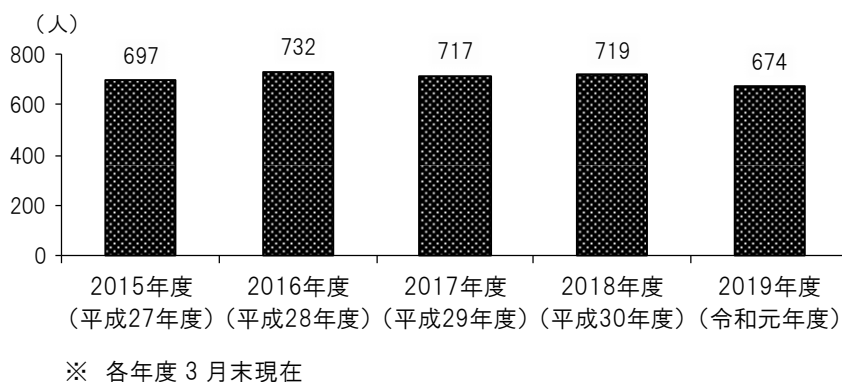
特定医療（指定難病）受給者数は、2017年度（平成29年度）以降、増加傾向にあり、2019年度（令和元年度）は3,613人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者数は、近年は横ばいで推移しており、2019年度（令和元年度）は674人となっています。

【特定医療（指定難病）受給者数の推移】



【小児慢性特定疾病医療受給者数の推移】



第2部 基本理念と基本目標

第1章 基本理念

全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざすことは、「障害者基本法」の根本的な考え方です。

本市では、障がいの有無にかかわらず全ての市民が、共に生きる喜びを感じ、いきいきと心豊かに暮らすことのできるまちづくりをめざし、『障がいのある人の人権が尊重され互いに支え合い 生きる喜びがあふれる共生のまち 福山をめざして』という基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

本プランにおいても、この理念を継承し、障がい者福祉施策の更なる充実と推進をめざします。

プランの基本理念

障がいのある人の人権が尊重され

互いに支え合い

生きる喜びがあふれる共生のまち

福山をめざして

第2章 基本目標

基本理念の実現に向けて、国や県の動き、本市における障がい者福祉を取り巻く状況と課題等を踏まえ、次の基本目標を定めます。

基本目標1 障がいを理解し、共に暮らせるまちづくり

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことができるよう、共に支え合う「地域共生社会」の実現をめざして、相談支援の充実や福祉サービスの提供等、障がい者の地域生活を支援する取組を推進します。

また、障がいや障がい者についての市民の理解を深めるため、啓発・広報を始めとする様々な取組を推進します。

基本目標2 いきいきと学び、健やかに過ごせるまちづくり

市民と行政の協働により、学びの場における福祉教育を一層推進するとともに、就労や地域活動等、障がい者が社会参加できる環境を充実します。

また、障がい者がその人らしく過ごせるよう、ライフステージ^{*}に応じた切れ目のない支援体制を充実します。

基本目標3 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり

障がいがあっても安心・安全に生活できるよう、災害時や緊急時の支援、個人の権利が擁護される体制づくりを推進します。

また、情報のバリアフリー^{*}化、行政における配慮や福祉のまちづくり等、障がい者を取り巻く生活環境の整備を図ります。

第3章 施策の体系

基本目標を具体化するための「基本施策」については、次の7つの分野を設定し、障がい者の生活全般を支援する施策を推進します。本プランの基本施策の体系については、次ページの施策の体系図のとおりです。

【基本施策1】障がいの理解促進と差別解消

【基本施策2】地域における生活支援

【基本施策3】健康づくりの推進

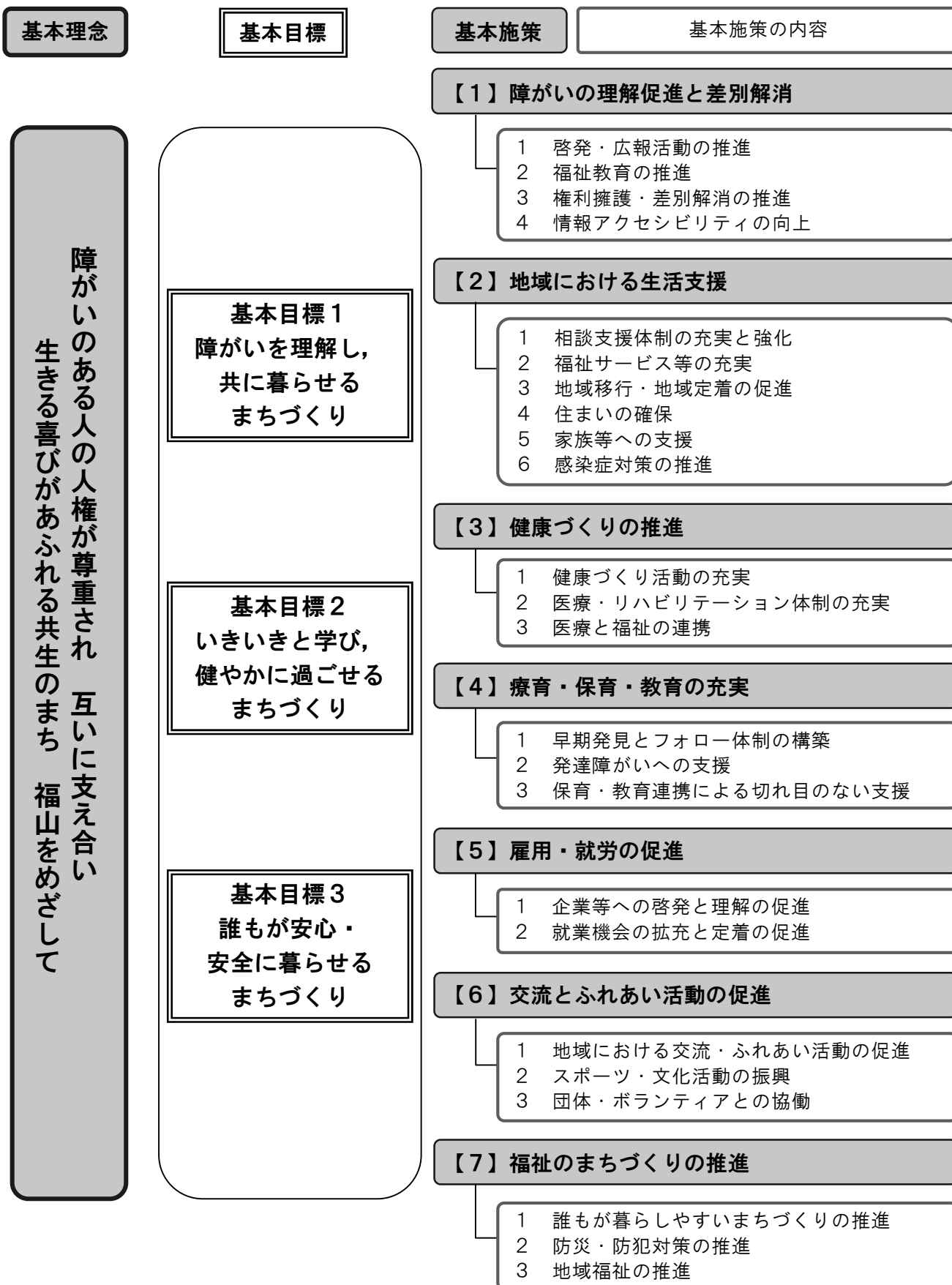
【基本施策4】療育※・保育・教育の充実

【基本施策5】雇用・就労の促進

【基本施策6】交流とふれあい活動の促進

【基本施策7】福祉のまちづくりの推進

施策の体系図



第3部 障がい者施策の展開

第1章 前期計画の事業の実施状況と評価

障がい者福祉に関する事業は、福祉部門だけではなく、保健・医療や学校教育、労働部門などとも深い関わりを持つものであり、様々な分野との連携・調整が必要です。

本市では、前期計画に基づいて実行している施策や事業について、定期的に点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって課題を抽出し、今後の取組に反映させることとしています。

ここでは、前期計画の事業の実施状況の検証を踏まえた今後の課題を整理しました。

基本施策	【1】障がいへの理解の促進
施策の方向	(1) 啓発・広報の推進 (2) 地域福祉の推進 (3) 福祉教育等の推進 (4) 交流機会の充実
主な取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を通じて、障がい福祉に関する情報提供を行い、市民への周知・啓発に努めました。 ・地域活動や障がい者関係団体を支援し、自主的な地域福祉活動の場を提供するとともに、地域における見守りや援助活動、声掛け訪問等多様な助け合い活動を促進しました。 ・児童生徒の職場体験学習や学生のボランティア活動への参加促進等を通して、障がいに対する理解と関心を深めました。 ・「健康ふくやま 21 フェスティバル」や「ふれあい福祉まつり」、社会教育活動事業や各種行事への後援等を通して、人権意識の高揚と交流機会の充実を図りました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者理解を進めるための周知・啓発 ●地域福祉を支える関係団体との連携強化と市民ボランティアへの参加促進 ●児童生徒、学生の理解と関心を深める機会や場の提供 ●各種行事や講演会等の周知と参加促進 ●イベント等の開催が困難な状況における交流や啓発 ●関係団体等の会員の減少や高齢化

基本施策	【2】 地域における生活支援
施策の方向	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 日常生活支援の充実 (3) 住まいの場の充実 (4) サービスの質の向上 (5) 権利擁護の推進
主な取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター（クローバー）*での取組を推進するとともに、福山市ひきこもり相談窓口「ふきのとう」*の開設等、相談支援の充実を図りました。 ・ 日常生活を支援する地域生活支援事業*の実施や、用具・介護機器の支援、IT*訓練等を行いました。 ・ 障がい福祉サービス等の充実、市営住宅のバリアフリー化やグループホーム等の整備、民間賃貸住宅への入居支援等を行いました。 ・ 適切なサービスが提供されるよう、事業所への指導や情報の公表、第三者評価*実施の働き掛け、請求審査システム*の運用を行うとともに、研修への参加を促進しました。 ・ 障がい福祉サービス等の事業者を指定する際の事前協議の厳格化を図りました。 ・ 専門職と連携し、権利擁護に関する相談や支援を行うとともに、判断能力が十分でない人が安定した生活を送るための相談や支援の充実を図りました。 ・ 地域活動支援センターを新たに1か所設置しました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者相談員*の人材確保と適切な配置 ● 精神障がい者やその家族に対する相談や支援の充実 ● 地域での生活を希望する障がい者のための住宅の確保 ● 福祉サービスの第三者評価の促進 ● 専門性の高い人材の確保 ● サービスの質を高めるための事業所の職員対象の研修会の実施 ● 感染症拡大防止対策

基本施策	【3】 健康づくりの推進
施策の方向	(1) 保健・医療の充実 (2) 療育の充実
主な取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育の推進、健康教育・健康相談、各種講座等を実施しました。 ・ 特定健康診査及びがん検診等の受診率向上に向けた周知活動や未受診者対策の実施、健康診査等で要指導となった一人一人に応じた相談・支援を行いました。 ・ 障がいや小児慢性特定疾病、指定難病などにより、医療や介護が必要な人の経済的負担を軽減する支援を行いました。

<p>主な取組の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して、児童発達支援や療育訓練等、切れ目のない支援を行えるよう取り組みました。 ・福山ネウボラ相談窓口「あのね」を13か所設置し、妊娠期から子育て期までの相談を行い、育児不安の解消や子どもの心身の健全な発育や発達を支援しました。 ・「おもちゃ図書館[※]」の充実を図り、交流や相談のできる場の提供と支援を行いました。 ・就学前児童の児童通所施設に係る利用者負担を軽減し、早期療育を推進しました。
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●受診率向上に向けた更なる周知や受診勧奨 ●疾病の早期発見につながる乳幼児健診の実施 ●早期療育の推進

基本施策	【4】保育・教育の充実
<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談・支援体制の充実 (2) 保育・教育内容の充実 (3) 保育・教育環境の充実
<p>主な取組の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関と連携した専門的な指導や援助、療育相談を行い、継続的な支援を推進しました。 ・生徒の自立と社会参加をめざし、適正な教育を受けられるよう、学習や主体的な進路選択等の支援を行いました。 ・適応指導教室を「福山市フリースクールかがやき[※]」に名称変更し、児童生徒が自分で選択し、自分のペースで学ぶことを大切にする場としました。 ・保育を必要とする障がい児を全ての保育施設で受け入れ、適切な保育を実施できるよう、関係機関と連携した保育計画の推進、保育士の研修や施設・設備の整備を行いました。 ・特別支援学校と近隣の小中学校との交流や共同学習を実施し、障がいに対する理解と地域でのつながりを深めました。 ・特別支援教育を推進するとともに、特別支援学級や通級指導教室の児童生徒が個々のニーズに応じた指導が受けられるよう、教育内容や環境整備等の推進、経済的な支援を行いました。 ・公民館の施設整備を推進し、自発的な学習活動を支援しました。
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「ことばの相談室[※]」の役割の明確化と支援体制の充実 ●発達障がい児やその特徴がみられる子どもの就学前段階での支援と職員の資質向上 ●特別支援教育を推進するための幼稚園や学校の支援体制の充実 ●保育施設や学校施設、公民館等のバリアフリー化の推進

基本施策	【5】雇用・就労の促進
施策の方向	(1) 雇用・就労の支援 (2) 職業能力の開発
主な取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の促進や安定を図るため、周知活動や啓発セミナー、合同面接会等の開催、訓練等給付費の支援等を行いました。 ・福山市の会計年度任用職員（旧臨時職員）としての雇用や市役所での実習体験を行い、雇用の拡大や就労支援の推進、学校では体験できない環境の提供に努めました。 ・障害者優先調達推進法に基づき、調達方針や調達実績、調達目標及び特定随意契約対象者名簿等を公表することにより、障がい者就労施設等からの物品等の調達の普及啓発を図りました。 ・就労パスポート[*]についての支援機関向けワークショップを開催しました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者雇用の促進に向けた制度やセミナーの周知、企業と求職者とのマッチングにおける課題の解決 ●就労に向けた支援としての就労訓練や体験の継続 ●障がい者就労施設等からの物品等の調達や受注の拡大を図る取組 ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動が停滞し減収となった就労継続支援事業所の再起に向けた支援 ●就労移行支援事業所の機能強化 ●就労継続支援A型事業所の適正化 ●就労定着支援事業所の参入促進 ●農福連携[*]事業の推進 ●障がい者就労訓練事業から一般就労[*]への移行

基本施策	【6】スポーツ・文化・芸術活動の振興
施策の方向	(1) スポーツ・レクリエーションの振興 (2) 文化・芸術活動の振興
主な取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツへの取組支援や各種スポーツ教室、講習会の実施、「全国障害者スポーツ大会」への参加支援を行い、レクリエーション活動や健康・体力づくりの増進、社会参加の促進を図りました。 ・任意団体が実施する事業の支援や障がい者の作品展示等を行い、芸術活動を通じた障がい者の社会参加促進や市民の障がいに対する理解の向上を図りました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツやレクリエーション活動への継続的な支援や取組 ●芸術的な活動への継続的な支援や取組

基本施策	【7】暮らしやすいまちづくりの推進
施策の方向	(1) ユニバーサルデザイン [*] の推進 (2) 防災・防犯対策の推進 (3) 行政サービス等における配慮

主な取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの啓発や住宅・建築物，都市公園や公共交通，歩行空間等のバリアフリー化を推進しました。 ・障がい特性に応じた防災情報の提供を始め，通報時や避難時，被災時の支援，関係機関と連携した防火防災意識向上の啓発や訓練等を実施しました。 ・「児童生徒安全確保対策事業」や「緊急通報システム整備事業」「振り込め詐欺の被害防止」等の防犯対策を推進し，防犯意識の高揚を図りました。 ・障がい者や「障害者差別解消法[*]」の理解を深めるため，職員の研修を実施しました。 ・選挙に参加しやすい環境や機会の確保のため障がい特性に応じた情報提供に努めました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の基準適合物件の件数を増やすための取組 ●避難行動要支援者[*]の基準の共有，避難行動要支援者避難支援制度の登録への意思確認と登録勧奨，制度の周知 ●避難所での受入体制の充実 ●福祉避難所[*]への理解の促進と周知 ●市民と行政が協働した地域ぐるみの防犯体制の構築 ●効果的な職員研修の実施に向けた検討 ●緊急時のコミュニケーション手段の確保

基本施策	【8】情報提供体制の充実
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報提供の充実 (2) 情報バリアフリー化の推進 (3) コミュニケーション支援の充実
主な取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・広報「ふくやま」等の音訳版や点訳版，ホームページ，SNS[*]，冊子等，様々なメディアを使って市政や福祉に関する情報の提供に努めました。 ・手話通訳者や要約筆記[*]者派遣，ITの活用など，情報のバリアフリー化を推進しました。 ・サポートボランティアを養成し，コミュニケーション支援体制の充実に努めました。 ・図書館での障がい者サービスの充実を図りました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページやSNSを活用した最新かつ的確な情報の発信 ●手話通訳者，要約筆記者等の養成 ●障がいの特性に応じた速やかな情報提供 ●市民のボランティア参加を促進するための取組

第2章 障がい者施策の展開

【基本施策1】障がいの理解促進と差別解消

1 啓発・広報活動の推進

●現状と課題●

本市では、広報「ふくやま」やホームページ、テレビ、ラジオ等を活用し、障がい者に対する市民の理解を深め、社会参加を促進する啓発を推進してきました。

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、障がい者に対する地域の人々の理解について、27.1%の人が「進んできた」と回答している一方で、60.7%の人は「進んでいない・変わらない」と回答しています。また、障がい者に対する理解を深めるために必要なこととしては、「広報・啓発の充実が必要である」と回答した人が最も多くなっています。

関係団体からは、「依然として障がいに対する理解は進んでいないと感じる。広報やホームページ、ポスター、リーフレットなどで幅広い周知・啓発活動が必要。」という意見がありました。

アンケート調査（手帳等非所持者）でも、障がい者に対する地域の人々の理解度について、「進んできた」と回答した人は32.3%にとどまっています。

障がいのある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合い安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、引き続き、多様な媒体を通じて、市民一人一人が、障がいや障がい者について十分に理解を深めることができるよう、啓発・広報活動を推進することが必要です。

●取組の方向●

○障がいや障がい者についての市民の理解を深めるため、引き続き、広報「ふくやま」やホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等、様々な媒体を活用した幅広い広報・啓発活動を推進するとともに、誰もが参加しやすい市民啓発イベントなどを推進します。

施策	事業	取組内容
啓発・広報の推進	広報紙による啓発	● 広報「ふくやま」や社会福祉協議会の発行する「福祉だより“ほほえみ”」により、福祉に関する情報提供を行い、福祉制度等の周知や障がい者への理解の促進を図ります。

施策	事業	取組内容
啓発・広報の推進	ホームページやテレビ・ラジオ等による啓発	●ホームページやテレビ，ラジオ，SNS等により，効果的な情報発信と啓発に努めます。
	各種行事での啓発	●「障がい者週間 [*] 」等の福祉関連行事を通して，市民が障がいについて関心と理解をより深めるとともに，障がい者の一層の社会参加を促進します。
市民啓発イベントの開催	健康ふくやま 21 フェスティバル	●健康づくりや食育等に関するイベントと社会福祉協議会の「ふれあい福祉まつり」を同時開催し，施設や団体，福祉機器・器具等の紹介を行い，より多くの方が保健・福祉に対する理解を深め，関わりを持つきっかけとなるよう努めます。
	精神保健福祉講演会	●講演会や健康教育を通して，市民のこころの健康づくりや自殺対策に関する知識の普及啓発と精神的健康の保持増進を図るとともに，地域での精神障がいへの理解を促進します。

2 福祉教育の推進

●現状と課題●

本市では、学校教育において福祉体験学習や福祉施設訪問等を推進し、地域においては、幅広い年齢層を対象とした社会教育活動や人権啓発関係事業など、多様な福祉教育を推進してきました。

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、障がい者に対する理解を深めるために必要な取組として「地域や学校における人権教育の充実」が上位に回答され、アンケート調査（手帳等非所持者）でも、「学校教育の中で障がいに対する理解を深める」が上位に回答されています。

引き続き、教育の場などにおける早い段階からの一貫した福祉教育を推進するとともに、幅広い世代を対象とした学習機会の更なる充実が必要です。

●取組の方向●

○学校教育の場や、生涯学習など学びの場を通じて、幅広い世代を対象に福祉教育を推進し、障がいに対する理解を深めることで、誰もが助け合い、支え合うことのできる社会の実現をめざします。

施策	事業	取組内容
家庭・地域・学校での福祉教育等の推進	学校教育における福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な体験的な学習や施設訪問等を通して、障がいに対する理解と関心を深めるとともに、共に生きることの大切さを学ぶことで、思いやりと助け合いの心を持ち、実践できるよう育成します。 ●体験学習や施設訪問等が実施困難な場合は、年間の学習を見通し、効果的に学ぶことができる内容を検討しながら、障がいに対する理解の促進を図ります。
	中・高校生ボランティア体験学習	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会において、中・高校生を対象として、夏休みに市内の障がい者施設、高齢者施設、児童施設等でのボランティア体験の機会を提供し、福祉教育を支援します。
	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育活動事業や人権啓発関係事業を、公民館やコミュニティセンター・館等で実施し、地域の連帯感と人権意識の高揚を図ります。

3 権利擁護・差別解消の推進

●現状と課題●

本市では、障がいにより判断能力が十分ではない人が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度^{*}の利用支援や虐待防止施策など権利擁護の推進に努めています。

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、障がいを理由に「差別を受けたことがある」と40.9%の人が回答しています。しかし、差別を受けたときの相談先を「知っている」と回答した人は11.9%と非常に低く、また、権利擁護支援センター^{*}の存在を「知らない」人は83.8%となっています。

権利擁護に関する制度や相談窓口の周知、啓発活動を更に充実するとともに、引き続き、障がい者差別の解消に向けた取組が必要です。

●取組の方向●

○全ての障がい者が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、権利擁護体制の充実に努めます。また、障がい者への理解促進を図るとともに、各種手続き等において合理的配慮を提供します。

施策	事業	取組内容
権利擁護体制の充実	相談支援事業	●基幹相談支援センター（クローバー）等で各種福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介等、総合的な相談支援を行います。
	障がい者虐待防止	●障がい者虐待防止センター [*] において、障がい者に対する虐待の防止・早期発見・迅速な対応等、適切な支援を行います。また、障がい者虐待を防止するための啓発活動を行います。 ●福山市虐待防止ネットワークにおいて、虐待や暴力による被害者に対する適切な保護や支援、またその未然防止のため、関係機関・団体の連携強化に努めます。
	権利擁護支援	●成年後見制度利用促進法 [*] に基づく中核機関である権利擁護支援センターを中心に、成年後見制度の普及・啓発や相談支援体制に努めます。 ●権利擁護における市民参画の仕組みづくりとして、市民後見人の養成及び活動支援に努めます。
	成年後見制度利用支援事業	●判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等の権利と財産を守るための相談機関の充実や成年後見制度の啓発、支援者の育成などを推進します。

施策	事業	取組内容
権利擁護体制の充実	福祉サービス利用援助事業（かけはし）	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会において、判断能力が十分でない人への適切な福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳等の預かりサービスを実施します。 ●業務の適正管理に努めるとともに、生活支援員の質の向上と支援活動の充実に取り組みます。
行政機関等における配慮の推進	事務・事業遂行における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者差別解消法」の趣旨を理解するため、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する福山市職員対応要領」に基づく取組を実施します。 ●障がい者等から相談等があった場合は、「障がいを理由とする差別に関する相談受付票」に記載し、今後の対応の参考にします。
	職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者への理解を促進するために、行政機関の職員等に対して必要な研修等を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

4 情報アクセシビリティの向上

●現状と課題●

障がいによっては、情報の収集や利用などに大きな支障があることから、本市では、広報「ふくやま」等の音訳版や点訳版の配布等、障がいの特性に応じた情報の提供やIT関連機器の利用支援、相談等を実施しています。

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、福祉情報の入手経路として「県や市からの通知や広報誌・パンフレット」、「県や市の窓口」が多くなっていることから、行政から発信する情報については、特に配慮が必要です。

また、情報の入手が困難な聴覚障がい者や視覚障がい者については、医療や教育の場を始め、社会生活のあらゆる場面において、コミュニケーションの支援が必要です。

●取組の方向●

○障がいの特性に応じた効果的な情報の提供等により、情報のバリアフリー化を推進します。また、聴覚障がい者や視覚障がい者等に必要なコミュニケーション支援の提供を推進するとともに、担い手となるサポートボランティアの養成を継続します。

施策	事業	取組内容
環境の整備	声の広報	●視覚障がい者へ広報「ふくやま」「市議会だより」の音訳版や点訳版を配布します。
	機器の貸出し	●ヒアリングループ [※] の貸出し等を行い情報アクセシビリティの向上に努めます。
	図書館の障がい者サービス	●各図書館において、録音資料（CD、DVD、デジター [※] 図書等）や大活字本、点字図書等の関連資料の収集の充実を図るとともに、宅配・郵送による録音資料や図書等の貸出し、拡大読書器の設置を行います。 ●中央図書館において、点字プリンターの活用や手話通訳者の配置等を行い、利用の促進に努めます。
ITの活用	障がい者ITサポート事業	●パソコン等のIT関連機器の利用を促進するため、視覚障害者地域活動支援センターにおいて、パソコン教室や音声パソコンボランティア養成講座を開催します。
コミュニケーション支援体制の充実	コミュニケーション支援事業	●聴覚障がい者等の自立や社会参加を促進するため、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。
	サポートボランティア養成等事業	●手話や要約筆記、点訳ボランティアを養成し、コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

施策	事業	取組内容
コミュニケーション支援体制の充実	福祉相談システム	●福祉相談システム（テレビ電話）による手話通訳・手話相談を行うとともに、システムの利点を生かし、支所等への情報提供などにも活用します。
情報提供体制の整備充実	市政情報の発信	●福祉制度が全ての人に伝わるよう、広報「ふくやま」を始め、テレビ、ホームページ等様々なメディアを活用し、効果的に市政情報を発信します。
	福山市ホームページ	●最新かつ的確な情報が得られるよう、ホームページを使った福祉情報の提供に努めます。
	福山市社会福祉協議会ホームページ	●地域に密着した社会福祉協議会づくりのため、ホームページやSNS等を活用して、福祉関係情報を発信します。
	「ボランティア情報紙 TUNAGU（つなぐ）」の発行	●社会福祉協議会で、募集情報、講習会の開催、近況等の情報を発信する「ボランティア情報紙 TUNAGU（つなぐ）」を発行し、登録ボランティアへ情報提供を行うとともに、啓発を進めます。
	「福祉だより“ほほえみ”」の発行	●社会福祉協議会で、「福祉だより“ほほえみ”」を定期的に発行し、福祉イベントや講習会・研修会の開催情報等より多くの福祉情報を提供します。
	福祉制度情報の提供	●障がい者福祉制度の一覧を作成し、障がい者手帳交付時等に福祉制度の案内をするとともに、福祉情報を提供します。

【基本施策2】地域における生活支援

1 相談支援体制の充実と強化

●現状と課題●

本市では、障がい者が地域で心身共に安心して生活できるよう、基幹相談支援センター（クローバー）での相談支援や福山市ひきこもり相談窓口「ふきのとう」の開設など、多様な相談支援体制を展開してきました。

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、相談したいこととしては「老後のこと」と回答した人が43.7%と最も多くなっており、障がい者の高齢化への相談対応も課題となってきました。

また、相談先に望むこととして、「1か所ですべての相談ができること」や「どんな相談にも対応できること」「障がい特性に応じて専門の相談ができること」等が求められています。

●取組の方向●

○引き続き、障がい者やその家族が地域で心身共に安心して生活できるよう、必要なときにいつでも相談し、適切な支援を受けることができる相談支援体制の充実を図り、情報提供に努めます。

施策	事業	取組内容
障がい者ケアマネジメント※体制の推進	サービス利用計画	●障がいの状況や環境に応じ、必要なサービスを受けることができるよう、適切なサービス利用計画を提供します。
総合的な相談支援体制の充実	相談支援事業（再掲）	●基幹相談支援センター（クローバー）等で各種福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介等、総合的な相談支援を行います。
	地域生活支援拠点等※の充実	●緊急時の相談・対応を始めとして、障がい者等が住み慣れた地域の中で安心して生活が送れるように支援します。
	ろうあ者等相談員	●聴覚障がい者等のための専門相談員を配置し、相談や手話通訳等の支援を行います。

施策	事業	取組内容
総合的な相談支援体制の充実	ピアカウンセリング	●障がい者相談員、視覚障害者地域活動支援センターや聴覚障害者地域活動支援センターにおいて、障がい者が自らの体験に基づいて、他の障がい者の悩みなどを聞く「ピアカウンセリング」を行います。
	障がい者相談員	●障がい者相談員の研修を実施することでスキルの向上を図り、障がい者の地域活動の推進や障がい者福祉の増進等を図ります。
	こころの健康相談	●市民が心身共に健全に生活できるよう、精神科医師による専門的な相談や保健師による相談を実施し、病気の早期発見、早期治療につなぎます。
	家庭訪問・健康相談事業	●地域で心身共に安心して生活することができるよう、保健師による家庭訪問や健康相談を実施するとともに、関係機関と連携して支援を行います。
	まもローズ相談	●社会福祉協議会において専門性を生かした常設相談を実施し、不安の解消、複雑・困難な生活課題の解決に努めます。
	福祉相談システム（再掲）	●福祉相談システム（テレビ電話）による手話通訳・手話相談を行うとともに、システムの利点を生かし、支所等への情報提供などにも活用します。

2 福祉サービス等の充実

●現状と課題●

本市では、障がい者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に基づき、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図り、日常生活を多面的に支援してきました。

障がい者（18歳以上）アンケート調査においては、障がい者が地域で安心して暮らすために重要と思う施策として「障がい福祉サービスの充実」と回答した人は23.7%で2番目に多くなっています。一方で、サービスを利用しやすくするために必要なこととして、サービスについての情報提供を始め、分かりやすい申請方法や適切なサービスのアドバイスなどが求められています。

引き続き、障がい者が地域で安心して生活できるよう、福祉サービス等の充実を図るとともに、ニーズに応じた適切な提供体制の充実が必要です。

●取組の方向●

○障がい者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活でき、社会参加が図れるよう、引き続き、多様なニーズに対応した障がい福祉サービス等の提供や日常生活に係る多面的な支援を進めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

施策	事業	取組内容
障がい福祉サービス等の充実	障がい福祉サービス	●地域で安心して暮らすため、障がい福祉サービス事業を計画的に進めます。
	障がい児通所支援	●障がいのある児童が地域で健やかに成長できるよう、障がい児通所支援の体制の充実を図ります。
	地域生活支援事業	●住み慣れた地域で日常生活や社会生活が送れるよう、地域生活支援事業を計画的に進めます。
	福山市障がい者総合支援協議会*	●関係機関が集まり、相談支援事業を始めとする地域生活支援システムの構築に関して協議し、障がい者の生活の向上に取り組みます。
	日常生活訓練	●視覚障害者地域活動支援センターにおいて、歩行訓練・IT訓練・点字訓練、聴覚障害者地域活動支援センターでは、手話訓練・読話訓練・IT訓練に取り組みます。
補装具・日常生活用具の給付等	補装具費の支給	●失われた身体機能や障がいのある部位を補い、必要な日常生活能力を獲得するために使用する補装具の交付や修理・借受けに要する費用の一部を支給します。

施策	事業	取組内容
補装具・日常生活用具の給付等	日常生活用具の給付	●日常的に自立した社会生活が送れるよう、生活を円滑にするための用具の給付や住宅改修の工事費等の一部を支給します。
	福祉機器の貸出し	●社会福祉協議会において、介護保険や障がい福祉サービス等の制度で対応できない、在宅で介護を要する高齢者や身体障がい者に車椅子等を貸し出し、在宅介護の支援を行います。
サービスの質の向上	実地指導	●事業所集団指導や実地指導を通して、利用者へ適切なサービスが提供されるよう指導します。
	巡回指導	●一般就労への移行促進や、生産力向上を通じた工賃*（賃金）アップなどを目的として、障がい福祉サービス指導員が事業所を訪問し、相談や助言を行います。
	利用者への適切な情報の公表	●利用者のニーズに合った事業所等を選択するために、必要な情報提供が適切に行われるよう指導します。
	福祉サービスの第三者評価の促進	●様々な実施主体において提供される福祉サービスについて、第三者評価の実施を事業所に働き掛けるとともに、情報提供を行います。
	社会福祉業務従事者研修の促進	●研修対象法人や施設に研修案内を行い、職員の資質向上を促進するとともに、利用者へ適切な情報提供を行うよう、指導を行います。
	障がい福祉サービスの適正化	●請求審査結果の分析や活用を進めるとともに、関係者との情報の共有を図ります。
人材の確保に向けた取組	関係機関との連携	●福山市福祉・介護人材確保等総合支援協議会等の関係機関と連携して、専門性の高い人材の確保に向けた取組を進めます。

3 地域移行・地域定着の促進

●現状と課題●

障がい者が、入所・入院施設から生活の場を地域へ移行し、自立した生活を続けていくことは大きな課題です。

障がい者（18歳以上）アンケート調査においては、地域で暮らすために必要な支援として「経済的負担の軽減」を始め、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」などが求められています。

障がい者が地域で自立した生活ができるよう、関係機関と連携し、ニーズに応じて円滑に地域生活に移行できるよう、引き続き、支援が必要です。

●取組の方向●

○障がい者が地域で自立した生活ができるよう、入所・入院生活から地域生活への移行を促進し、地域での生活を継続することができるよう支援します。

施策	事業	取組内容
地域での自立した生活に向けた支援	地域生活支援事業（再掲）	●住み慣れた地域で日常生活や社会生活が送れるよう、地域生活支援事業を計画的に進めます。
	地域移行支援事業	●障がい者支援施設や更生施設などに入所又は精神科病院に入院している障がい者に、退所・退院後の住居の確保や地域生活に移行するための相談や支援を行います。
	地域定着支援事業	●施設・病院から退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者に、障がいの特性から生じる緊急時等の相談と支援を行います。

4 住まいの確保

●現状と課題●

地域移行・地域定着を促進するためには、住まいの確保が重要です。

障がい者（18歳以上）アンケート調査においては、今後希望する暮らし方として、現在自宅で暮らしている人の65.7%が「今のまま」を望んでいるほか、グループホームで暮らしている人の77.3%が、「今のままでよい」又は「グループホームで暮らしたい」と回答していますが、「アパートなどで1人暮らしをしたい」と回答した人も一定程度みられます。また、地域で暮らすために必要な支援としては、特に知的障がい者で、「障がいのある人に適した住まいの確保」へのニーズが高くなっています。

障がい者の状況やニーズに応じて、住まいの場を確保できるよう、支援していくことが必要です。

●取組の方向●

○障がい者の状況やニーズに応じた住まいの場を確保できるよう、支援を行うとともに、生活支援体制の整備を図ります。

施策	事業	取組内容
居住の場の整備・充実	居住サポート事業	●社会福祉協議会において、民間賃貸住宅等への入居を希望する障がい者に、入居に必要な調整等の支援を行います。
	市営住宅の整備	●地域住宅計画に基づき、新たに募集する住宅のバリアフリー化を推進し、障がい者及び高齢者が安心して暮らせる居住環境の整備を図ります。
	日常生活用具の給付（再掲）	●日常的に自立した社会生活が送れるよう、生活を円滑にするための用具の給付や住宅改修の工事費等の一部を支給します。

5 家族等への支援

●現状と課題●

障がい者（18歳以上）アンケート調査においては、主な介助者は、身体障がい者では「配偶者」、知的・精神障がい者では「父または母」が多くなっています。介助者の年齢としては、60歳以上の方が57.6%を占め、高齢化の傾向がみられ、親亡き後への対応が課題となっています。

関係団体からは、「親亡き後に生活できるか心配、親には財力がない」「主に支援者である家族の高齢化が進み、老障介護が加速していくと思われるが、障がいのある人たちの地域生活を支えるヘルパー等の人材不足により、居宅介護事業等の経営が厳しくなり、閉鎖していく事業所が全国的に増加している」という意見がありました。

障がい者の高齢化に伴う生活の不安、障がい者を支える家族等の不安の解消に向けた施策の推進が必要です。

●取組の方向●

○全ての障がい者やその家族等が安心して生活を続けられるよう、負担の軽減や不安の解消に向けた取組を推進します。

施策	事業	取組内容
家族等の負担の軽減	短期入所事業	●自宅において介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。
	日中一時支援事業	●日中において、一時的に見守りなどが必要な障がい者等に、見守りや日中活動の場を提供します。
相談支援体制の充実	地域生活支援拠点等の充実（再掲）	●緊急時の相談・対応を始めとして、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援します。
	家庭訪問・健康相談事業（再掲）	●地域で心身共に安心して生活することができるよう、保健師による家庭訪問や健康相談を実施するとともに、関係機関と連携して支援を行います。
家族等への支援	家族等の交流の促進	●家族交流会等を実施し、統合失調症、ひきこもりの人の家族が相互に悩みを話し合う場を提供します。

6 感染症対策の推進

●現状と課題●

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々のライフスタイルは大きな変化を見せています。そのような中、特に障がいのある人については重症化のリスクが高く、十分な対策が不可欠です。

関係団体からは、「新型コロナウイルス感染症の拡大で、県や市から通所サービス等の利用自粛要請が出され、一定期間障がい福祉サービス等が使えなかった」「感染症拡大が、障がいのある人やその家族に与えている影響を行政で調査してほしい」という意見がありました。

また、外出自粛によって家庭内で虐待等が増加しているという現状や災害時の避難所の在り方など、平常時とは異なる様々な社会的な影響も懸念されており、よりきめ細かな支援対策が必要となっています。

●取組の方向●

○新型コロナウイルス感染症対策を始め、平常時とは異なる社会の状況下においても、障がい者が安心・安全に生活できるよう、これまでの対策の見直しや、よりきめ細かな支援対策に取り組みます。

施策	事業	取組内容
感染症対策の推進	感染症予防対策に係る説明会の開催	●感染リスクが高い高齢者や障がい者等が多く利用する社会福祉施設等を対象として、正しい感染症の知識や感染防止対策等を習得するための説明会を実施します。
	衛生用品等の備蓄	●感染拡大防止のため、衛生用品（マスク、防護服等）を備蓄します。
	関係者との連携	●関係団体と行政が参画する、福祉サービス調整本部会議※等で情報共有を図り、緊密な連携のもと対応にあたります。
	福祉サービスの継続支援	●集団感染等が発生した場合に、各事業所がサービスを継続して提供できるよう必要な支援を行います。
	避難所での衛生管理	●避難所に体温計や消毒液を設置する等、避難所での衛生管理体制を徹底します。

【基本施策3】健康づくりの推進

1 健康づくり活動の充実

●現状と課題●

本市では、障がいの原因となる疾病等の予防や相談体制の充実を始め、特定健康診査等の受診率向上、障がいの早期発見・早期治療に努めています。

障がい者（18歳以上）アンケート調査においては、相談したいこととして「体調のこと」が上位に回答されており、健康に対する不安の解消が必要となっています。

障がい者に対する健康づくりへの支援を始め、ライフステージに応じた健康の保持・増進のための支援や疾病予防策の充実が必要です。

●取組の方向●

引き続き、障がいの原因となる疾病等の予防や相談体制の充実を図ります。また、特定健康診査等の受診率を高め、早期発見・早期治療の充実に努めます。

施策	事業	取組内容
早期発見・ 早期治療の 充実	特定健康診査及び がん検診等	●特定健康診査やがん検診等の受診率を高めるために、より一層の周知活動の展開を図ります。「福山市特定健康診査等実施計画」「がん対策推進基本計画」における目標を達成するために、未受診者対策を実施します。
	障がい者歯科診療	●一般歯科診療所での受診が困難とされる障がい者の歯科診療について、福山市歯科医師会と連携しながら診療を実施します。
障がいの原因となる疾病等の予防・相談体制等の充実	食育の推進	●「ふくやま健康フクイク21いきいきプラン2018」に基づき、地域における「食育」を推進するために、関係団体と連携を図りながら、様々な活動を推進します。
	訪問指導	●健康診査等における要指導者等を対象に訪問指導を行い、生活習慣病*の予防や各種サービスの利用による自立した生活、家庭における療養等、一人一人の状態に応じた相談・支援を行います。

施策	事業	取組内容
障がいの原因となる疾病等の予防・相談体制等の充実	健康教育・健康相談	●健康に関する自覚を高めるとともに、正しい知識の普及を目的として、生活習慣病予防の視点から健康教育・健康相談や広報活動等を行います。
	フレイル*予防の推進	●高齢者を対象に、フレイルの兆候に早く気づき、日常生活を見直すことで、進行を遅らせたり、元気な状態を取り戻すことができるよう、フレイル予防に関する知識の普及・啓発を推進します。
	水浴訓練	●水中活動を通して、体力の維持向上や疾病の予防等を目的とした各種講座や教室を開催し、専門的な支援を提供するとともに、指導者の養成を行います。
	交通安全思想の普及	●警察を始めとする関係機関・団体と連携し、交通安全教室や広報活動、街頭指導等の活動を通して、交通安全意識の高揚や交通マナーの徹底を図ります。

2 医療・リハビリテーション体制の充実

●現状と課題●

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、地域で暮らすために必要な支援として、特に身体障がい者で「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が求められています。さらに、障がい者が地域で暮らすために重要な施策として、「医療費の助成や手当の支給などの経済的な支援の充実」と回答した人が37.4%と最も多くなっています。

また、障がい児（18歳未満）アンケート調査によると、身体障がい者のうち26.3%が医療的ケアを必要としています。

在宅でも安心して医療ケアなどを受けられることができる環境づくりが求められています。

●取組の方向●

○障がいの特性や程度に応じて医療費の助成等を行い、経済的な支援の充実を図ります。

施策	事業	取組内容
医療給付の充実	重度心身障がい者医療費助成	●重度の身体障がい者手帳，又は重度の療育手帳を所持する障がい者を対象に，保険医療費の自己負担分の一部を助成します。
	自立支援医療（更生・育成・精神通院）	●障がいの状態の軽減・予防を図り，日常生活や社会生活を営むために必要な医療費の自己負担分の一部を助成します。
	精神障がい者医療費助成	●精神障がい者の自立支援医療に係る費用のうち，自己負担分の半額を助成します。
	小児慢性特定疾病医療費助成	●国が定める慢性疾患（2020年（令和2年）10月現在16疾患群762疾病）を抱える児童等の治療について，医療費の自己負担分の一部を助成します。
	指定難病医療費助成	●難病法に基づき指定された，発病の機構が明らかでなく，治療方法が確立されていない疾患（2020年（令和2年）10月現在333疾患）に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。
	未熟児養育医療	●出生体重が2,000g以下又は未熟なまま生まれた乳児の状態の改善に必要な，医療費の自己負担分の一部を助成します。

施策	事業	取組内容
医療給付の充実	療養介護医療	●医療と常時介護を必要とする障がい者に必要な介護給付費、療養介護医療費を支給します。
	肢体不自由児通所医療	●肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められる障がい児に、必要な医療費を支給します。
リハビリテーション体制の充実	水浴訓練（再掲）	●水中活動を通して、体力の維持向上や疾病の予防等を目的とした各種講座や教室を開催し、専門的な支援を提供するとともに、指導者の養成を行います。

3 医療と福祉の連携

●現状と課題●

地域共生社会の実現に向けては、複数の分野が連携して支援できる体制づくりが必要です。障がい者（18歳以上）アンケート調査では、地域で暮らすために重要な支援として、「医療・保健・福祉の情報共有や支援の連携」と回答している人が15.6%となっています。

日常的な医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）への支援に向けた体制づくりや、精神障がいに対応した地域包括ケアシステム*の構築など、医療と福祉の連携を推進します。

●取組の方向●

- 医療的ケア児の実態を把握し、支援体制の構築を進めます。
- 福山市障がい者総合支援協議会等を活用し、医療と福祉の連携体制の充実に努めます。

施策	事業	取組内容
医療と福祉の連携	福山市障がい者総合支援協議会（再掲）	●関係機関が集まり、相談支援事業を始めとする地域生活支援システムの構築に関して協議し、障がい者の生活の向上に取り組みます。
	医療的ケア児のコーディネーターの配置	●医療的ケア児のコーディネーターの配置を推進します。
	緊急時等の支援体制の構築	●緊急時や災害時、又は保護者のレスパイトが必要とされる場合等における支援体制の構築を図ります。
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	●精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、包括的な支援に向け検討します。

【基本施策4】療育・保育・教育の充実

1 早期発見とフォロー体制の構築

●現状と課題●

本市では、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関と連携して早い段階で障がいの発見に努め、適切な医療や療育等につながる一体的な支援に努めています。

障がい児（18歳未満）アンケート調査では、保護者が子どもの発達の不安や障がいに気付いたきっかけとして、「家庭内での様子」や「保育所・幼稚園・認定こども園での様子」、「定期健診」を回答する人が多くみられます。また、子どもの障がいに気付いた年齢は「0～1歳」が42.5%となっています。

さらに、子どもの障がいに気付いた後に悩んだこととしては、「これからどうなるのか不安を感じた」「実際に何をすればよいのか分からなかった」「専門の医療機関が少なかった」などが多く回答されています。

関係団体からは、「親子にとって、早期療育が大切かつ必要だということを伝える機会の創出や親へのフォロー体制に尽力してほしい」という意見がありました。

できるだけ早い段階から発見できるよう努めることが必要であるとともに、その後のフォロー体制の充実が必要です。

●取組の方向●

○健康診査や保健指導の更なる充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育の関係機関との連携を強化し、早い段階での障がいの発見に努め、適切な医療や療育等につながる一体的な支援体制の充実に努めます。

施策	事業	取組内容
母子保健の充実	母子健康手帳の交付	●福山ネウボラ相談窓口「あのね」13か所において、妊娠・出産のための情報提供や妊娠・出産・子育てに関する一貫した記録等、母子が自らの健康管理に活用するための母子健康手帳を交付します。
	子育て教室等	●地域からの要望に応じ、地域の子育ての実態に即した健康教育等を開催し、乳幼児の健全な発育や発達を支援します。
	新生児聴覚検査	●医療機関で生後間もなく行う聞こえのスクリーニング検査「新生児聴覚検査」の費用の一部を助成します。
	4か月児健康診査	●4か月児を対象に、医療機関での健康診査を実施し、疾病や障がいを早期に発見し、必要に応じて適切な支援を行います。

施策	事業	取組内容
母子保健の充実	1歳6か月児健康診査	●満1歳6か月以上2歳未満の幼児を対象に、集団健診を実施し、疾病や障がいを早期に発見するとともに、育児不安を解消し心豊かに育児ができるよう、また幼児が健やかに育つよう支援します。
	3歳児健康診査	●満3歳以上4歳未満の幼児を対象に集団健診を実施し、疾病や障がいを早期に発見するとともに、育児不安を解消し心豊かに育児ができるよう、また幼児が健やかに育つよう支援します。
	妊婦乳児健康診査	●医療機関での健康診査を実施し、妊婦や乳児の健康増進を図るとともに、疾病や障がいの早期発見や適切な発育・発達を促進し、安心して子育てができるよう支援します。
	妊産婦・乳幼児の訪問指導	●妊産婦・乳幼児を対象に家庭を訪問し、育児情報の提供や子育てに関する知識の普及を図り、安心して子育てできるよう支援します。
	おもちゃ図書館	●発達に何らかの課題のある子どもが、保護者やボランティアとおもちゃを使って楽しい時間を過ごせるよう、交流や相談に取り組みます。
療育体制の充実	障がい児通所支援（再掲）	●障がいのある児童が地域で健やかに成長できるよう、障がい児通所支援の体制の充実を図ります。
	障がい児等療育支援事業	●在宅障がい児の地域での生活を支援するため、訪問や外来療育指導等の療育訓練を行い、生活の質の向上を図ります。
	こども発達支援センター	●発達障がい又はその疑いのある就学前の児童を対象に相談や診察、訓練などを行います。 ●連携拠点医療機関として、地域の医療機関等と連携するとともに、発達障がいへの理解を深める啓発や保育、教育、福祉分野へ医療的立場から支援します。
	水浴訓練（再掲）	●水中活動を通して、体力の維持向上や疾病の予防等を目的とした各種講座や教室を開催し、専門的な支援を提供するとともに、指導者の養成を行います。
	通園施設利用者負担軽減事業（食費補助）	●障がい児通所支援を利用する児童の食事に要する費用の一部を補助します。
	児童発達支援等利用者負担軽減事業	●障がい児通所支援を利用する住民税課税世帯の0歳から2歳児の保護者に対し、障がい児通所支援に係る利用者負担相当額を給付します。

2 発達障がいへの支援

●現状と課題●

本市では、関係機関との連携を図り、子どもの課題や成長に応じて幅広く相談を受け、必要な支援を継続して行い、また、サポートファイルの配布・活用等により、ライフステージに応じた支援に努めています。

障がい児（18歳未満）アンケート調査では、サポートファイルの利用については、「利用したことがある」は15.4%で、更なる周知・活用が必要です。

●取組の方向●

○障がいのある子どもの健やかな成長を支援し、地域で安心して生活できるよう、一人一人の障がいの特性や発達段階に応じた、切れ目のないきめ細かな支援に取り組みます。

施策	事業	取組内容
相談・指導体制の充実	ことばの相談室	●関係機関と連携して相談支援体制の充実を図り、ことばや発達に課題のある就学前の幼児やその保護者に専門的な指導・援助を行い、心身の健全な成長を促進します。
	長期家庭療養児に対する訪問教育	●長期家庭療養のため、教育を受けることが困難な在宅等の児童生徒に対して、教育の機会均等の原則を踏まえ、教職員が週1～2回、家庭又は病院を放課後に訪問し、学習指導・教育相談を行います。
	こども発達支援センター（再掲）	●発達障がい又はその疑いのある就学前の児童を対象に相談や診察、訓練などを行います。 ●連携拠点医療機関として、地域の医療機関等と連携するとともに、発達障がいへの理解を深める啓発や保育、教育、福祉分野へ医療的立場から支援します。
	専門機関との連携	●医療、福祉、教育関係者等が連携を図り、児童生徒一人一人の実態に応じた支援を行います。 ●発達や知的に課題を抱える児童やその家族等の相談窓口やコミュニティづくりの場を運営する地域活動支援センターの運営費の一部を補助します。
	相談支援体制の整備	●保護者等が、発達障がいの特性を十分に理解し、適切に対応できるよう、ペアレントプログラム [※] やペアレントトレーニング [※] などに取り組みます。 ●ペアレントメンター [※] の活動の場の整備に努めます。
サポートファイルの配布・活用	サポートファイルの配布・活用事業	●個人の生育歴、サービス等の利用経過等とその内容を記録するためのサポートファイルを配布し、スムーズな支援につなげるとともに、療育施設、特別支援学校等で活用できるように、福山市障がい者総合支援協議会等で啓発を行います。

3 保育・教育連携による切れ目のない支援

●現状と課題●

本市では、発達に課題のある児童生徒の状況を踏まえ、総合的な保育・教育内容の充実に努めるとともに、特別支援学校と地域の学校との交流など、障がいに対する理解を深めるための交流を促進しています。

障がい児（18歳未満）アンケート調査では、通所・通学先で充実してほしいこととして「子どもの障がいの特性や発達に合わせた支援」が70.3%と最も多く、次いで「保育士・教職員などの障がいへの理解」「補助員や加配職員などの人員を増やすこと」が多くなっています。

特別支援学級の在籍児童生徒に対しては、引き続き、きめ細かな対応を行うための人員の適切な配置や、特別支援教育サポーターの育成等への取組が必要です。

●取組の方向●

- 児童一人一人の状態やニーズに応じた保育・教育内容や環境，設備の充実に努めるとともに，障がいに対する理解を深めるため，地域での交流を促進します。
- 保育士や教職員の資質や専門性を高めるための研修等の充実に図ります。

施策	事業	取組内容
保育・教育内容の充実	保育計画の推進	●発達上課題のある児童一人一人のニーズを把握し，関係機関と連携しながら保育計画を推進します。
	特別支援教育の推進	●通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう，学校支援員を配置します。 ●巡回相談事業の実施や発達障がいの専門家を派遣し，学校の取組を支援します。
	特別支援教育サポーター事業	●特別支援学級や通常の学級に在籍する発達障がいのある児童に対して，教員志望等の学生を学校に派遣し，個別の支援を実施します。
サポートファイルの配布・活用	サポートファイルの配布・活用事業(再掲)	●個人の生育歴，サービス等の利用経過等とその内容を記録するためのサポートファイルを配布し，スムーズな支援につなげるとともに，療育施設，特別支援学校等で活用できるよう，福山市障がい者総合支援協議会等で啓発を行います。
保育・教育環境の整備	環境の充実	●児童生徒が安心して過ごせるよう，関係職員の資質や専門性を高めるための研修の充実，児童生徒の障がいの特性を踏まえた環境の整備，ことばの相談室を中心とした相談体制の充実に図ります。 ●特別支援学級などに在籍する配慮が必要な児童が安心して放課後児童クラブを利用できるよう，必要な受入体制を整備します。

施策	事業	取組内容
保育・教育環境の整備	特別支援学級保護者付添交通費補助	●特別支援学級のうち、肢体不自由、病弱、弱視、難聴学級に在籍している児童生徒、西幼稚園の難聴学級で指導を受ける幼児、その他教育委員会が認めた者の保護者が公共交通機関及び自家用車を利用する場合、児童生徒の交通費の補助を行います。また、肢体不自由児等、児童生徒の障がいの状況に配慮した環境整備を行います。
	特別支援教育就学奨励費	●小学校・中学校・義務教育学校の通常学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいのある児童生徒又は特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な費用の一部を補助します。
保育・教育の体制の確保	障がい児保育	●児童一人一人のニーズを把握し、より良い成長・発達が促される保育を構築し、適正な職員配置を進めます。
	障がい児保育運営委員会	●保育施設における児童の処遇について、専門的な指導により、課題に応じた適切な保育を実施します。
	特別支援学級・通級指導教室	●児童生徒が、個々の教育的ニーズに応じた指導を受けられるよう、一人一人の障がいの状況や保護者のニーズ等を踏まえ、特別支援学級や通級指導教室の設置検討を行い、適切な支援を行います。
	特別支援学級介助員	●障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うための活動を補助する、介助員等の適正配置を推進します。
保育士・教職員の専門性の向上	教職員研修	●特別支援教育に係る担当者等の資質の向上のための各種研修会を充実し、更なる専門性の向上を図ります。
	保育施設の職員研修	●保育士を対象とした専門機関等での研修、障がい児保育に関するケースカンファレンスや実践交流等を充実し、専門性の向上を図ります。
施設設備のバリアフリー化の促進	保育施設的环境整備	●保育施設において、児童の受け入れのために、必要に応じた改修、器具の購入を行います。
	学校施設・設備の整備	●学校と連携して、児童生徒の実態に応じた特別支援学級や通級指導教室の環境整備を計画的に実施します。

施策	事業	取組内容
施設設備のバリアフリー化の促進	地域交流施設の整備	●市民の自発的な学習活動を支援するため、公民館施設のバリアフリー化等、安心・安全で、快適な学習環境の整備を計画的に推進します。
進路指導の充実	進路指導	●進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択できるように、特別支援学校の教育相談、高等学校の学校訪問、事業所の見学・実習等進路選択の機会をより多く設けます。
	福山市教育支援委員会	●特別支援学校、特別支援学級への就学又は通級指導教室の利用について、福山市教育支援委員会に諮り、各校長に報告し、適正な就学指導に努めます。
	福山市フリースクールかがやき	●集団で学ぶことが難しい児童生徒を対象に、一人一人の興味、関心、理解度に応じた個別学習、体験活動等を行います。また、来所による保護者面談や在籍校との連携に加え、学校・児童生徒宅での訪問相談も実施します。
交流教育の推進	交流教育	●特別支援学校と地域の学校との交流、特別支援学級と通常学級との交流・共同学習を計画的に実施するなど、障がいに対する理解と地域でのつながり、児童生徒同士のつながりを深めます。
	中・高校生ボランティア体験学習（再掲）	●社会福祉協議会において、中・高校生を対象として、夏休みに市内の障がい者施設、高齢者施設、児童施設等でのボランティア体験の機会を提供し、福祉教育を支援します。

【基本施策5】雇用・就労の促進

1 企業等への啓発と理解の促進

●現状と課題●

本市では、障がい者の社会参加と経済的自立に向けて、障がい者の雇用拡大施策の推進を始め、福祉的就労^{*}事業所における地域との交流などを促進しています。

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、40.8%の障がい者が就労しており、現在働いている人の69.7%が今後も仕事を続けたいと「思う」と回答しています。さらに、障がい者が地域で安心して暮らすために重要な施策として「就労支援、働く場の充実」が上位に回答されています。

引き続き、それぞれのニーズに応じて、障がい者が働きやすい環境づくりを始め、事業所等への働き掛けや国や県、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携した啓発等の取組が必要です。

●取組の方向●

○引き続き、関係機関との連携や啓発等を実施し、障がい者の社会参加と経済的自立に向けて、障がい者の雇用拡大の推進に努めます。

施策	事業	取組内容
啓発・広報の強化	障がい者雇用促進の啓発・広報	●市内の事業所を訪問し、障がい者雇用奨励金制度 [*] の説明や申請書の配布等を行うとともに、関係機関と連携し、障がい者雇用の促進に向けて制度やセミナーの周知・啓発を推進します。
	福山市障がい者総合支援協議会（再掲）	●関係機関が集まり、相談支援事業を始めとする地域生活支援システムの構築に関して協議し、障がい者の生活の向上に取り組みます。
雇用の促進	障害者就職合同面接会の共催	●福山公共職業安定所（ハローワーク福山）等と共催して、働く意思と能力のある全ての障がい者が、その能力に応じて就職できるよう、一般企業等が合同で求人者・求職者の面接の機会を提供し、障がい者雇用の促進を図ります。
	障がい者雇用奨励金制度	●市内に居住する障がい者を雇用する事業主に対して、国の「特定求職者雇用開発助成金 [*] 」に引き続き、「障がい者雇用奨励金」を交付し、障がい者の継続した雇用の促進と安定を図ります。 ●セミナーや講演会等の場を積極的に活用して、企業等に対して制度周知を図ります。
	農福連携の推進	●農業者に障がい者理解を深める取組を行うとともに、農福連携による障がい者の就労促進に努めます。

2 就業機会の拡充と定着の促進

●現状と課題●

本市では、障がい者の職業能力の向上を図るとともに、適性や能力に応じた就労できるよう支援を進めています。

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、現在、福祉施設や作業所で働いている人の31.3%が一般就労への希望を持っています。その一方で、「一般就労したいと思う」と回答した人に一般就労をしていない理由を聞いたところ、「一般就労に不安がある」と56.1%が回答しています。

障がい者の就労ニーズに対応できるよう、一人一人の適性や能力に応じた仕事の確保を始め、専門的・技術的な職業能力を身に付けるための支援、相談できる環境づくりが、引き続き必要です。

●取組の方向●

○障がい者の職業能力の向上を図るとともに、適性や能力に応じた就労できるよう支援します。

施策	事業	取組内容
就労に向けての支援	就労体験・職場実習機会の拡大	●学校の実習では体験できない環境を提供するため、特別支援学校の生徒による市役所での実習体験を実施します。
	障がい者就労訓練事業	●知的障がい者、精神障がい者を会計年度任用職員として募集・採用し、障がい者雇用の拡大、一般就労に向けた訓練の場を提供します。
	就労移行支援事業	●一般企業等の就労を希望する人を対象に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行い、一般就労の促進を図ります。 ●就労移行支援事業所の機能強化に向けた取組を推進します。
	就労定着支援事業	●一般就労に移行した人を対象に、その人が働く企業や関係者との連絡調整、働く中で生じる問題解決に向けて必要な支援を行います。 ●就労定着支援事業所の参入促進を図ります。
福祉的就労の充実	就労継続支援事業	●一般企業等の就労を希望する人を対象に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ●就労継続支援事業所の運営適正化に向けた取組を推進します。

施策	事業	取組内容
福祉的就労の充実	地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動支援センターの運営支援を行い、障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の機会の確保に努めます。
	障がい者就労施設等からの物品等の調達	<ul style="list-style-type: none"> ●物品等の調達について、障がい者施設等の活用を促進するとともに、特定随意契約対象者名簿に登録して、受注の拡大を図ります。 ●「福山市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針※」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ります。

【基本施策6】 交流とふれあい活動の促進

1 地域における交流・ふれあい活動の促進

●現状と課題●

本市では、「健康ふくやま 21 フェスティバル」や「ふれあい福祉まつり」の開催，社会教育活動事業や各種行事への後援等を通して，人権意識の高揚と交流機会の場づくりを推進しています。

障がい者（18 歳以上）アンケート調査では，障がい者の地域の人との付き合い程度をみると，「親しく付き合っている人がいる」は少ない状況ですが，身体障がい者では年齢が上がるほど付き合いが増える傾向にあります。地域の行事やイベントに参加している人は 26.9%で，今後参加したいと回答した人は 41.1%となっています。

また，地域活動に参加しやすくなるためには，「一緒に活動を行う仲間や団体，その活動に参加するための情報」が必要であると回答した人が 21.8%いました。さらに，特に知的障がい者では「福祉施設の地域への開放などによる地域住民との交流」が，障がい者に対する理解を深めるために必要な取組として多く回答されています。

一方，アンケート調査（手帳等非所持者）では，障がいのある人とふれあう機会があれば参加してみたいと回答した人が 42.7%いました。

地域共生社会の実現に向けて，あらゆる立場の人が障がいのある人と交流し，ふれあう機会が必要です。

●取組の方向●

○市民が参加しやすい行事の開催，障がい者施設・障がい者団体が中心となって行う地域の多様な交流機会づくりを支援します。

施策	事業	取組内容
啓発事業	障がい者週間における啓発事業	●障がい者の作品展示や施設紹介等の実施により，障がい者理解を進めるための啓発を行います。
障がい者施設・障がい者団体が開催する交流行事の支援	社会福祉施設等の地域開放の促進	●障がい者関係施設で行う夏祭りや音楽会等の各種行事へ地域住民の参加を進めるなど，社会福祉施設等の地域への開放を促進し，交流機会の拡大を図ります。
	健康ふくやま 21 フェスティバル（再掲）	●健康づくりや食育等に関するイベントと社会福祉協議会の「ふれあい福祉まつり」を同時開催し，施設や団体，福祉機器・器具等の紹介を行い，より多くの方が保健・福祉に対する理解や関わるきっかけとなるよう努めます。

施策	事業	取組内容
障がい者施設・障がい者団体が開催する交流行事の支援	障がい者の地域交流の促進	●障がい者団体の活動支援やふれあい福祉まつり等への参加とともに、スポーツ活動や文化活動の実施を積極的に促すことで、地域住民との交流を促進します。
	中・高校生ボランティア体験学習（再掲）	●社会福祉協議会において、中・高校生を対象として、夏休みに市内の障がい者施設、高齢者施設、児童施設等でのボランティア体験の機会を提供し、福祉教育を支援します。

2 スポーツ・文化活動の振興

●現状と課題●

本市では、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供や普及活動に必要な支援を行い、障がい者の社会参加を促進しています。

障がい者（18歳以上）アンケート調査においては、障がい者がふだんスポーツしている割合は15.4%ですが、その活動内容はウォーキングや水泳などを始め、多岐にわたっています。一方で、スポーツをしていない人は「機会がない」ことがその大きな理由となっています。

スポーツ・レクリエーション、文化活動等の様々な地域活動に障がいの有無にかかわらず誰もが親しみ、参加できる環境や機会を整えていくことが必要です。

●取組の方向●

○引き続き、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供や普及活動に必要な支援を行い、社会参加を促進します。また、自分の個性や才能を生かしながら、生きがいと楽しみを感じることができるよう、文化・芸術活動の機会を提供する活動を支援します。

施策	事業	取組内容
スポーツ・レクリエーション活動の推進	社会参加活動支援事業	●児童が地域で安心して生活できるよう、水浴訓練、調理実習、お出かけ体験等を、ニーズや主体性を尊重しながら支援します。
	福山市障害者体育センター運営事業	●障がい者のレクリエーション活動、体力・運動能力の向上、社会参加を図ることを目的とした、利用者のスポーツへの取組を支援します。
	スポーツ教室等開催事業	●障がい者スポーツの教室等を開催し、健康・体力づくりの増進を図ります。
	指導者の育成	●指導者に幅広い教養と専門的知識、より高い指導技術を修得することを目的とし、高齢者・障がいのある人も含め、誰もが参加体験できる「スポーツ指導者養成講習会」を開催します。
	スポーツ大会	●「全国障害者スポーツ大会」等への参加を支援します。
文化・芸術活動の支援	芸術活動の助成	●障がい者等の作品展示、コンサート、舞台、障がい者と市民のジョイントコンサート、体験ワークショップ等のイベントの開催を支援し、芸術分野からの社会参加を促進します。
	障がい者週間における啓発事業（再掲）	●障がい者の作品展示や施設紹介等の実施により、障がい者理解を進めるための啓発を行います。

3 団体・ボランティアとの協働

●現状と課題●

本市では、市民と行政との協働によるまちづくりを推進し、地域福祉活動の進展を図るとともに、地域の課題を地域で解決できるネットワークづくりを推進しています。

アンケート調査（手帳等非所持者）においては、ボランティアに参加経験のある人は8.5%となっていますが、20～30歳台や70歳以上の年齢層で比較的参加経験者が多くなっており、今後の参加意向は41.2%となっています。

障がい者の日常生活を支え、社会参加を促進していくためには、ボランティア活動を始めとして、地域全体で支え合う活動の促進が必要です。

●取組の方向●

○地域福祉活動の場の提供や情報の発信等、市民がボランティアとして参加しやすい環境整備を行うことで、地域の課題を解決できるまちづくりを進めます。

施策	事業	取組内容
ボランティアセンター活動の支援	ボランティア活動の場の提供	●福山すこやかセンター内のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動の場を提供します。
	ボランティアセンター	●各種事業を実施することで、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
	「ボランティア情報紙 TUNAGU(つなぐ)」の発行	●社会福祉協議会で、ボランティアの募集情報・講習会の開催・近況等の情報を発信する「ボランティア情報紙 TUNAGU(つなぐ)」を発行し、登録ボランティアへ情報提供を行うとともに、啓発を進めます。
	障がいのある児童(小学生)のためのサマー・スクール	●夏休み期間中に児童を学生ボランティアが1日預かり、様々な経験を積む機会を設けて居場所を確保するとともに、ボランティアとの交流などに取り組みます。
地域住民の見守りネットワークの構築	小地域福祉ネットワーク活動	●一人暮らしの高齢者や軽度の認知症の高齢者、障がい者などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、保健・福祉・医療の関係者と住民(ボランティア)が協働して、様々な支え合い・助け合い活動を行います。

【基本施策7】福祉のまちづくりの推進

1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

●現状と課題●

本市では、ユニバーサルデザインの普及を図るとともに、安全に利用できる建築物の整備や公共交通のバリアフリー化により、障がい者だけでなく誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進しています。

アンケート調査（手帳等非所持者）では、障がい者にとって福山市が「暮らしやすい」と回答した人よりも、「暮らしにくい」と回答した人の方が多くなっています。

障がい者の社会参加を促進するためには、引き続き、障がい者に配慮したまちづくりの推進を始め、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備が必要です。

●取組の方向●

○引き続き、ユニバーサルデザインの普及や安全に利用できる建築物の整備、公共交通のバリアフリー化により、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進します。また、障がい者が円滑に権利を行使することができるよう、選挙等における配慮に努めます。

施策	事業	取組内容
ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの啓発	●ユニバーサルデザインに関する情報提供、まちづくり出前講座への職員派遣や用具の展示、学習会の支援を通して、市民への理解浸透に努めることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。
	ユニバーサルデザインの促進	●公益的施設等の建築等を行う事業者には、事前協議において広島県福祉のまちづくり条例の適用施設整備基準への適合を働き掛け、誰もが暮らしやすいまちづくりの促進を図ります。 ●適合通知書が交付できない場合でも、可能な範囲で整備基準に適合するような計画を事業者に求めています。
住宅・建築物のバリアフリー化の推進	公共的建築物の整備	●公共建築物の新築・改築時に、バリアフリー法等の基準による施設整備に取り組みます。 ●建物用途や配置、利用実態に応じて既存建物のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備を推進します。

施策	事業	取組内容
住宅・建築物のバリアフリー化の推進	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる建築物の促進	●多数の人が利用する民間建築物等について、建築物のバリアフリー化を啓発し、建築主に対して認定申請するよう促します。
	都市公園の整備	●障がい者や高齢者、乳幼児が利用しやすいようバリアフリーに配慮した公園出入口や園路改修等を行い、誰もが安心して利用できる公園をめざします。
	市営住宅の整備（再掲）	●地域住宅計画に基づき、新たに募集する住宅のバリアフリー化を推進し、障がい者及び高齢者が安心して暮らせる居住環境の整備を図ります。
移動環境の整備	公共交通バリアフリー化事業	●高齢者や障がい者等が利用しやすい移動環境を整備するため、一定以上の利用がある鉄道駅へのエレベーターの整備等、旅客施設や車両のバリアフリー化の支援に取り組みます。
	歩道のバリアフリー化（歩道における障害物の除去）	●道路上にある違法看板や放置自転車を撤去し、通行の安全を確保するとともに、福山駅周辺の放置禁止区域の安全の確保に、引き続き、取り組みます。
選挙における配慮の推進	選挙時の情報提供	●点字の「候補者名簿」配置等、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。
	障がい者の投票への配慮と機会の確保	●投票所内のバリアフリー等、投票環境の充実に努めます。 ●指定病院等における外部立会人制度の利用促進や代理投票の適切な対応のための指導、郵便等投票による不在者投票制度の周知・啓発を推進し、障がい者が投票を行う際の配慮と機会の確保に努めます。

2 防災・防犯対策の推進

●現状と課題●

本市では、行政と地域が連携し、災害時の情報伝達や避難支援体制の整備に努め、特に障がい特性に応じた防災情報の提供を始め、災害時の支援、関係機関と連携した防災意識向上のための啓発や訓練等を実施しています。

障がい者（18歳以上）アンケート調査においては、災害時に自力で避難できない人が25.0%となっており、障がいのある人の防災訓練への参加については、地域とのつながりが薄いことなどを大きな理由として、参加経験者は少ない状況となっています。

障がいの状態に応じた災害時のスムーズな情報提供や支援が必要です。

●取組の方向●

○行政と地域がより緊密に連携し、情報伝達体制や災害時の避難支援体制の整備に努めます。また、防災や防犯に関する必要な情報の提供や訓練等を通じて、防災・防犯意識の向上に努めます。

施策	事業	取組内容
防災対策の充実	火災予防運動	●火災予防運動時に、避難行動要支援者も含め、広く市民に防災意識の普及啓発を図ります。
	防火防災訓練等	●障がい者や関係団体と連携し、各種防火防災訓練を実施します。
	緊急時の通報等の支援（119番緊急FAX、夜間緊急手話・要約筆記者派遣）	●音声による119番通報が困難な人を対象に、FAXや携帯電話、PCによる電子メールからの119番通報の受付体制を図るとともに、より簡易な操作で119番通報が可能な「Net119*」システムを運用します。 ●夜間・休日の手話通訳者・要約筆記者派遣制度により、聴覚障がい者の緊急時の支援を行います。
	防災情報等の提供	●警報発令等緊急時に、「福山市視覚障害者地域活動支援センター」や「福山市聴覚障害者地域活動支援センター」のホームページに必要な情報を掲載するとともに、電子メールによる情報提供を行います。

施策	事業	取組内容
防災対策の 充実	避難行動要支援者の 避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ●行政の保有する情報の一元化や民生委員・児童委員による訪問調査により、避難行動要支援者を把握し、消防組合等の関係機関と情報の共有を進めるとともに、避難行動要支援者避難支援制度に登録していない人への登録を勧奨します。 ●地域の共助による避難支援体制づくりを進めるため、様々な支援や啓発活動を行います。
	避難所での支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい特性に配慮した受入体制の充実を図ります。 ●「福祉避難所」の設置を進め、障がい者等が避難生活を続けられる体制づくりに取り組みます。
	被災地域における保健活動（こころの相談・支援）	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した本人や家族の心の変化について理解・傾聴するとともに、こころの健康相談等を行い、必要に応じて医療機関への受診を勧奨します。
	防火防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる機会を捉えて、障がい者を含めた市民に広く防火防災意識の啓発を図ります。
防犯対策の 充実	防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯対策として「児童生徒安全確保対策事業」「緊急通報システム整備事業」「学区自治会（町内会）連合会への情報提供」「防犯カメラシステムの設置」「地域安全マップ普及推進事業」「振り込め詐欺の被害防止」等の防犯対策を推進します。
	防犯の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●安心・安全なまちづくりのため、出前講座、生活安全モデル地域、地域青色防犯パトロールの支援等により、地域の人々の防犯意識の高揚を図ります。
	再犯防止計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村再犯防止推進計画を策定し、罪を犯した障がい者への支援を推進します。

3 地域福祉の推進

●現状と課題●

本市では、「福山市地域福祉計画 2017」に基づき、地域共生社会の実現をめざして、地域活動や福祉団体等との連携、情報の発信等、市民がボランティアとして参加しやすい環境整備を行い、地域の課題を解決できるまちづくりを進めています。

アンケート調査（手帳等非所持者）においては、地域の福祉課題について70.9%が「関心がある」と回答しており、さらに、82.7%の人が住民相互の支え合い・助け合いが必要だと回答しています。また、障がい者との関わりが深い人ほど地域の福祉課題について、関心が高い傾向となっています。

障がい者を始めとする全ての市民が、地域で共に支え合いながら安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超え、市民や多様な社会資源がつながることにより、一人一人の暮らしと生きがい、地域を協働して創っていくことが重要です。

●取組の方向●

○地域活動や福祉団体等との連携や支援等を始めとして、地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進します。

施策	事業	取組内容
協働のまちづくりの推進	まちづくり推進委員会活動	●「地域まちづくり計画」に基づく事業推進の支援を行い、地域の課題解決の取組や地域の活性化を図るとともに、地域での支え合い、誰もが安心・安全に暮らせる共生の地域づくりに取り組みます。
	福祉を高める会活動	●全小学校区に組織されている「学区の福祉を高める会」「学区ボランティアの会」の活動を側面的に支援し、地域福祉活動の推進を図ります。
	福祉会活動	●町単位で組織している「福祉会」「学区の福祉を高める会」が行う地域福祉活動の充実を図るとともに、活動メニューを奨励し支援等を行います。
	障がい者関係団体支援	●団体の自主的な活動の支援を行うとともに、各種行事への参加を通じて情報を交換し、連携の強化に努めます。
地域共生社会の実現	包括的支援体制の整備	●市民や多様な関係機関等との連携による包括的支援体制の整備に努めます。

第4部 障がい福祉サービス等の提供

第1章 第5期計画の進捗状況

【1】成果目標の進捗状況

第5期計画の成果目標に対する進捗状況及び点検・評価結果は次のとおりです。

【成果目標①】施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域移行

2016年度（平成28年度）末時点の施設入所者数367人に対して、2020年度（令和2年度）末までに33人が地域で暮らす。

	第5期 目標値	第4期	第5期実績値		
		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
施設入所者の 地域移行者数	33人	5人	1人	0人	2人
		計8人			

※ 2017年度(平成29年度)～2019年度(令和元年度)は実績、2020年度(令和2年度)は見込み

※ 施設入所者の地域移行者数33人は、2017年度(平成29年度)から2020年度(令和2年度)までの間で地域移行する施設入所者数の目標値

(2) 施設入所者の削減

2016年度（平成28年度）末時点の施設入所者数367人に対して、2020年度（令和2年度）末までに施設入所者数を8人減らす。

	第5期 目標値	第4期	第5期実績値		
		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
施設入所者の 増減数	▲8人	▲3人	▲6人	▲3人	▲6人
		計▲18人			
施設入所者数 の合計	359人	364人	358人	355人	349人

※ 2017年度(平成29年度)～2019年度(令和元年度)は実績、2020年度(令和2年度)は見込み

※ 施設入所者の増減数の8人減は、2017年度(平成29年度)から2020年度(令和2年度)までの間で削減する施設入所者数の目標値

施設入所者の地域生活への移行については、2016年度（平成28年度）末時点の施設入所者367人に対して33人（9.0%）を目標としていましたが、2020年度（令和2年度）末では8人（2.2%）となっています。

施設入所者の削減については、2020年度（令和2年度）末までに、2016年度（平成28年度）末時点の施設入所者367人のうち8人（2.2%）を削減目標としていましたが、2020年度（令和2年度）末では施設入所者削減数が18人（4.9%）で、目標値を大きく上回っています。

【成果目標②】精神障がい者の地域生活への移行

精神障がい者の地域生活を支援するため、2020年度（令和2年度）末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

第5期目標値	第5期実績値
設置	未設置

※ 第5期実績値は、2020年度（令和2年度）の見込み

精神障がい者の地域生活への移行については、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置は難しい状況です。

【成果目標③】地域生活支援拠点等の整備

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、2020年度（令和2年度）末までに、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する。

第5期目標値	第5期実績値
少なくとも1か所	1か所

※ 第5期実績値は、2020年度（令和2年度）の見込み

地域生活支援拠点等については、2020年度（令和2年度）末までの体制構築に向け、関係機関等と協議しながら準備を進めています。

【成果目標④】福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

2020年度(令和2年度)に70人が一般就労する。

第5期目標値			第5期実績値		
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
60人	65人	70人	39人	41人	42人

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

福祉施設から一般就労への移行者については, 2020年度(令和2年度)において70人を目標としていますが, 2020年度(令和2年度)末では42人となっています。

(2) 就労移行支援の利用者数

2020年度(令和2年度)の就労移行支援の利用者数を83人にする。

第5期目標値			第5期実績値		
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
71人	76人	83人	43人	47人	51人

※ 一月当たりの利用者数

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は3月分の実績, 2020年度(令和2年度)は6月分の実績

福祉施設利用者のうち, 2020年度(令和2年度)の就労移行支援事業の利用者を83人とすることを目標としていましたが, 2020年度(令和2年度)末では51人となっています。

(3) 就労移行支援の事業所の就労移行率

2020年度（令和2年度）の就労移行支援を行う事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の50%以上にする。

	第5期 目標値	2020年度 (令和2年度)
就労移行支援事業所数(A)	14事業所	8事業所
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数(B)	7事業所	3事業所
就労移行率3割以上の事業所の割合(B/A)	50.0%	37.5%

※ 2020年度(令和2年度)は見込み

就労移行支援の事業所の就労移行率については、就労移行率が3割以上の事業所数の割合を50%にすることを目標としていましたが、2020年度（令和2年度）末では全8事業所のうち3事業所（37.5%）となっています。

(4) 就労定着支援による職場定着率

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%にする。

	第5期 目標値	第5期実績値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
就労定着支援の 新規利用者	10人	1人	5人	3人
前年度からの職 場定着者数	-	-	0人	4人
前年度新規利用 者のうち、支援開 始1年後の職場 定着率	80.0%	-	0%	80.0%

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は実績、2020年度(令和2年度)は見込み

就労定着支援の新規利用者については、10人を目標としていましたが、2020年度（令和2年度）末では3人（達成率30.0%）となっています。また、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%にすることを目標としていましたが、2020年度（令和2年度）末では、80.0%と目標どおりとなっています。

【成果目標⑤】障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置数

2020年度（令和2年度）末までに児童発達支援センターを5か所にする。

(2) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援が利用できる事業所数の充実を図る。

(3) 主に重症心身障がい児に対応した事業所の確保

2020年度（令和2年度）末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を6か所以上、放課後等デイサービス事業所を5か所以上にする。

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

2018年度（平成30年度）末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による協議の場を設置する。

		第5期 目標値	2020年度 (令和2年度)
①2020年度(令和2年度)末時点の児童発達支援センターの設置数		5か所	5か所
②2020年度(令和2年度)末までの保育所等訪問支援体制の充実		充実	充実
③2020年度(令和2年度)末までの主に重症心身障がい児に対応した事業所数	児童発達支援事業所数	6か所以上	6か所
	放課後等デイサービス事業所数	5か所以上	8か所
④医療的ケア児支援のための協議の場の設置		設置	設置

※ 2020年度(令和2年度)は見込み

本市では、児童発達支援センターを5か所設置しています。

保育所等訪問支援事業所は、2018年（平成30年）10月時点の10か所から14か所に増えています。

重症心身障がい児に対応した事業所は、14か所確保しています。

医療的ケア児支援のための協議の場については「福山市慢性疾病児童等地域支援協議会」を協議の場と位置付け、支援体制の構築について検討しています。

【2】障がい福祉サービス等の進捗状況

1 訪問系サービス

重度訪問介護は、利用者数が計画値を大きく下回っています。

同行援護は、時間数が計画値を下回っています。

行動援護は、利用者数・時間数共に計画値を大きく下回り、移動支援（地域生活支援事業）も利用者数・時間数共に計画値を下回っています。

重度障がい者等包括支援は、利用実績がありません。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
居宅介護	利用者数/月	1,022	1,066	1,112	951	944	932
	時間数/月	13,261	13,898	14,565	12,240	12,257	12,399
重度訪問介護	利用者数/月	26	28	30	17	17	20
	時間数/月	2,878	3,099	3,320	2,728	3,151	3,667
同行援護	利用者数/月	133	143	153	123	126	127
	時間数/月	1,829	1,967	2,104	1,717	1,605	1,556
行動援護	利用者数/月	143	153	162	140	119	108
	時間数/月	1,919	2,053	2,173	1,864	1,548	1,399
重度障がい者等 包括支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	時間数/月	171	171	171	0	0	0
移動支援事業 (地域生活支援事業)	利用者数/月	592	611	631	569	452	451
	時間数/月	4,786	4,939	5,097	4,907	3,777	3,620
合計	利用者数/月	1,917	2,002	2,089	1,800	1,658	1,618
	時間数/月	24,844	26,127	27,430	23,456	22,338	22,641

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は3月分の実績, 2020年度(令和2年度)は6月分の実績

2 日中活動系サービス

自立訓練（生活訓練）は、利用者数が計画値を下回っています。

就労継続支援A型、日中一時支援（地域生活支援事業）は、利用者数・日数共に計画値を下回っています。

就労移行支援は、利用者数・日数共に計画値を下回り、とりわけ利用者数は大きく下回っています。

短期入所（福祉型・医療型）は、利用者数・日数共に計画値を大きく下回り、就労定着支援、自立生活援助も利用者数は計画値を大きく下回っています。

地域活動支援センター（地域生活支援事業）は、施設数が1か所増えています。

自立訓練（機能訓練）は、2019年度（令和元年度）から利用実績はありません。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
生活介護	利用者数/月	1,072	1,130	1,193	1,022	1,031	1,045
	日数/月	22,852	24,102	25,441	20,858	21,235	21,596
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	1	1	1	1	0	0
	日数/月	23	23	23	19	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	37	40	43	27	29	32
	日数/月	837	904	972	509	719	788
就労移行支援	利用者数/月	71	76	83	43	47	51
	日数/月	1,131	1,217	1,338	697	849	963
就労継続支援A型	利用者数/月	380	370	360	319	293	277
	日数/月	7,676	7,474	7,272	6,464	6,000	5,721
就労継続支援B型	利用者数/月	1,113	1,146	1,179	1,169	1,162	1,152
	日数/月	19,739	20,470	21,223	19,283	19,888	20,017
就労定着支援	利用者数/月	10	20	30	1	4	4
療養介護	利用者数/月	87	88	89	83	85	84
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	243	253	263	241	225	212
	日数/月	1,989	2,071	2,153	2,089	1,909	1,591
短期入所 (医療型)	利用者数/月	23	24	25	22	15	12
	日数/月	81	84	88	84	56	48
自立生活援助	利用者数/月	5	5	5	1	2	2
地域活動支援センター (地域生活支援事業)	か所数	4	4	4	4	4	5
	利用者数/日	88	88	88	84	74	72
日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	利用者数/月	372	377	382	347	329	268
	日数/月	1,652	1,674	1,696	1,645	1,582	1,258

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は3月分の実績、2020年度(令和2年度)は6月分の実績

3 居住系サービス

グループホームの利用者数は、計画値を上回っています。

福祉ホーム（地域生活支援事業）の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
グループホーム (共同生活援助)	利用者数/月	425	439	453	453	464	493
施設入所支援	利用者数/月	364	362	359	358	355	349
福祉ホーム (地域生活支援事業)	利用者数/月	10	10	10	9	9	7

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は3月分の実績, 2020年度(令和2年度)は6月分の実績

4 相談支援

計画相談支援, 地域定着支援の利用者数は、計画値を上回っています。

地域移行支援の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
計画相談支援	利用者数/月	481	503	526	622	668	733
地域移行支援	利用者数/月	3	3	3	0	0	0
地域定着支援	利用者数/月	4	4	4	6	5	6

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

5 地域生活支援事業

成年後見制度利用支援事業は計画値を大きく上回っています。

コミュニケーション支援事業のうち、盲ろう者通訳・介助員、点訳の利用者数は目標値を下回り、とりわけ盲ろう者通訳・介助員については大きく下回っています。ボランティア養成の修了者については、手話通訳、要約筆記、点訳の全てが計画値を大きく下回っています。

専門性の高い支援者の養成研修の修了者については、手話通訳者、要約筆記者が計画値を大きく下回っています。

日常生活用具給付事業の給付件数は、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具が計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値			
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	
相談支援事業	委託相談支援事業所	か所数	1	1	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業 (居住サポート支援)	か所数	1	1	1	1	1	1
	成年後見制度 利用支援事業	件数	8	9	10	6	10	14
コミュニケーション支援事業	手話通訳	利用者数(延)	510	515	520	531	600	555
	要約筆記	利用者数(延)	50	53	56	45	47	48
	盲ろう者通訳・介助員	利用者数(延)	125	125	125	80	86	78
	音訳	利用者数(延)	715	715	715	729	812	745
	点訳	利用者数(延)	100	100	100	76	78	79
	手話ボランティア養成	修了者数	100	120	140	123	129	80
	要約筆記ボランティア養成	修了者数	10	10	10	0	4	0
	点訳ボランティア養成	修了者数	10	10	10	4	6	6
	手話通訳者養成	修了者数	12	12	12	5	7	7
	要約筆記者養成	修了者数	2	2	2	24	1	1
	盲ろう者通訳・介助員養成	修了者数	1	1	1	0	4	1
	手話通訳登録	登録者数	52	54	56	51	51	53
	要約筆記登録	登録者数	63	64	65	63	71	71
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	給付件数	34	36	38	39	37	37
	自立生活支援用具	給付件数	62	64	66	66	60	60
	在宅療養等支援用具	給付件数	123	125	127	97	105	100
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	75	77	79	74	55	55
	排泄管理支援用具	給付件数	10,321	10,702	11,097	10,360	10,556	10,723
	住宅改修費	給付件数	12	12	12	11	9	12
移動支援事業(再掲)	利用者数/月	592	611	631	569	452	451	
	時間数/月	4,786	4,939	5,097	4,907	3,777	3,620	
地域活動支援センター (再掲)	か所数	4	4	4	4	4	5	
	利用者数/日	88	88	88	84	74	72	
訪問入浴サービス	利用者数/月	10	10	10	9	11	10	
	回数/月	55	55	55	60	69	66	
日中一時支援事業(再掲)	利用者数/月	372	377	382	347	329	268	
	日数/月	1,652	1,674	1,696	1,645	1,582	1,258	
障がい児等 療育支援事業	事業所数	か所数	6	6	6	6	6	6
	訪問療育	利用者数(延)	316	318	320	284	241	320
	外来療育	利用者数(延)	3,900	3,950	4,000	3,973	4,433	4,000

※ 相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業及び障がい児等療育支援事業は、2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は実績、2020年度(令和2年度)は見込み

※ 移動支援事業、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、日中一時支援事業は、2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は3月分の実績、2020年度(令和2年度)は6月分の実績

6 障がい児支援

(1) 障がい児通所支援

児童発達支援の日数は、計画値を上回っています。

放課後等デイサービスの日数、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数は、計画値を大きく上回っています。

居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がありません。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
児童発達支援	利用者数/月	897	922	948	898	927	840
	日数/月	5,408	5,559	5,716	5,999	6,301	7,536
放課後等 デイサービス	利用者数/月	1,543	1,668	1,793	1,700	1,825	2,047
	日数/月	13,087	14,148	15,208	17,051	17,994	21,887
保育所等 訪問支援	利用者数/月	31	36	40	45	23	40
	日数/月	31	36	40	53	21	48
医療型 児童発達支援	利用者数/月	19	19	19	20	21	17
	日数/月	131	131	131	116	110	115
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	2	2	2	0	0	0
	日数/月	8	8	8	0	0	0
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人	1	1	1	2	9	10

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は3月分の実績、2020年度(令和2年度)は6月分の実績

(2) 障がい児相談支援

障がい児相談支援の利用者数は、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
障がい児 相談支援	利用者数/月	255	278	303	327	335	375

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は実績、2020年度(令和2年度)は見込み

(3) 障がい児の子ども・子育て支援等

認定こども園の児童数は、計画値を大きく上回っています。

種別	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)
保育所	児童数	455	450	445	587	448	266
認定こども園	児童数	75	80	85	200	236	195
幼稚園(公立)	児童数	52	52	52	64	71	40
放課後児童クラブ	児童数	400	420	440	364	401	443

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は3月分の実績, 2020年度(令和2年度)は9月末の実績。ただし, 放課後児童クラブは, 各年度7月1日現在の実績。

※ 保育所, 認定こども園, 幼稚園(公立)は, 障がい者手帳所持又は医師の診断を受けている児童数。放課後児童クラブは, 特別支援学級に通っている児童数。

第2章 第6期計画の成果目標について

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、成果目標を設定することとされており、本プランにおいては、2023年度（令和5年度）を目標年度とした成果目標を定めることとなります。国の示す基本指針等を踏まえ、本市の現状を勘案したうえで、次のとおり本市の成果目標を設定します。

【1】施設入所者の地域生活への移行

（1）施設入所者の地域移行

2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者数 355 人に対して、2023年度（令和5年度）末までに 22 人（6.2%）が地域生活へ移行する。

	第5期			第6期			
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	地域生活 移行率
施設入所者の 地域移行者数	1人	0人	22人				6.2%

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績

※ 施設入所者の地域移行者数の22人は、2020年度(令和2年度)から2023年度(令和5年度)までの間で地域に移行する施設入所者数の目標値

（2）施設入所者の削減

2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者数 355 人に対して、2023年度（令和5年度）末までに施設入所者数を 9 人（2.5%）減らす。

	第5期			第6期			
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	削減割合
施設入所者の 増減数	▲6人	▲3人	▲9人				2.5%
施設入所者数 の合計	358人	355人	346人				

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績

※ 施設入所者の増減数の9人減は、2020年度(令和2年度)から2023年度(令和5年度)までの間で削減する施設入所者数の目標値

○地域生活への移行を促進するため、「現在の施設入所者の地域生活への移行」と「新たな施設入所者数の抑制」を図ります。

○日中サービス支援型グループホームの整備の推進に努めます。

○施設入所から地域への移行を希望する人について、円滑に地域生活へ移行できるよう支援を行います。

○居宅での生活を支援する訪問系サービス、訓練の場・創作活動の場、憩いの場である日中活動系サービスを充実させるとともに、日常生活上の様々な問題に対応するための相談機能の充実を図るため、相談支援専門員の確保と質向上に向けた取組を進めます。

【2】地域生活支援拠点等が有する機能の充実

2023年度（令和5年度）末までに地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実に向けた検証及び検討を年1回行う。

	2020年度 (令和2年度)	2023年度 (令和5年度)
①地域生活支援拠点等の整備	整備	整備
②地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の 充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数 【回/年】	—	1回/年

※ 2020年度(令和2年度)は見込み

○地域生活支援拠点等の整備については、2020年度（令和2年度）末までの体制構築に向け、関係機関等と協議しながら準備を進めています。

○今後、福山市障がい者総合支援協議会に対し、定期的な取組状況の報告や事例の共有を行います。

【3】福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行

2023年度（令和5年度）までに53人が一般就労する。

第5期			第6期			
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2019年度(令和元年度)からの移行割合
39人	41人	42人	45人	49人	53人	1.29倍

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から, 2023年度（令和5年度）に16人が一般就労する。

第5期			第6期			
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2019年度(令和元年度)からの移行割合
4人	12人	12人	13人	14人	16人	1.33倍

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から, 2023年度（令和5年度）に13人が一般就労する。

第5期			第6期			
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2019年度(令和元年度)からの移行割合
15人	10人	10人	11人	12人	13人	1.30倍

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から、2023年度(令和5年度)に24人が一般就労する。

第5期			第6期			
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2019年度(令和元年度)からの移行割合
20人	19人	20人	21人	22人	24人	1.26倍

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は実績、2020年度(令和2年度)は見込み

(5) 就労定着支援事業の利用者数

2023年度(令和5年度)の4月～9月に一般就労に移行する44人のうち31人が就労定着支援を利用する。

	2020年度 (令和2年度)	2023年度 (令和5年度)
一般就労へ移行する者の数(A)	42人	53人
(A)のうち、4月～9月に一般就労へ移行する者の数(B)	35人	44人
(B)のうち、就労定着支援を利用する者の数(C)	3人	31人
就労定着支援の利用率(C/B)	8.6%	70.5%

※ 2020年度(令和2年度)は見込み

(6) 就労定着支援による職場定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数の割合を75.0%とする。

	2020年度 (令和2年度)	2023年度 (令和5年度)
①就労定着支援事業所数	1か所	4か所
②上記①のうち就労定着率が8割以上の事業所数	1か所	3か所
③就労定着率8割以上の事業所の割合	100.0%	75.0%

※ 2020年度(令和2年度)は見込み

○2023年度(令和5年度)までに53人が一般就労することをめざします。

○就労移行支援事業所の機能強化に取り組みます。

○就労継続支援A型事業所の運営の適正化に取り組みます。

○就労定着支援事業所の参入の促進に取り組みます。

○障がい福祉サービス指導員による、生産活動及び就労支援についての助言・指導を行います。

○東部地域障害者就業・生活支援センター[※]等と連携して、就労に向けた支援、就労中の支援、離職後の支援など、利用者の状況、ライフステージに応じた支援を進めます。

【4】障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

児童発達支援センターの提供体制を維持する。

(2) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援が利用できる事業所数の充実を図る。

(3) 主に重症心身障がい児に対応した事業所の確保

2023年度（令和5年度）末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を7か所以上、放課後等デイサービス事業所を11か所以上にする。

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場及びコーディネーター

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による協議の場及びコーディネーターを活用する。

	2020年度 (令和2年度)	2023年度 (令和5年度)
(1) 児童発達支援センターの設置数	5か所	5か所
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の充実	充実	充実
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	6か所	7か所
(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	8か所	11か所
(5) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置
(6) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置

※ 2020年度(令和2年度)は見込み

- 児童発達支援センターを中核として、障がい児の重層的な支援体制の構築を図ります。
- 保育所等訪問支援を利用し、障がい児通所支援事業所と保育所等の連携を図ります。
- 重症心身障がい児及びその家族が安心して地域で暮らせるよう、サービスの充実を図ります。
- 医療的ケア児については、「福山市慢性疾病児童等地域支援協議会」において、支援の在り方を検討します。

【5】その他体制の充実等

- (1) 2023年度（令和5年度）末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を行う。
- (2) 2023年度（令和5年度）末までに、サービスの質の向上を図るための取組を進める。

- 相談支援事業所と他職種が連携するための取組を支援します。
- 関係機関と連携して、相談支援専門員の確保と質向上に向けた取組を進めます。
- 職員の資質向上を図るための研修等への参加を促進します。
- 適切な支給決定を行う観点から、セルフプランの質向上に向けた取組を進めます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策

【1】訪問系サービス

●現状と課題●

訪問系サービスは、障がい者（児）が在宅生活を継続するうえで欠かせないものです。近年は、障がい特性や生活実態に応じた支援や、たん吸引や経管栄養の処置といった医療的ケアに対する支援など、より専門性の高いサービス提供が求められています。

その一方で事業所アンケートによると、人材不足のため従業員の確保が困難であり、必要とされているニーズに対応できていないとの声が寄せられています。

引き続き、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、必要なニーズに対応することができる体制が求められています。

●実績と見込●

()内は第5期計画における見込量(以下同様)

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
居宅介護	利用者数/月	951 (1,022)	944 (1,066)	932 (1,112)	963	982	1,002
	時間数/月	12,240 (13,261)	12,257 (13,898)	12,399 (14,565)	12,502	12,752	13,007
重度訪問介護	利用者数/月	17 (26)	17 (28)	20 (30)	21	22	23
	時間数/月	2,728 (2,878)	3,151 (3,099)	3,667 (3,320)	3,850	4,034	4,217
同行援護	利用者数/月	123 (133)	126 (143)	127 (153)	130	133	136
	時間数/月	1,717 (1,829)	1,605 (1,967)	1,556 (2,104)	1,586	1,618	1,652
行動援護	利用者数/月	140 (143)	119 (153)	108 (162)	123	148	153
	時間数/月	1,864 (1,919)	1,548 (2,053)	1,399 (2,173)	1,602	1,805	2,009
重度障がい者 等包括支援	利用者数/月	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
	時間数/月	0 (171)	0 (171)	0 (171)	171	171	171
移動支援事業 (地域生活支援事業)	利用者数/月	569 (592)	452 (611)	451 (631)	461	471	481
	時間数/月	4,907 (4,786)	3,777 (4,939)	3,620 (5,097)	3,700	3,780	3,860
合計	利用者数/月	1,800 (1,917)	1,658 (2,002)	1,618 (2,059)	1,699	1,757	1,796
	時間数/月	23,456 (24,844)	22,338 (26,127)	22,641 (27,430)	23,411	24,160	24,916

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は3月分の実績, 2020年度(令和2年度)は6月分の実績

●見込量確保のための方策●

- 福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を関係機関と連携して進めるために設置された福山市福祉・介護人材確保等総合支援協議会に参画する中で、福祉人材の確保に取り組めます。
- 関係機関と連携して、より専門性の高い人材の育成に向けた取組を進めます。
- 医療的ケアが必要な人や重度心身障がい者が、必要な支援を受けられるよう、提供体制の充実に努めます。

【2】日中活動系サービス

●現状と課題●

障がい者（18歳以上）アンケート調査によると、「働いている」と回答した人は40.8%となっています。このうち「福祉施設・作業所などで働いている」と回答した人の31.3%が一般就労を希望しています。

「働いていない」と回答した人の38.3%が「日中自宅で過ごしている」と回答しており、42.5%が「働くことは考えていない」と回答しています。

福祉的就労の賃金や工賃については、2018年度（平成30年度）までは増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生産活動収入の減少により、利用者の賃金や工賃の支払いに影響が生じています。

引き続き、障がい者の社会参加を促進するため、日中生活の場を確保する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動が停滞し減収となった就労継続支援事業所の再起に向けた取組を支援し、福祉的就労の充実を図ることが求められます。併せて、一般就労を希望する障がい者を支援するとともに、就労後の職場定着に向けた取組を行う必要があります。

また、優先調達の推進、企業等への障がい者の雇用促進に向けた啓発や、障がい者を雇用する際の支援に引き続き取り組む必要があります。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
生活介護	利用者数/月	1,022 (1,072)	1,031 (1,130)	1,045 (1,193)	1,068	1,084	1,101
	日数/月	20,858 (22,852)	21,235 (24,102)	21,596 (25,441)	22,032	22,463	22,903
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	1 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
	日数/月	19 (23)	0 (23)	0 (23)	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	27 (37)	29 (40)	32 (43)	35	38	41
	日数/月	509 (837)	719 (904)	788 (972)	794	865	943
就労移行支援	利用者数/月	43 (71)	47 (76)	51 (83)	55	60	65
	日数/月	697 (1,131)	849 (1,217)	963 (1,338)	1,129	1,328	1,438
就労継続支援A型	利用者数/月	319 (380)	293 (370)	277 (360)	279	281	283
	日数/月	6,464 (7,676)	6,000 (7,474)	5,721 (7,272)	5,763	5,804	5,845

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
就労継続支援B型	利用者数/月	1,169 (1,113)	1,162 (1,146)	1,152 (1,179)	1,204	1,217	1,230
	日数/月	19,283 (19,739)	19,888 (20,470)	20,017 (21,223)	21,164	21,853	22,565
就労定着支援	利用者数/月	1 (10)	4 (20)	4 (30)	15	26	38
療養介護	利用者数/月	83 (87)	85 (88)	84 (89)	86	87	88
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	241 (243)	225 (253)	212 (263)	259	266	273
	日数/月	2,089 (1,989)	1,909 (2,071)	1,591 (2,153)	2,164	2,191	2,219
短期入所 (医療型)	利用者数/月	22 (23)	15 (24)	12 (25)	25	26	28
	日数/月	84 (81)	56 (84)	48 (88)	87	91	95
自立生活援助	利用者数/月	1 (5)	2 (5)	2 (5)	3	4	6
日中一時支援 (地域生活支援事業)	利用者数/月	347 (372)	329 (377)	268 (382)	353	356	358
	日数/月	1,645 (1,652)	1,582 (1,674)	1,258 (1,696)	1,667	1,677	1,686

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は3月分の実績, 2020年度(令和2年度)は6月分の実績

●見込量確保のための方策●

- 必要に応じて日中活動の場を利用できるよう、提供体制の確保に努めます。
- 一般就労をすることが難しい障がい者に、障がいの特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう努めます。
- 福山市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障がい福祉サービス事業所等への優先発注を進め、安定した収入の確保と雇用の創出を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動が停滞し減収となった就労継続支援事業所の再起に向けた取組を支援します。
- 就労移行支援事業所の機能強化に取り組みます。
- 就労継続支援A型事業所の運営適正化に取り組みます。
- 就労定着支援事業所の参入の促進に取り組みます。
- 東部地域障害者就業・生活支援センター等と連携して、就労に向けた支援、就労中の支援、離職後の支援など、利用者の状況、ライフステージに応じた支援を進めます。
- 障がい福祉サービス指導員による、生産活動及び就労支援について助言・指導を行うとともに、備後圏域連携中枢都市圏※の関係市町と連携し、サービス内容の充実に向けた取組を進めます。

【3】 居住系サービス

●現状と課題●

施設入所者の地域移行については、2023年度（令和5年度）末までに22人を地域生活へ移行させることとしています。

障がい者（18歳以上）アンケート調査によると、地域で暮らすための支援として、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（28.5%）、「相談支援の充実」（23.9%）、「障がいのある人に適した住まいの確保」（23.7%）が求められており、地域においてこれらの体制を構築する必要があります。

これまでも、施設や病院から地域生活へ移行する人の住まいの場として、グループホームを整備してきたところです。引き続き、地域生活への移行を推進するための施設基盤を確保する必要があります。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
グループホーム (共同生活援助)	利用者数/月	453 (425)	464 (439)	493 (453)	514	536	560
施設入所支援	利用者数/月	358 (364)	355 (362)	349 (359)	348	347	346
福祉ホーム (地域生活支援事業)	利用者数/月	9 (10)	9 (10)	7 (10)	10	10	10

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は3月分の実績、2020年度(令和2年度)は6月分の実績

●見込量確保のための方策●

○日中サービス支援型グループホームの整備の推進に努めます。

○グループホームの利用促進に当たり、グループホームの体験利用等を通じて円滑な利用につながるよう、相談や必要な支援を行います。

○入居支援及び緊急時の相談、関係機関との連絡調整を行う住宅入居等支援事業（居住サポート支援）を推進します。

【4】相談支援

●現状と課題●

障がい者（18歳以上）アンケート調査によると、サービスを利用しやすくするために必要なことについて、「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を提供してほしい」（41.9%）が挙げられています。

一方で、事業所からは利用者の増加により相談支援専門員の負担増の声が寄せられています。また、相談支援事業所だけでは対応できないケースも増えています。

現在、福山市障がい者総合支援協議会の相談支援部会において、市内を5ブロックに分け、相談支援事業所と他職種が連携するための取組が進められています。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
計画相談支援	利用者数/月	622 (481)	668 (503)	733 (526)	789	845	901
地域移行支援	利用者数/月	0 (3)	0 (3)	0 (3)	3	3	3
地域定着支援	利用者数/月	6 (4)	5 (4)	6 (4)	10	12	15

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

●見込量確保のための方策●

- 相談支援事業所と他職種が連携するための取組を支援します。
- 関係機関と連携して、相談支援専門員の確保と質向上に向けた取組を進めます。

【5】障がい児通所支援

●現状と課題●

障がい児（18歳未満）アンケート調査によると、障がい児福祉サービスなどの利用の有無について、「支給決定を受けており、利用している」の割合が75.7%となっています。

発達障がいの診断を受けている児童についても、81.6%が「支給決定を受けており、利用している」と回答しており、支援が必要な児童に対する療育の提供は概ね行われていると考えられます。

放課後等デイサービスについては、学校における支援が必要な児童生徒の増加に比例し、これまでも計画値を上回る実績となっています。

一方で障がい児（18歳未満）アンケート調査によると、通所先で充実してほしいことについて、「子どもの障がい特性や発達に合わせた支援」（70.3%）が求められており、引き続き関係機関と連携を図り、利用児童に応じた療育の提供や支給決定を行うなど、質の確保に向けた取組を行う必要があります。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援	利用者数/月	898 (897)	927 (922)	840 (948)	972	1,014	1,043
	日数/月	5,999 (5,408)	6,301 (5,559)	7,536 (5,716)	7,145	7,700	8,185
医療型児童発達支援	利用者数/月	20 (19)	21 (19)	17 (19)	21	22	22
	日数/月	116 (131)	110 (131)	115 (131)	102	116	116
放課後等 デイサービス	利用者数/月	1,700 (1,543)	1,825 (1,668)	2,047 (1,793)	2,247	2,397	2,497
	日数/月	17,051 (13,087)	17,994 (14,148)	21,887 (15,208)	24,036	25,641	26,711
保育所等訪問支援	利用者数/月	45 (31)	23 (36)	40 (40)	45	50	55
	日数/月	53 (31)	21 (36)	48 (40)	58	64	71
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	0 (2)	0 (2)	0 (2)	2	2	2
	日数/月	0 (8)	0 (8)	0 (8)	8	8	8
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネーター 配置数	人	2 (1)	9 (1)	10 (1)	11	12	13

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は3月分の実績, 2020年度(令和2年度)は6月分の実績

※ コーディネーター配置数は, 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

●見込量確保のための方策●

- 障がい児通所支援事業の質向上に努めます。
- 放課後等デイサービスについて、引き続き、関係機関と連携し適正化に向けた取組を進めます。取組の結果、必要量が供給量を下回る場合には、総量規制の導入を検討します。
- 医療的ケアが必要な児童が必要な支援を受けられるよう、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

【6】障がい児相談支援

●現状と課題●

障がい児（18歳未満）アンケート調査によると、相談先に望むことについて、「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」（55.6%）が挙げられています。

次いで「障がい特性に応じて専門の相談ができること」（53.7%）、「1か所ですべての相談ができること」（41.3%）、「どんな相談にも対応できること」（34.4%）が挙げられており、相談ニーズに対応することのできる質の高い相談支援専門員が求められています。

一方で事業所からは、相談支援事業所と同様に、利用者の増加により相談支援専門員の負担増の声が寄せられています。

●実績と見込●

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障がい児相談支援	利用者数/月	327 (255)	335 (278)	375 (303)	425	467	511

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

●見込量確保のための方策●

○関係機関と連携して、相談支援専門員の確保と質向上に向けた取組を進めます。

【7】障がい児の子ども・子育て支援等

●現状と課題●

障がい児の子ども・子育て支援については、関係機関との連携や情報共有を図る中で、支援体制を構築することが必要です。

その一方で事業所アンケートによると、放課後等デイサービスにおいて学校との連携は進んでいるものの、放課後児童クラブとの連携は進んでいないとの声が寄せられています。

関係機関相互の連携を促進させることで支援体制を構築し、地域での対応力の向上を図る必要があります。

●実績と見込●

種別	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	必要な見込量
保育所	児童数	587	448	266	380	370	360	360
		(455)	(450)	(445)				
認定こども園	児童数	200	236	195	240	250	260	260
		(75)	(80)	(85)				
幼稚園(公立)	児童数	64	71	40	60	60	60	60
		(52)	(52)	(52)				
放課後児童クラブ	児童数	364	401	443	450	450	450	450
		(400)	(420)	(440)				

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は3月分の実績, 2020年度(令和2年度)は9月末の実績。ただし, 放課後児童クラブは, 各年度7月1日現在の実績。

※ 保育所, 認定こども園, 幼稚園(公立)は, 障がい者手帳所持又は医師の診断を受けている児童数。放課後児童クラブは, 特別支援学級に通っている児童数。

●見込量確保のための方策●

○関係機関との連携を促進する中で支援体制を構築し、地域での対応力向上を図る取り組みを進めます。

【8】その他の活動指標

1 発達障がい者等に対する支援

発達障がいの早期発見・早期支援のためには、本人やその家族等へのきめ細かな支援が重要です。保護者等が発達障がいの特性を十分に理解し、その対応に必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど、発達障がいへの支援体制の充実を図ることが必要です。

障がい者（18歳以上）アンケート調査によると、他の障がい者の悩みなどを聞く取組に対して39.9%が参加への意向を示しており、今後、ピアサポート活動の充実も必要となっています。また、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保していくことも必要です。

●見込量●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	5	6	7
ペアレントメンターの人数	人	13	14	15
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	2	3

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組を始め、入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進します。

●見込量●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	1	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	人	0	26	52
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援	利用者数/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	利用者数/月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	利用者数/月	123	132	143
精神障がい者の自立生活援助	利用者数/月	1	1	1

3 相談支援体制の充実・強化

相談支援は、様々なサービスを提供する際の入り口となる重要な事業です。しかし、相談支援事業所においては、相談支援専門員の不足や運営体制が脆弱な事業所も少なくありません。そのため、総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

●見込量●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	168	192	216
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	30	30	30
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回	60	60	60

4 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい者（18歳以上）アンケート調査においては、障がい者が地域で安心して暮らしていくために、「医療費の助成等の経済的支援」（37.4%）、「障がい福祉サービスの充実」（23.7%）が求められています。

障がい福祉サービス等の充実のために、職員の資質向上や意識統一を図るための研修等への参加を促進し、質の向上に向けた取組を進めます。

併せて、適切な支給決定を行う観点から、セルフプランの質向上に向けた取組を進めます。

●見込量●

サービス種類	単位	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人	10	10	10
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	有	有	有
	実施回数	12	12	12

【9】地域生活支援事業

1 相談支援事業

本市では、基幹相談支援センター（クローバー）を中核として、地域の相談支援事業所等と連携し、総合的・専門的な相談支援体制の充実に取り組んでいます。

障がい者（18歳以上）アンケート調査では、相談先に望むこととして、「1か所ですべての相談ができること」が34.4%と最も多くなっています。また、「どんな相談にも対応できること」「障がい特性に応じて専門の相談ができること」等も上位となっていることから、相談支援体制の充実が求められています。

基幹相談支援センター（クローバー）については、障がい者（18歳以上）アンケート調査では「知らない」と回答した人が69.8%、障がい児（18歳未満）アンケート調査では「知っている」と回答した人が68.7%となっており、年齢によって差がみられます。引き続き、基幹相談支援センター（クローバー）の周知を始め、ライフステージやニーズに応じた総合的な相談支援体制の機能強化を図ります。

また、権利擁護支援センターについても、障がい者（18歳以上）アンケート調査で「知らない」と回答した人が83.8%となっており、認知度が低い状況です。介護者の高齢化や「親亡き後」が社会問題となっており、引き続き周知や利用の促進を図ります。

加えて、障がい者虐待防止センターと連携し、障がい者への虐待防止に向けた啓発活動を始め、早期発見・早期対応、養護者への支援の充実に取り組めます。

住宅入居等支援事業（居住サポート支援）では、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者に対し、入居支援や相談、関係機関との連絡調整を行い、地域生活の支援に取り組めます。

さらに、障がい者相談員が、ピアサポーター*として地域の障がい者やその家族から不安や悩みの相談を受け、支援機関や専門相談機関等につなげるよう、引き続き取り組めます。

相談支援

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
委託相談支援事業所	か所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
住宅入居等支援事業 (居住サポート支援)	か所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
成年後見制度 利用支援事業	件数	6 (8)	10 (9)	14 (10)	14	15	16

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は実績、2020年度(令和2年度)は見込み

福山市障がい者総合支援協議会

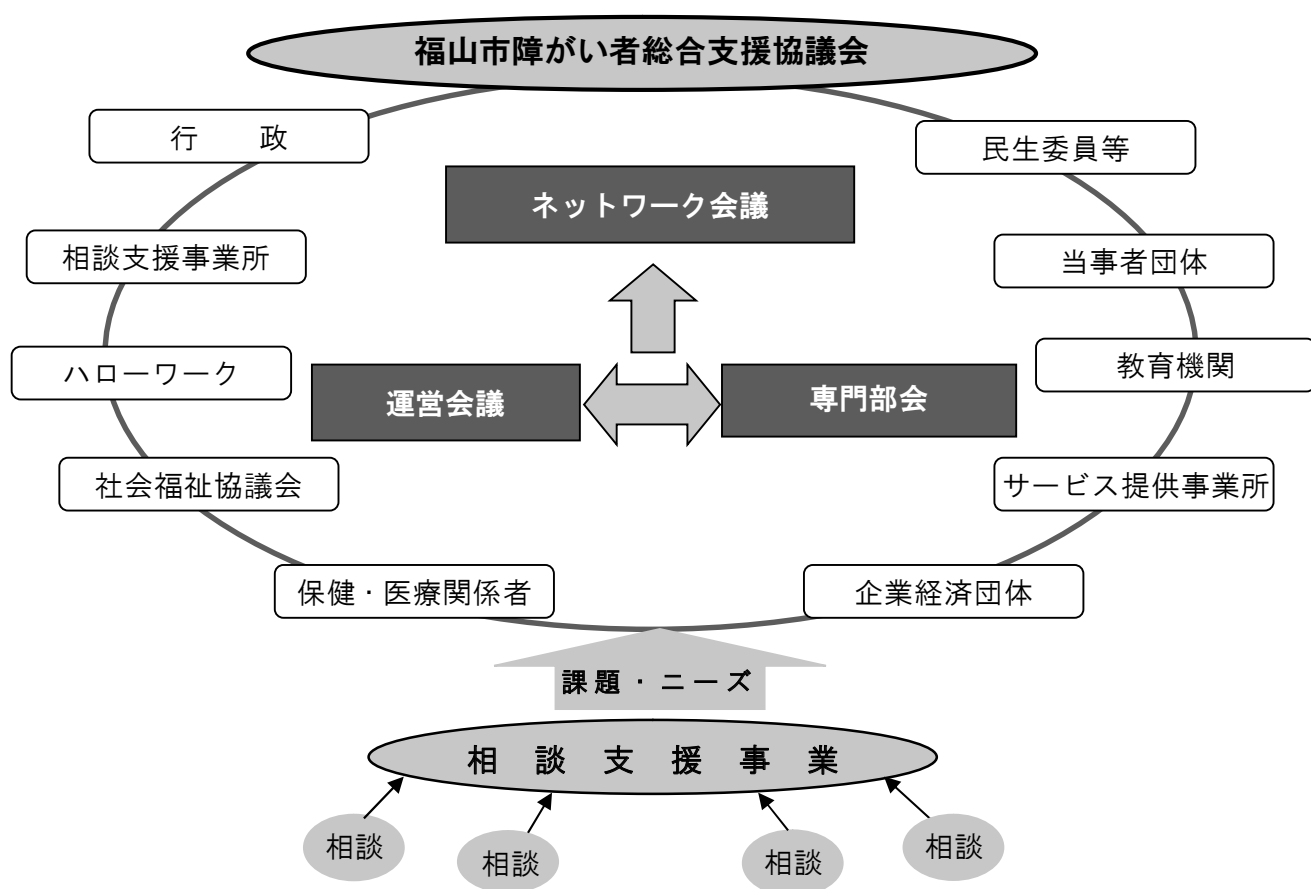
関係機関が集まり、地域課題の改善に取り組むための協議の場として福山市障がい者総合支援協議会を設置しています。

協議会の役割は、

- ・相談支援事業の確認及び検証
- ・困難事例への対応に関する協議
- ・地域の関係機関によるネットワークの構築
- ・地域課題についての情報共有
- ・地域の社会資源の開発と活用
- ・障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議

であり、協議会には、専門部会（相談支援部会、発達支援部会、就労支援部会、地域生活支援部会、権利擁護支援部会）、運営会議、ネットワーク会議を設けています。専門部会では課題別に具体的な方策等の検討を行い、運営会議では協議会の総合調整や専門部会への指導・助言等を行っています。

今後も、情報共有を進め、様々な地域資源を生かした障がい者支援が進むよう体制づくりに努めます。



2 コミュニケーション支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能や視覚に障がいのある人の意思疎通を支援するため、日常生活や社会生活上で必要な手話通訳や要約筆記のコミュニケーション支援者等を派遣します。

また、手話通訳、要約筆記等の人材確保のため講座を開催し、その養成にも引き続き取り組みます。

手話通訳や要約筆記のコミュニケーション支援者等の派遣については、制度の周知等に努め、支援を必要とする人が適切に支援を受けられるよう努めます。

実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳、要約筆記、点訳のボランティアの養成 ○手話通訳や要約筆記のコミュニケーション支援者の派遣 ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成や派遣 ○ろうあ者等相談員（手話通訳者）の配置 ○聴覚障がいや視覚障がいに対応した支援や情報を提供する地域活動支援センターの支援 ○IT技術を活用した情報提供の推進

手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助員、音訳、点訳、失語症者向け意思疎通支援者年間利用人数

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
手話通訳	利用者数(延)	531 (510)	600 (515)	555 (520)	580	590	600
要約筆記	利用者数(延)	45 (50)	47 (53)	48 (56)	49	52	55
盲ろう者通訳・介助員	利用者数(延)	80 (125)	86 (125)	78 (125)	120	120	120
音訳	利用者数(延)	729 (715)	812 (715)	745 (715)	745	745	745
点訳	利用者数(延)	76 (100)	78 (100)	79 (100)	81	83	85
失語症者向け 意思疎通支援者	利用者数(延)	- -	0 -	0 -	1	1	1

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は実績、2020年度(令和2年度)は見込み

手話通訳・要約筆記・点訳ボランティア養成講習年間修了者数

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
手話通訳	修了者数	123 (100)	129 (120)	80 (140)	120	120	120
要約筆記	修了者数	0 (10)	4 (10)	0 (10)	10	10	10
点訳	修了者数	4 (10)	6 (10)	6 (10)	10	10	10

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修年間修了者数

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
手話通訳者	修了者数	5 (12)	7 (12)	7 (12)	14	14	14
要約筆記者	修了者数	24 (2)	1 (2)	1 (2)	1	1	1
盲ろう者通訳・介助員	修了者数	0 (1)	4 (1)	1 (1)	1	1	1
失語症者向け 意思疎通支援者	修了者数	1 -	1 -	1 -	1	1	1

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

手話通訳・要約筆記(コミュニケーション支援者)年間登録者数

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
手話通訳	登録者数	51 (52)	51 (54)	53 (56)	55	57	59
要約筆記	登録者数	63 (63)	71 (64)	71 (65)	70	72	74

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

3 日常生活用具給付事業

在宅の障がい者に、生活環境の改善につながる日常生活用具を給付し、日常生活の質の向上を図ります。

引き続き、障がい者手帳の交付時等に事業の周知に努めます。

日常生活用具

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護・訓練支援用具 (特殊寝台・特殊マット等)	給付件数	39 (34)	37 (36)	37 (38)	38	38	39
自立生活支援用具 (屋内信号装置・入浴 補助用具等)	給付件数	66 (62)	60 (64)	60 (66)	62	64	66
在宅療養等支援用具 (たん吸引器・ネブライザー等)	給付件数	97 (123)	105 (125)	100 (127)	98	102	105
情報・意思疎通支援用具 (ファックス・活字読上げ装置等)	給付件数	74 (75)	55 (77)	55 (79)	61	65	67
排泄管理支援用具 (ストマ用具)	給付件数	10,360 (10,321)	10,556 (10,702)	10,723 (11,097)	10,728	10,794	10,829
住宅改修費	給付件数	11 (12)	9 (12)	12 (12)	11	11	12

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は実績、2020年度(令和2年度)は見込み

4 移動支援事業

一人で外出することが困難な障がい者に、外出のための支援を行うことにより、自立した生活と社会参加を促進することを目的とします。引き続き、サービス提供体制の充実に努めます。

移動支援事業(再掲)

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
移動支援事業	利用者数/月	569 (592)	452 (611)	451 (631)	461	471	481
	時間数/月	4,907 (4,786)	3,777 (4,939)	3,620 (5,097)	3,700	3,780	3,860

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は3月分の実績、2020年度(令和2年度)は6月分の実績

5 地域活動支援センター

創作活動や生産活動の機会、関係機関との連携による総合的な相談支援、情報提供など、障がい者の地域生活、日中活動の支援を進めます。

本市では、創作活動、生産活動などの日中活動の機会や相談支援等の提供のほか、障がい種別に対応した情報の提供、音訳や点訳、ボランティアの養成や生活訓練事業など多様なサービスの提供に取り組みます。

地域活動支援センター

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
地域活動支援センター	か所数	4 (4)	4 (4)	5 (4)	5	5	5
	利用者数/日	84 (88)	74 (88)	72 (88)	90	90	90

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は3月分の実績、2020年度(令和2年度)は6月分の実績

6 訪問入浴サービス

重度身体障がい者の地域生活を支援するため、自宅の浴室での入浴や施設に通所しての入浴が困難な人に、入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

訪問入浴サービス

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問入浴サービス	利用者数/月	9 (10)	11 (10)	10 (10)	11	11	11
	回数/月	60 (55)	69 (55)	66 (55)	70	70	70

※ 2018年度(平成30年度)、2019年度(令和元年度)は3月分の実績、2020年度(令和2年度)は6月分の実績

7 日中一時支援事業

日中において介護者の休息や不在のときに、見守りと日中活動の場を提供します。このサービスには機能訓練や入浴介護などを行う生活型のサービスもあります。引き続き、サービス提供体制の充実に努めます。

日中一時支援事業(再掲)

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
日中一時支援	利用者数/月	347 (372)	329 (377)	268 (382)	353	356	358
	日数/月	1,645 (1,652)	1,582 (1,674)	1,258 (1,696)	1,667	1,677	1,686

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は3月分の実績, 2020年度(令和2年度)は6月分の実績

8 障がい児等療育支援事業

訪問による療育指導, 外来による専門的な療育相談・指導, 保育所や障がい児通所支援事業等の職員への療育技術の指導等を実施します。

早期療育につながるよう, 引き続きこども発達支援センター・保育所・認定こども園・幼稚園・療育機関等の関係機関と連携を図ります。

障がい児等療育支援事業

サービス種類	単位	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
事業所数	か所数	6	6	6	6	6	6
訪問療育	利用者数(延)	284 (316)	241 (318)	320 (320)	320	320	320
外来療育	利用者数(延)	3,973 (3,900)	4,433 (3,950)	4,000 (4,000)	4,020	4,040	4,060

※ 2018年度(平成30年度), 2019年度(令和元年度)は実績, 2020年度(令和2年度)は見込み

9 その他の地域生活支援事業

このほか次の事業を地域生活支援事業として実施します。

- 理解促進・研修啓発事業
- 相談支援機能強化事業
- スポーツ・レクリエーション教室開催事業
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業

第5部 資料編

【1】アンケート結果等の概要

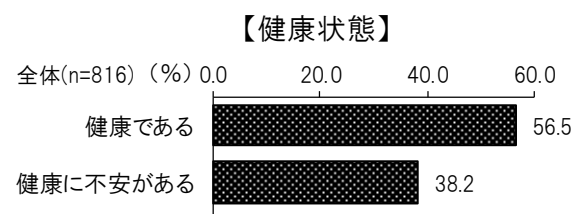
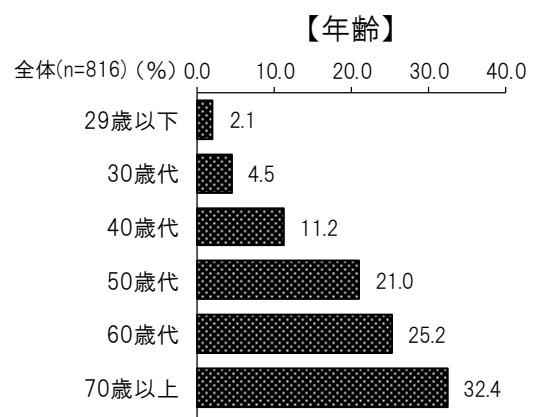
1 市民アンケート調査結果

(1) 障がい者（18歳以上）アンケート調査結果

アンケート調査結果の中で、主な項目について記載します。

問 介助者の年齢，健康状態についてお答えください。

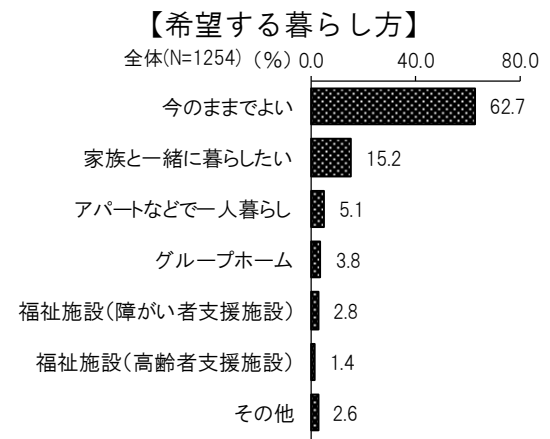
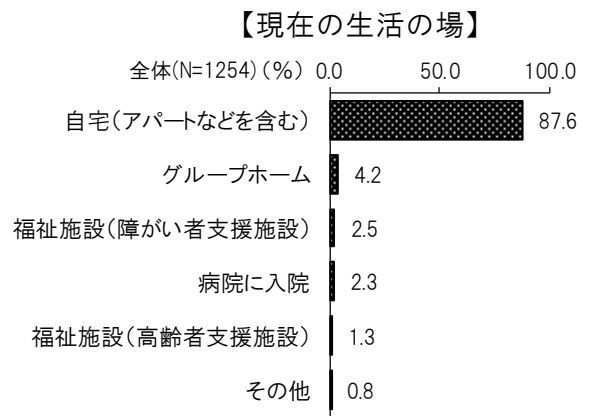
介助者の年齢は「70歳以上」が最も多く、次いで「60歳代」「50歳代」が続いており、60歳以上合計で57.6%を占めています。健康状態は、「健康に不安がある」が38.2%となっています。



注：無回答は省略している。(以下同様)

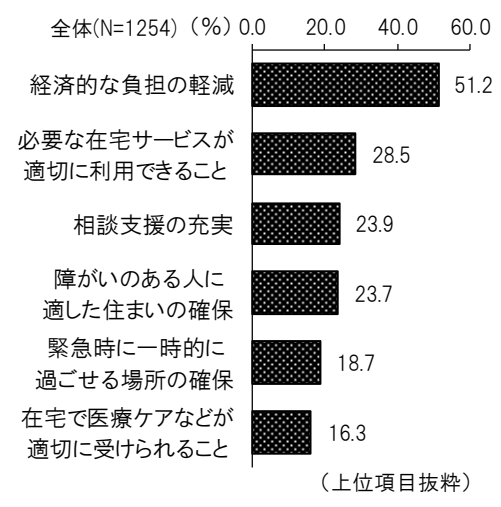
問 あなたは現在，どのように暮らしていますか。
問 今後，あなたはどのように暮らしたいと思いますか。

現在の生活の場は、「自宅」が大半を占め、希望する暮らし方は、「今のままでよい」が62.7%と最も多くなっています。障がい種別では、知的障がい者で「家族と一緒に暮らしたい」「グループホーム」、精神障がい者で「アパートなどで一人暮らし」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



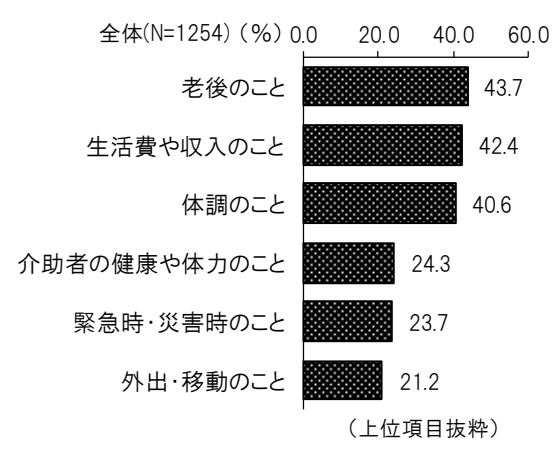
問 今後、あなたは、地域で安心して暮らすために、どのような支援が必要ですか。
(複数回答)

地域で暮らすために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「相談支援の充実」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、知的障がい者で「緊急時に一時的に過ごせる場所の確保」、精神障がい者で「経済的な負担の軽減」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



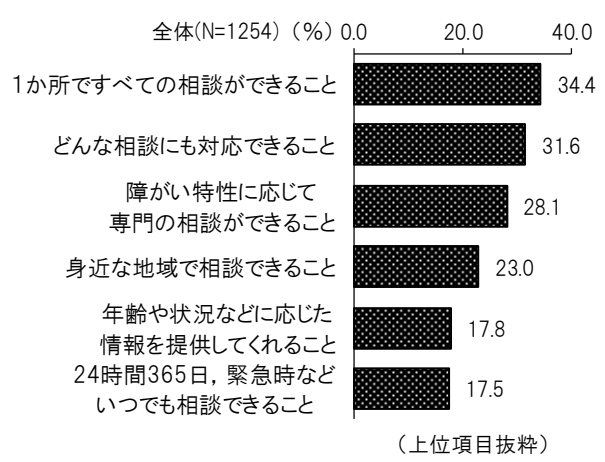
問 あなたが相談したいことは、どのようなことですか。(複数回答)

相談したいことについては、「老後のこと」が最も多く、ほぼ並んで「生活費や収入のこと」「体調のこと」が続きます。障がい種別では、知的障がい者で「緊急時・災害時のこと」「支援してくれる人のこと」の割合が高く、精神障がい者で「生活費や収入のこと」「体調のこと」「仕事・就職のこと」「人間関係のこと」などほかの障がいに比べ相談したいことが多岐にわたっています。



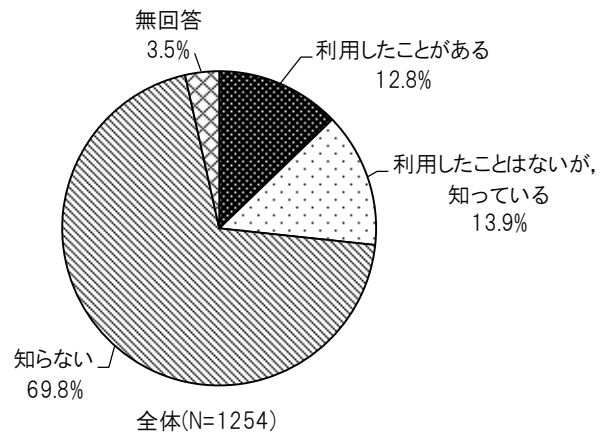
問 あなたが相談するときに望むことは何ですか。(複数回答)

相談先に望むこととしては、「1か所ですべての相談ができること」が最も多く、次いで「どんな相談にも対応できること」「障がい特性に応じて専門の相談ができること」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「24時間365日、緊急時などいつでも相談できること」、精神障がい者で「障がい特性に応じて専門の相談ができること」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



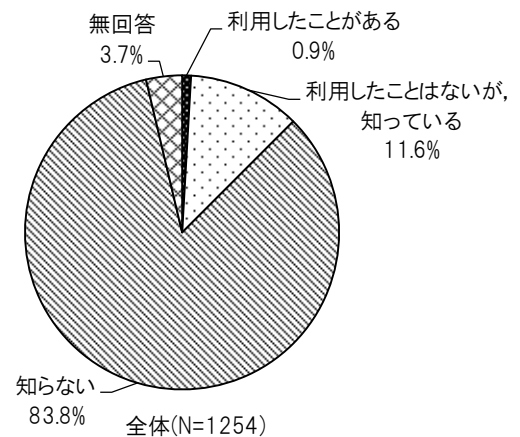
問 あなたは、基幹相談支援センター（クローバー）を利用したことがありますか。

基幹相談支援センター（クローバー）の利用状況については、「利用したことがある」が12.8%となっています。障がい種別では、知的障がい者の認知率が約半数を占め、ほかの障がいを大きく上回っています。



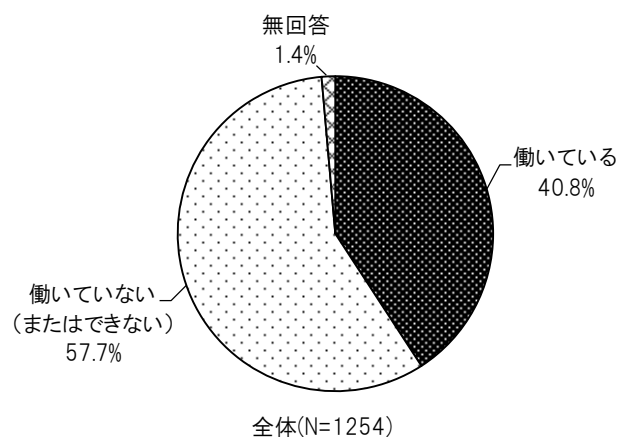
問 あなたは、権利擁護支援センターを利用したことがありますか。

権利擁護支援センターの利用状況については、83.8%が「知らない」と回答しています。障がい種別では、知的障がい者で「利用したことはないが、知っている」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



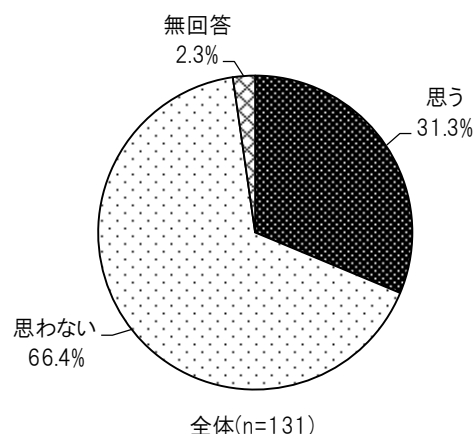
問 あなたは、現在働いていますか。

現在の就労状況については、40.8%が「働いている」と回答しています。障がい種別では、知的障がい者で「働いている」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。



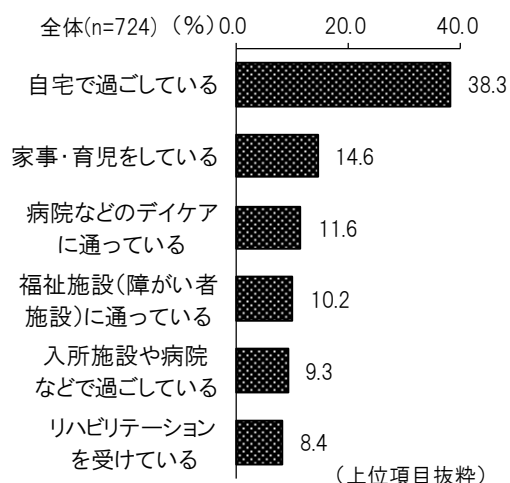
問 あなたは、一般就労（一般企業などで働く）をしたいと思いますか。

福祉施設・作業所等から一般就労への希望については、66.4%が「思わない」と回答しています。障がい種別では、精神障がい者で「思う」の割合が50.0%となっており、ほかの障がいを大きく上回っています。



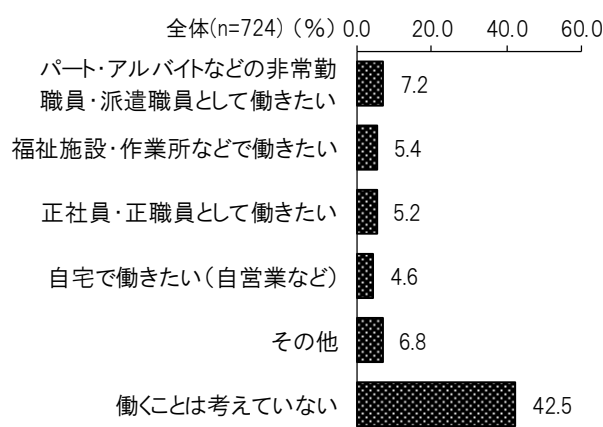
問 あなたは、日中を主にどのように過ごしていますか。（複数回答）

未就労者における日中の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が最も多く、次いで「家事・育児をしている」「病院などのデイケアに通っている」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「福祉施設（障がい者施設）に通っている」、精神障がい者で「自宅で過ごしている」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。



問 あなたの、今後の就労の希望についてお答えください。

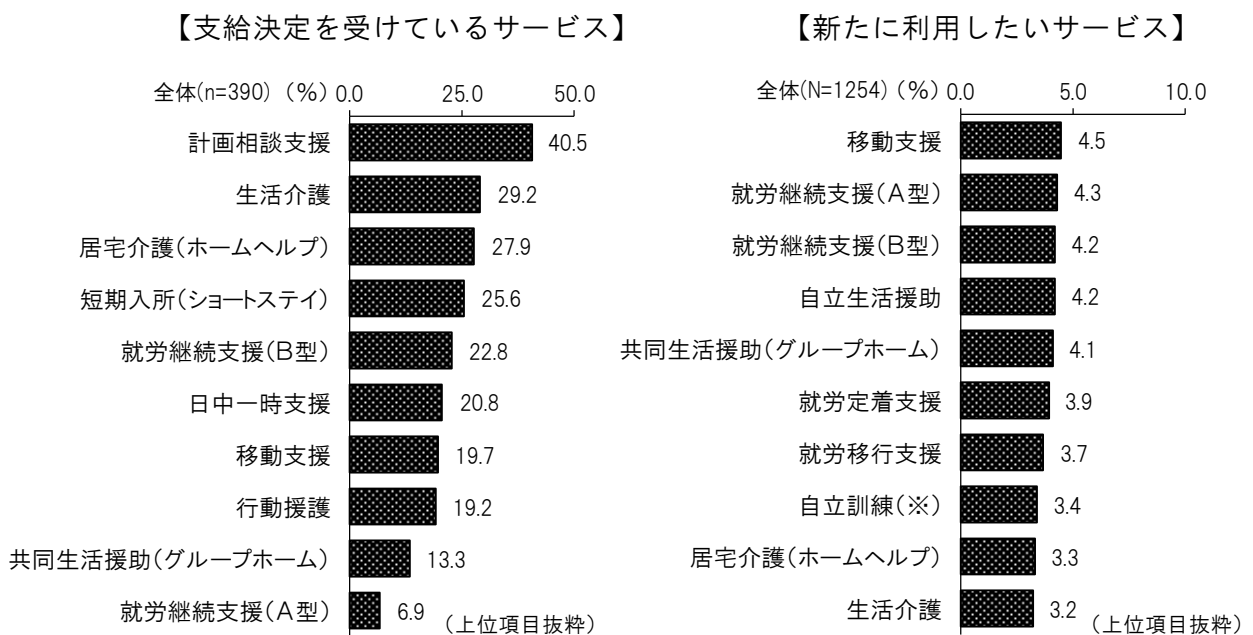
未就労者における今後の就労意向については、「パート・アルバイトなどの非常勤職員・派遣職員として働きたい」が最も多く、次いで「福祉施設・作業所などで働きたい」「正社員・正職員として働きたい」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「福祉施設・作業所などで働きたい」、精神障がい者で「正社員・正職員として働きたい」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



問 現在、支給決定を受けているサービスをすべてお答えください。

問 あなたが、今後新たに利用したいサービスはありますか。（複数回答）

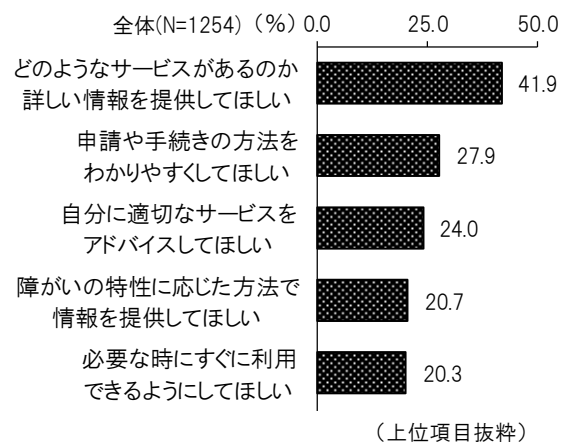
支給決定を受けているサービスについては、「計画相談支援」が最も多く、次いで「生活介護」「居宅介護（ホームヘルプ）」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「行動援護」「共同生活援助（グループホーム）」「計画相談支援」などの割合がほかの障がいに比べて高くなっています。また、新たに利用したいサービスについては「移動支援」が最も多くなっています。



※自立訓練(機能訓練, 生活訓練, 宿泊型自立訓練)

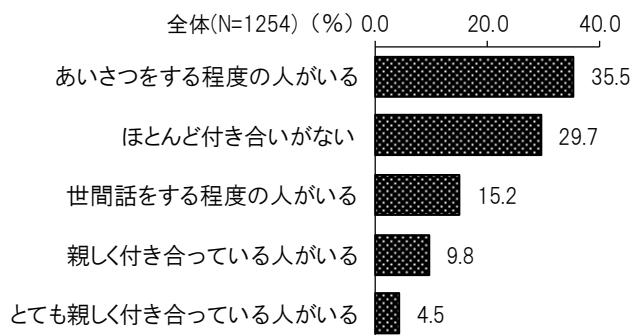
問 今後、障がい福祉サービスを利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

サービスを利用しやすくするために必要なこととしては、「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を提供してほしい」が最も多く、次いで「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」の順となっています。特に、知的障がい者で「必要な時にすぐに利用できるようにしてほしい」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。



問 あなたの、近所の人や地域の人との付き合いはどの程度ですか。

近所の人との付き合い程度については、「あいさつをする程度の人がいる」が最も多く、次いで「ほとんど付き合いがない」が続いています。障がい種別では、知的障がい者や精神障がい者で「ほとんど付き合いがない」の割合が約4割を占め、身体障がい者に比べて高くなっています。

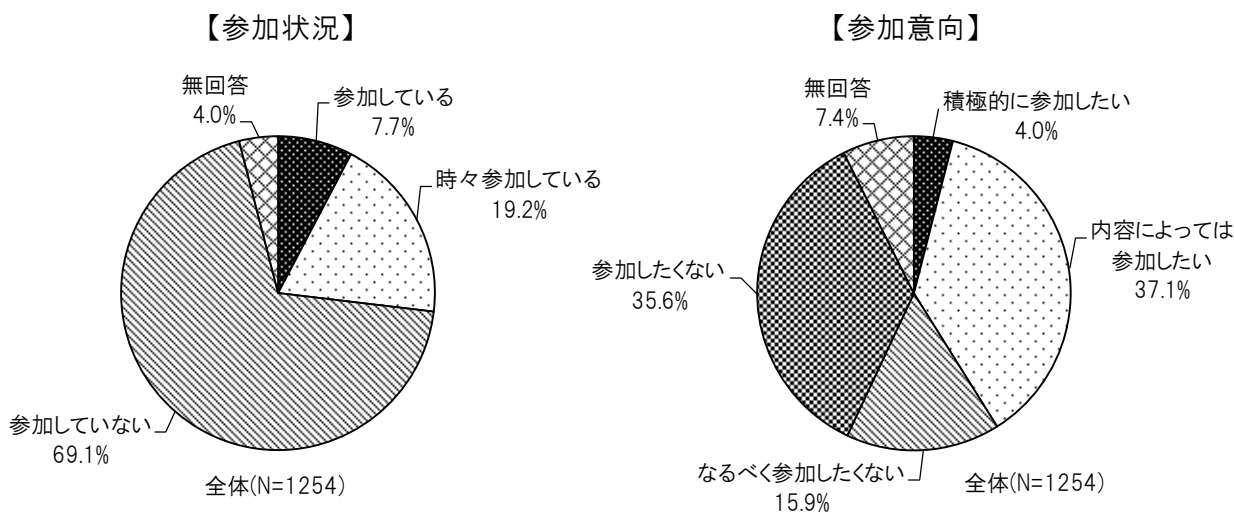


問 あなたは、地域の祭りや運動会など、行事やイベントに参加していますか。

問 あなたは今後、地域の活動に参加したいですか。

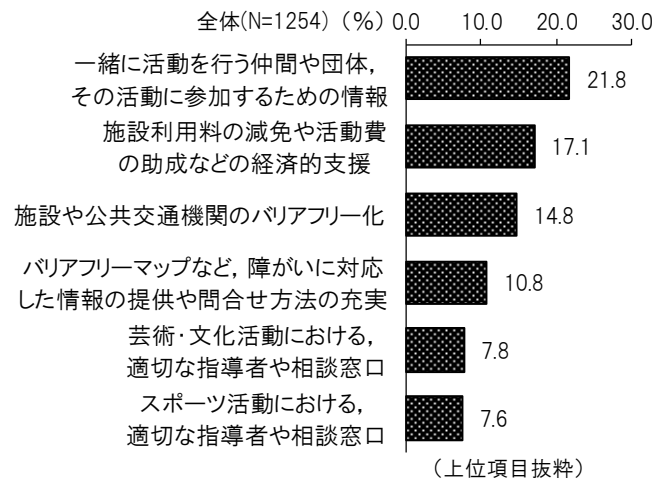
地域の行事等への参加状況については、およそ4人に1人が「参加している」と回答していますが、69.1%が「参加していない」と回答しています。

地域の活動への参加意向については、41.1%が「参加したい」と回答しています。



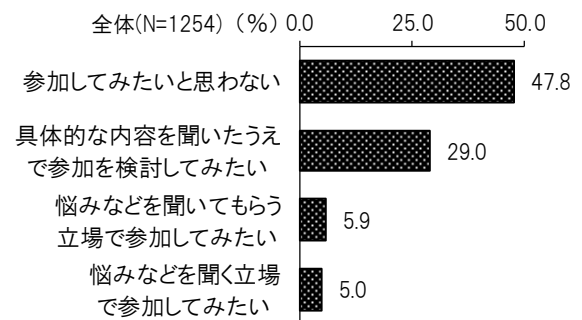
問 あなたが、地域の活動にもっと参加しやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

地域活動に参加しやすくなるために必要なこととしては、「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」が最も多く、次いで「施設利用料の減免や活動費の助成などの経済的支援」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」の順となっています。特に、知的障がい者や精神障がい者で「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」の割合が高くなっています。



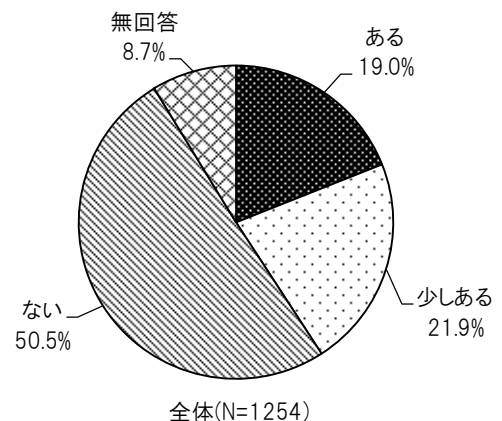
問 本市では、障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がいのある人の悩みなどを聞くという取組を推進しています。あなたは、この取組に参加してみたいと思いますか。

他の障がい者の悩みなどを聞く取組については、「参加してみたいと思わない」が47.8%となっている一方で、29.0%の人が「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」と回答しています。知的障がい者や精神障がい者では「悩みなどを聞いてもらう立場で参加してみたい」の割合が高くなっています。



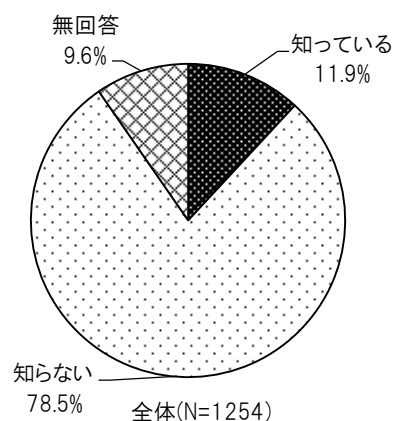
問 あなたは、障がいがあることで差別を受けたことがありますか。

差別を受けた経験については、40.9%が「ある」と回答しています。障がい種別では、知的障がい者や精神障がい者、発達障がいの診断がある人で「ある」の割合が高くなっています。



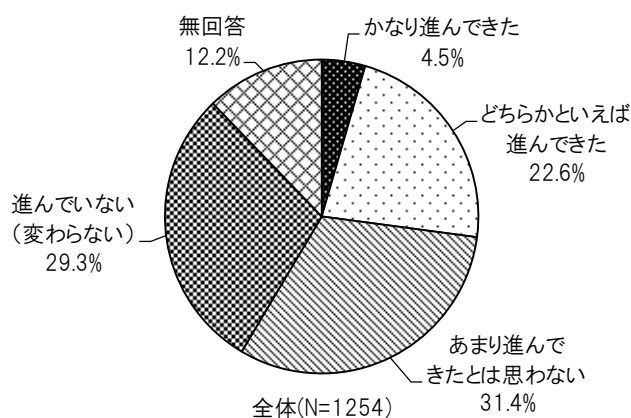
問 あなたは、障がいを理由とした差別を受けた場合の相談先を知っていますか。

相談先については、78.5%が「知らない」と回答しています。障がい種別では、精神障がい者で「知らない」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



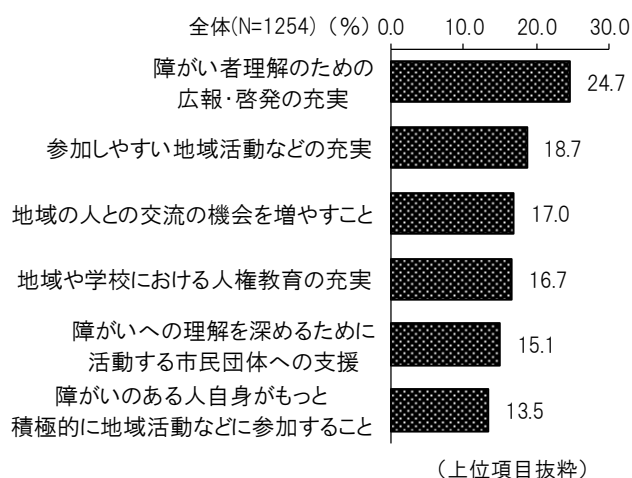
問 あなたは、障がいのある人に対する、地域の人々の理解は進んできたと思いますか。

地域の人々の理解については、27.1%が「進んできた」と回答しています。障がい種別では、精神障がい者で「進んでいない」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。



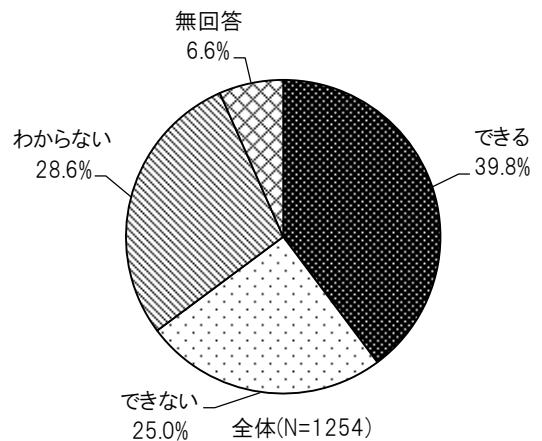
問 あなたは、障がいのある人への市民の理解を深め、共に地域で支え合って生活していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

障がい者への理解を深めるために必要なこととしては、「障がい者理解のための広報・啓発の充実」が最も多く、次いで「参加しやすい地域活動などの充実」「地域の人との交流の機会を増やすこと」などが求められています。特に、知的障がい者で「福祉施設の地域への開放などによる地域住民との交流」の割合がほかの障がいを大きく上回っています。



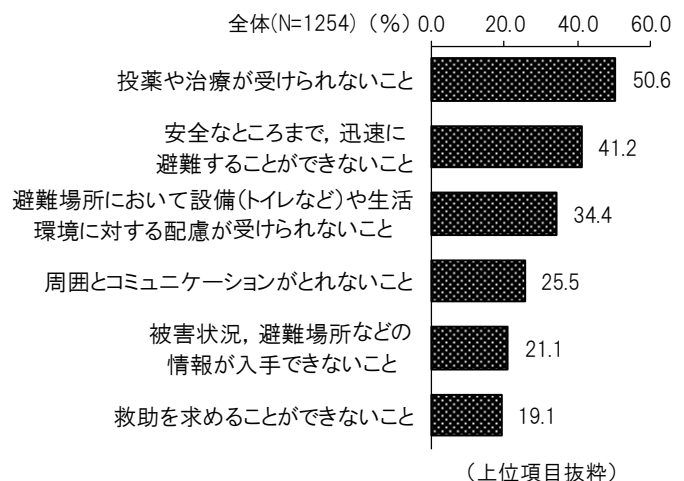
問 あなたは、風水害や火事・地震などの災害時に自力で避難できますか。

災害時に自力で避難することについては、25.0%の人が「できない」と回答しています。障がい種別では、身体障がい者や知的障がい者で「できない」の割合が高くなっています。



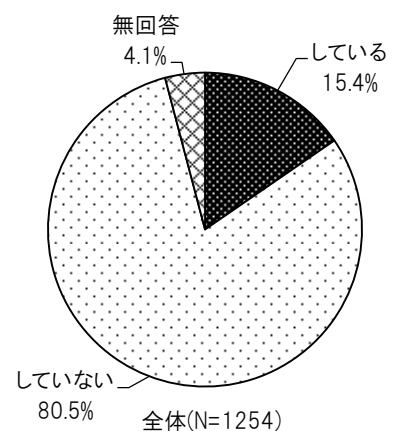
問 風水害や火事・地震などの災害時に困ると思うことは何ですか。（複数回答）

災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられないこと」が最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができないこと」「避難場所において設備（トイレなど）や生活環境に対する配慮が受けられないこと」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「救助を求めることができないこと」、精神障がい者で「投薬や治療が受けられないこと」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



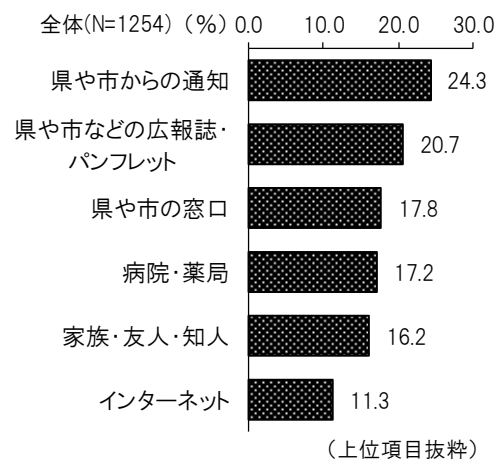
問 あなたはふだん、スポーツをしていますか。

スポーツについては、「している」は15.4%となっています。障がい種別では、大きな差はみられません。



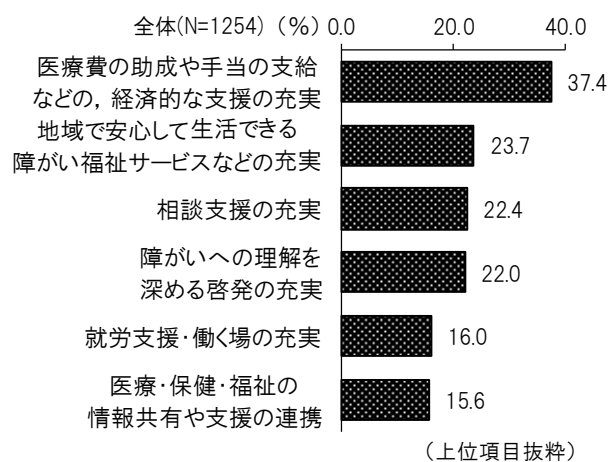
問 あなたは、障がいのある人の福祉に関する情報を、どこから入手していますか。
(複数回答)

情報の入手経路については、「県や市からの通知」が最も多く、次いで「県や市などの広報誌・パンフレット」「県や市の窓口」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「福祉施設・サービス提供事業所」「相談支援事業所」、精神障がい者で「病院・薬局」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



問 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくための施策について、あなたにとって重要だと思うことは、次のどれですか。(複数回答)

障がい者が安心して暮らすために重要と思う施策については、「医療費の助成や手当の支給などの、経済的な支援の充実」が最も多く、次いで「地域で安心して生活できる障がい福祉サービスなどの充実」「相談支援の充実」の順となっています。障がい種別では、知的障がい者で「地域で安心して生活できる障がい福祉サービスなどの充実」、精神障がい者で「医療費の助成や手当の支給などの、経済的な支援の充実」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。

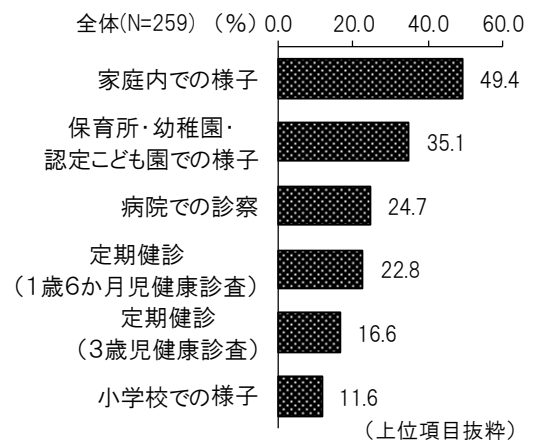


(2) 障がい児（18歳未満）アンケート調査結果

アンケート調査結果の中で、主な項目について記載します。

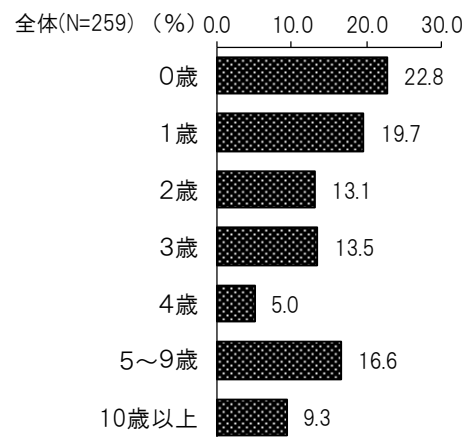
問 お子さんの発達の不安や障がいに気付いたきっかけは何ですか。（複数回答）

障がいに気付いたきっかけについては、「家庭内での様子」が最も多く、次いで「保育所・幼稚園・認定こども園での様子」「病院での診察」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「病院での診察」、知的障がい者で「定期健診（1歳6か月児健康診査）」、精神障がい者で「小学校での様子」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



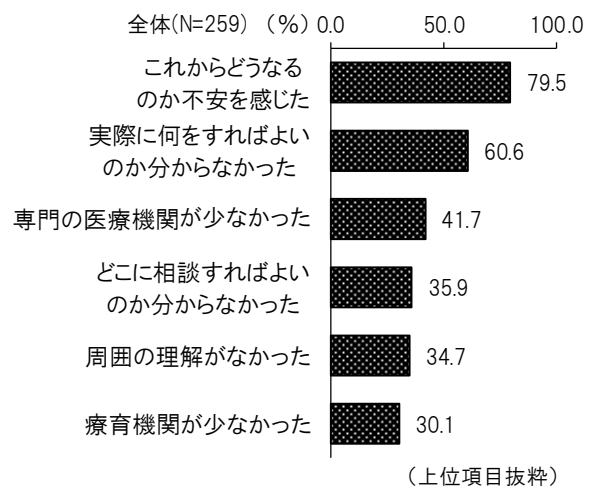
問 お子さんの発達の不安や障がいに気付いたのは、お子さんが何歳のときですか。

障がいに気付いた年齢については、「0歳」が最も多く、次いで「1歳」「5～9歳」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「0歳」、知的障がい者で「1歳」「2歳」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



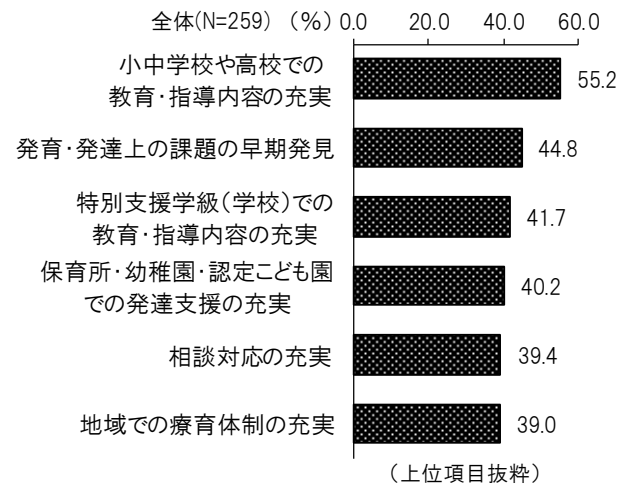
問 お子さんの発達の不安や障がいに気付いてから、悩んだことは何ですか。（複数回答）

悩んだことについては、「これからどうなるのか不安を感じた」が最も多く、次いで「実際に何をすればよいのか分からなかった」「専門の医療機関が少なかった」の順となっています。障がい種別では、精神障がい者で割合の高い項目が多くみられ、特に「実際に何をすればよいのか分からなかった」「周囲の理解がなかった」などの割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



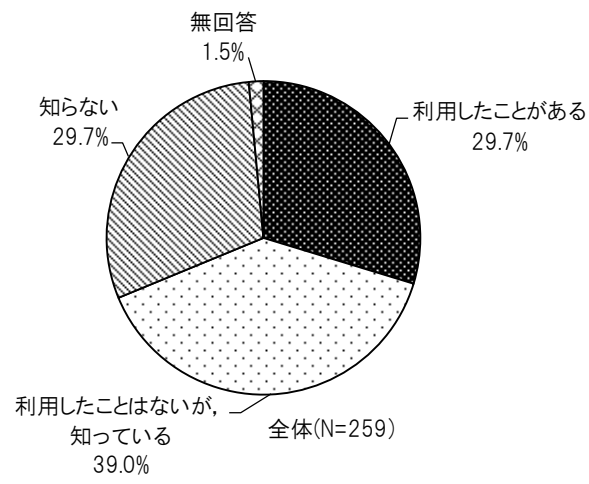
問 発達・発達上の支援が必要な子どものために、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

発達上の支援が必要な子どもに必要なこととしては、「小中学校や高校での教育・指導内容の充実」が最も多く、次いで「発達・発達上の課題の早期発見」「特別支援学級（学校）での教育・指導内容の充実」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者や精神障がい者で「保育所・幼稚園・認定こども園での発達支援の充実」、精神障がい者で「相談対応の充実」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



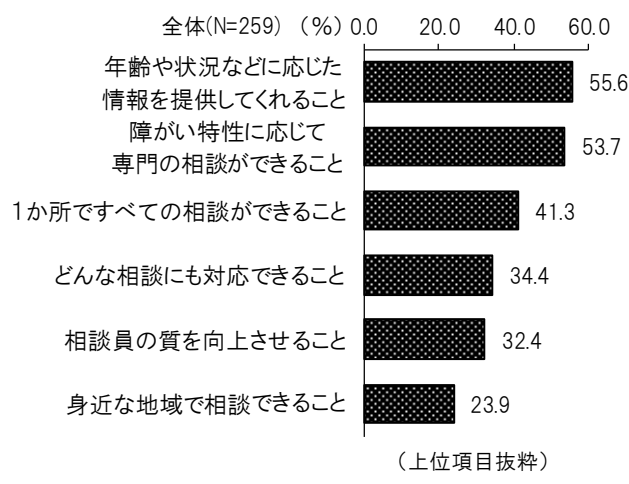
問 あなたは、基幹相談支援センター（クローバー）を利用したことがありますか。

基幹相談支援センター（クローバー）の利用状況については、「利用したことがある」が 29.7%、「利用したことはないが、知っている」が 39.0%となっています。



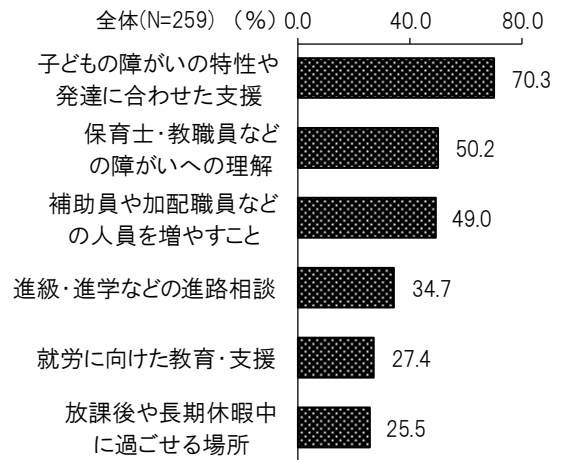
問 あなたが相談するときに望むことは何ですか。（複数回答）

相談先に望むこととしては、「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」が最も多く、次いで「障がい特性に応じて専門の相談ができること」「1か所ですべての相談ができること」の順となっています。特に、知的障がい者や精神障がい者で「1か所ですべての相談ができること」「どんな相談にも対応できること」の割合が高くなっています。



問 保育所・幼稚園・認定こども園・学校や療育機関について、どのようなことを充実してほしいと思いますか。（複数回答）

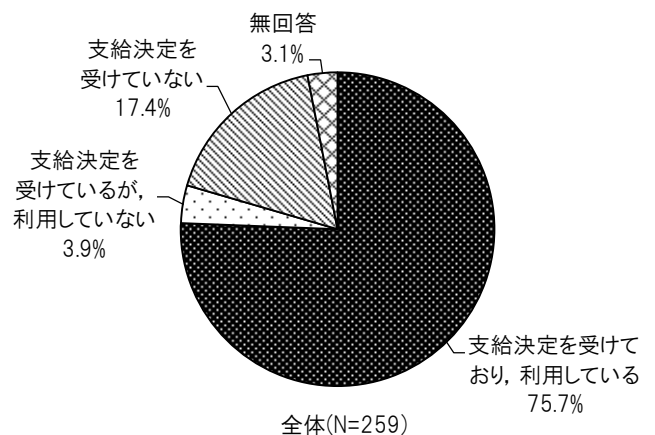
通所・通学先で充実してほしいことは、「子どもの障がいの特性や発達に合わせた支援」が最も多く、次いで「保育士・教職員などの障がいへの理解」「補助員や加配職員などの人員を増やすこと」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「周りの子どもたちの理解を深めるような交流機会」、精神障がい者で「就労に向けた教育・支援」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



（上位項目抜粋）

問 お子さんは、障がい児福祉サービスなどを利用していますか。

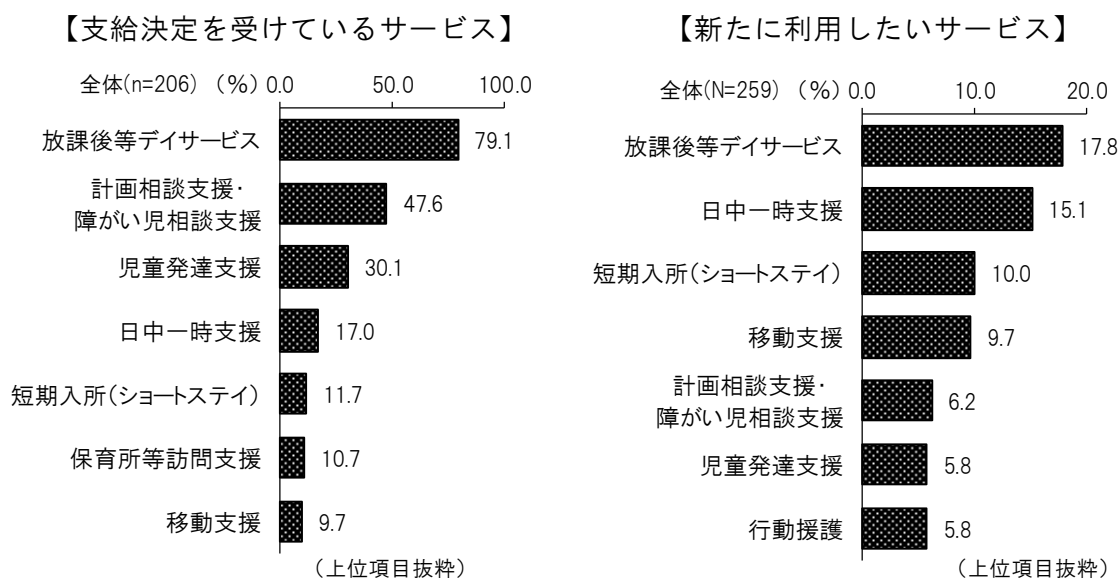
障がい児福祉サービスなどの利用については、75.7%が「利用している」と回答しています。障がい種別では、発達障がいの診断がある人で「利用している」の割合が81.6%と、ほかの障がいを大きく上回っています。



問 現在、お子さんが支給決定を受けているサービスをすべてお答えください。
 問 お子さんが、今後新たに利用したいサービスはありますか。（複数回答）

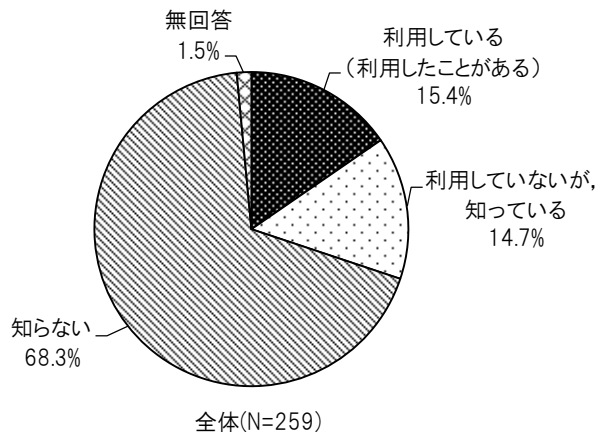
支給決定を受けているサービスについては、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「計画相談支援・障がい児相談支援」「児童発達支援」の順となっています。障がい種別では、身体障がい者で「医療型児童発達支援」、身体障がい者や知的障がい者で「日中一時支援」、精神障がい者で「放課後等デイサービス」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。

新たに利用したいサービスについては「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「日中一時支援」「短期入所（ショートステイ）」の順となっています。特に、知的障がい者で「短期入所（ショートステイ）」の割合がほかの障がいに比べて高くなっています。



問 障がいのある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できる「サポートファイル 結愛」を利用していますか。

サポートファイル結愛の利用状況については、「利用している（利用したことがある）」が 15.4%「利用していないが、知っている」が 14.7%となっています。障がい種別では、知的障がい者で「利用している（利用したことがある）」の割合が 29.0%となっており、ほかの障がいを大きく上回っています。

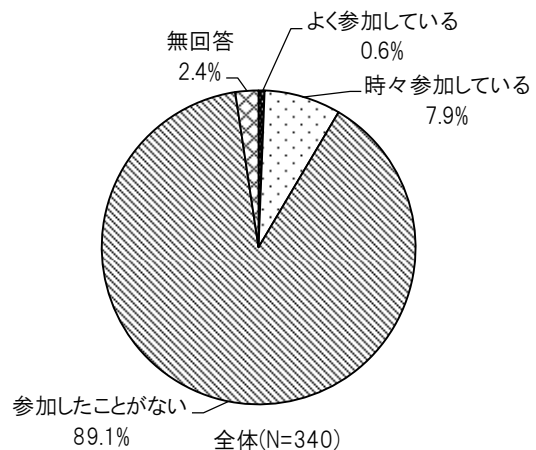


(3) アンケート調査（手帳等非所持者）結果

アンケート調査結果の中で、主な項目について記載します。

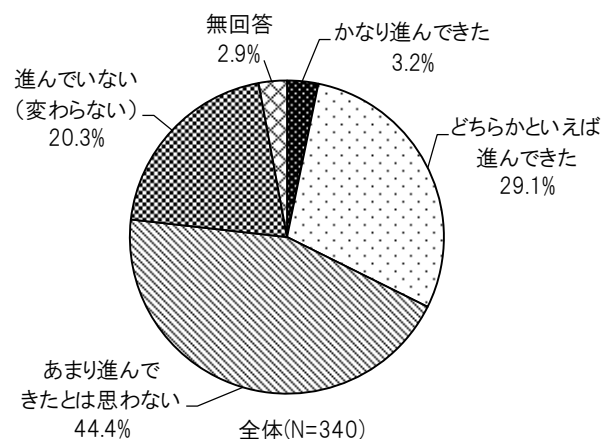
問 あなたは、障がいのある人に対するボランティア活動に参加していますか。

ボランティア活動への参加状況については、89.1%が「参加したことがない」と回答しています。



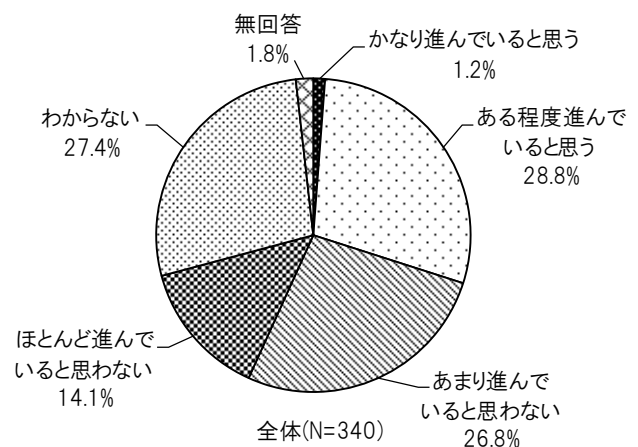
問 あなたは、障がいのある人に対する、地域の人への理解は進んできたと思いますか。

障がい者に対する地域の人への理解については、32.3%が「進んできた」と回答しています。



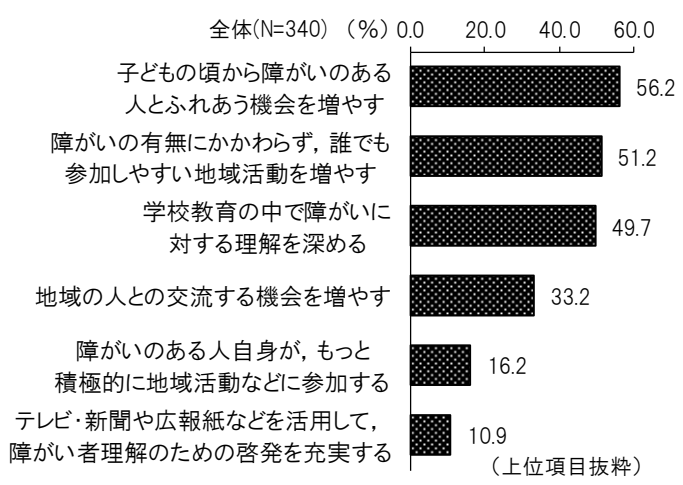
問 福祉・教育・雇用・まちづくりなど、障がいのある人に対する行政の取組は進んでいると思いますか。

行政の取組については、30.0%が「進んでいると思う」と回答しています。



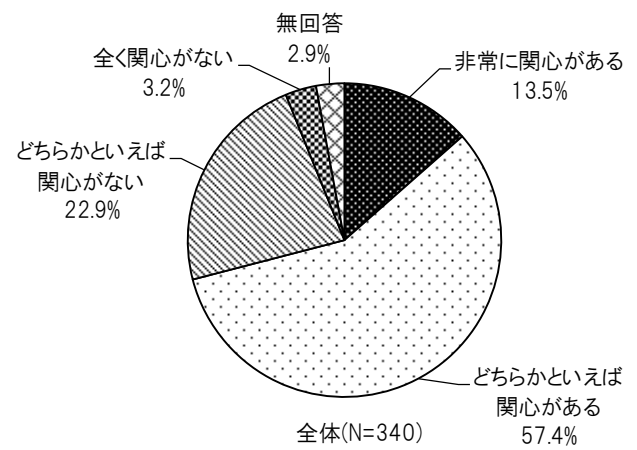
問 あなたは、障がいのある人への市民の理解を深め、共に地域で支え合って生活していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

障がい者への理解を深めるために必要なこととしては、「子どもの頃から障がいのある人とふれあう機会を増やす」が最も多く、次いで「障がいの有無にかかわらず、誰でも参加しやすい地域活動を増やす」「学校教育の中で障がいに対する理解を深める」の順となっています。



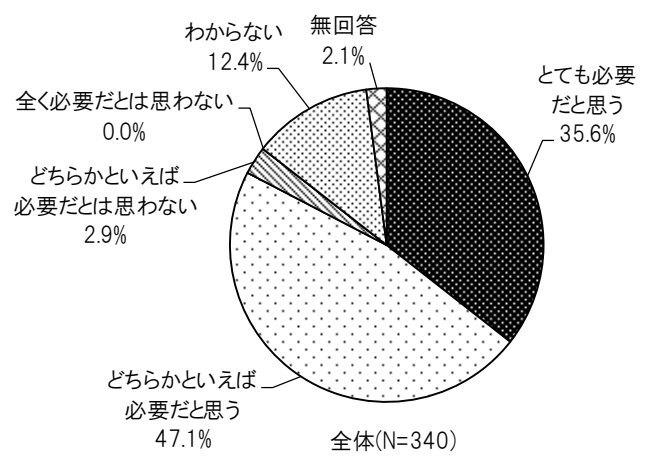
問 あなたは、地域の福祉課題（例：障がい者や一人暮らし高齢者などの見守り、生活困窮、子どもの貧困、障がい者や高齢者への虐待、社会的孤立など）に関心がありますか。

地域の福祉課題については、70.9%が「関心がある」と回答しています。



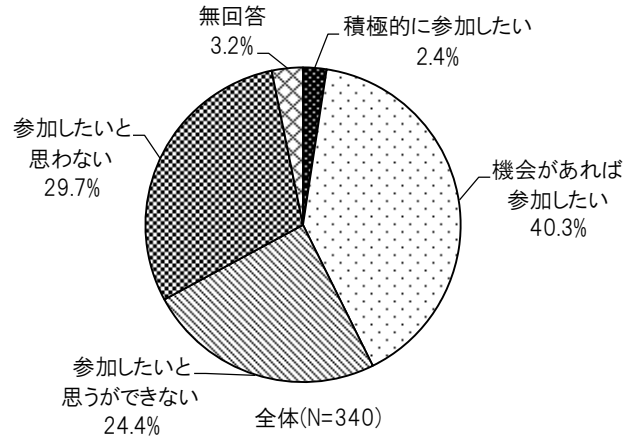
問 あなたは、地域の福祉課題に対して、住民相互の自主的な支え合い・助け合いが、どの程度必要だと思いますか。

地域の福祉課題に対して住民相互の助け合いについては、82.7%が「必要だと思う」と回答しています。



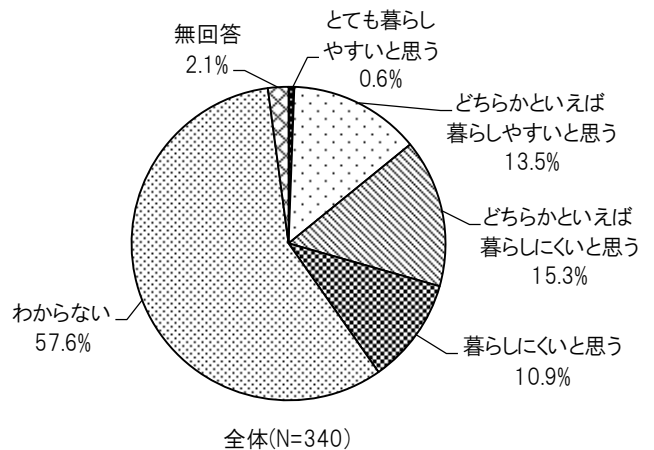
問 今後、障がいのある人と一緒に、スポーツやものづくり、趣味の集いなどのイベントなどを通じて「ふれあう機会」があれば、参加してみたいと思いますか。

障がい者とふれあう機会については、42.7%が「参加したい」と回答しています。



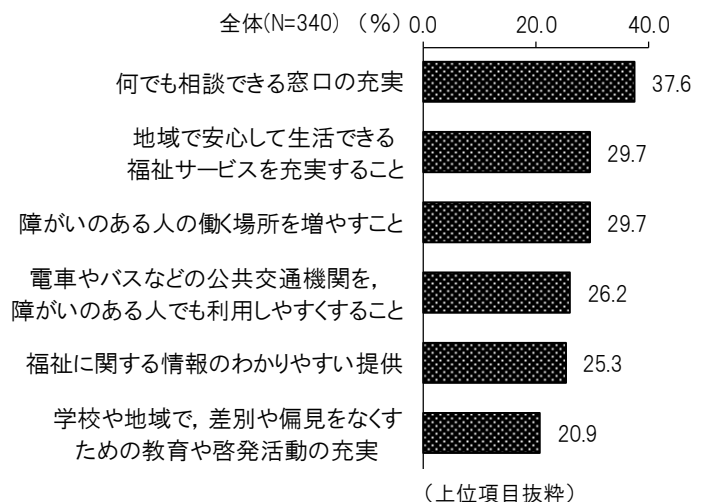
問 福山市は、障がいのある人にとって暮らしやすいと思いますか。

障がい者にとっての暮らしやすさについては、14.1%が「暮らしやすいと思う」と回答していますが、57.6%が「わからない」と回答しています。



問 あなたは、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために、行政はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（複数回答）

行政が力を入れるべきこととしては、「何でも相談できる窓口の充実」が最も多く、次いで「地域で安心して生活できる福祉サービスを充実すること」「障がいのある人の働く場所を増やすこと」の順となっています。



2 事業所アンケート調査結果

① 訪問系サービス事業所

◎人材育成等

- ・重度障がい者への対応のため、喀痰吸引等に関する研修が必要である。

◎事業運営

- ・重度訪問介護は、高レベルなサービスを求められる事が多いため、担当できるヘルパーが限られてしまう現状がある。
- ・利用の希望が同じ時間帯に集中するため、ヘルパー利用等の希望を断らないといけない現状がある。

◎医療的ケア

- ・看護師の配置が難しい状況にあることや、喀痰吸引等の研修を受ける時間の確保が難しいことなど、体制を構築することが困難な現状がある。
- ・専門的知識や技術などが不十分なため、医療的ケアの必要な利用者への対応が難しい。
- ・サービス提供を行うに当たって、リスクマネジメント（マニュアル整備・OJTの体制・事前準備・保険等の備え・事故が起こったときのバックアップ体制等）が必要である。

◎その他

- ・ヘルパーが体調不良で交代が必要な場合の交代要員を常時確保しておくことが難しい現状がある。

② 日中活動系サービス事業所

◎人材育成等

- ・障がい特性に応じた対応が難しいため、職員の質の向上を図る必要がある。
- ・業務量が増大し時間が取れない中、ZOOMなどを使った研修が必要である。

◎事業運営

- ・障がいの重度化に対して、手厚い支援を考えると人員の確保が必須である。

◎就労

- ・賃金（工賃）を増やすため、販売力の強化・生産品目の見直しが必要である。
- ・就労移行支援や就労定着支援がどんなサービスかを知らない人が多いので、どういったサービスを提供しているのかを相談支援事業所や特別支援学校の教員等へ伝えていく必要がある。
- ・一般就労するためには、作業能力の向上とともに、最小限のコミュニケーション能力及び生活リズムを身に付けることが重要である。
- ・本人の希望する職種や能力にあった場所に就職できるよう多くの企業と事業所の連携が必要である。

◎その他

- ・短期入所の利用定員に対して利用ニーズが超えている現状がある。
- ・サービスの質の向上のため、自己評価を定期的に行うとともに、第三者による評価制度の導入が必要である。
- ・市民が、幼児期、児童期、少年期を通じて、障がいのある人と継続的に関わる仕組みをつくることで、障がい福祉サービス事業所で働く人材の確保と、一般企業での障がい者の職場定着に必要である。

③ 施設・居住系サービス事業所

◎人材育成等

- ・グループホームは、少人数でサービス提供と生活支援を行うため、幅広い専門性を有する人材が必要である。

◎地域移行

- ・重度障がい者の地域移行には、居宅介護や重度訪問介護などの充実が重要である。
- ・入所施設から地域生活に移行して、グループホーム等で生活していくことに不安があり、地域移行に関して、本人はもとより家族の理解を得ることが難しい現状がある。
- ・高齢化などの対応や地域移行を進める中で、居宅介護事業所、相談支援事業所などの人員確保が必要である。

◎その他

- ・入所者の高齢化に伴い、障がいの特性に応じたサービス提供だけでなく、身体面のケアや配慮が必要になる利用者が増えている現状がある。
- ・グループホームの空きがあっても、利用希望者のニーズと一致しないことが多いため、利用希望者がいても、入所には至らないケースがある。
- ・福山市地域生活支援拠点等事業における緊急時の受入れや相談支援機能を充実させる必要がある。

④ 相談支援事業所

◎人材育成等

- ・相談支援専門員の研修の機会を増やし、スキルを上げることが必要である。

◎事業運営

- ・相談は、地域づくりにおいて、また、サービスの入り口として重要な役割があると言われるつつ、反比例するかのように入所者が少ない現状がある。
- ・計画相談にすることが相談業務の大半を占めており、個別課題に対する時間を確保することができにくい現状がある。

◎地域移行

- ・関係機関との連携、緊急時の受入体制をどのような形でどこが受け入れるのか明確にすることが必要である。
- ・地域の自治会や住民が、障がい特性について理解し、受入体制を整える必要がある。

◎その他

- ・成育歴から相談歴、障がいの状況など本人の状況を乳幼児期から成人期まで継続して記録できるサポートファイルがあるが、十分活用できていない現状がある。

⑤ 障がい児通所支援事業所

◎人材育成等

- ・療育内容の充実や質の向上を図るためには、ガイドラインに沿った指導や職員研修が必要である。
- ・福山市内の全事業所で共通認識できるように研修・人材育成にける時間の確保が必要である。

◎事業運営

- ・放課後等デイサービスについて、退所する児童が少ないため、新年度申し込み希望があっても、低学年の受入れが難しい現状がある。
- ・職員の確保や定着がしにくいため、療育の質の向上が難しい。
- ・子どもや保護者のニーズは多種多様であり、そのニーズ全てに対応するのは困難な現状がある。

◎医療的ケア児や重症心身障がい児の受入れ

- ・人材、人員不足で看護師等資格のある職員を配置することが困難なため、受入れが難しい現状がある。

◎地域移行

- ・利用児童が地域や社会に適した言動ができるよう支援を行うことや地域の人たちにも障がいというものの周知や特性などの理解を深めることのできる環境が必要である。
- ・それぞれ担っている役割が違うため、地域移行というより情報共有・役割分担をして共存していくことが必要である。

◎その他

- ・放課後等デイサービス事業所において、学校との連携は進んでいるものの、放課後児童クラブとの連携が進んでいない。
- ・セルフプランの利用者が多く、利用者への対応で困ったときの相談先がない。
- ・子育てに対する不安や発達について心配がある保護者の方が、気軽に相談でき、そして支援につながるように、相談支援事業所を増やす必要がある。

3 関係団体からの意見の集約

- ① 【基本施策1】障がいの理解促進と差別解消に関すること
 - ・まだまだ障がいについての理解が低く、周知されていないと感じることが多い。
 - ・発達障がいの啓発を行ってほしい。
 - ・障がいのある子どもたちを育てる親たちを孤立させないための取組を検討してほしい。
- ② 【基本施策2】地域における生活支援に関すること
 - ・親の死後、子どもが生活できるかどうかについて不安がある。
 - ・補聴器、人工内耳の電池の補助をしてほしい。
 - ・日中一時支援などを利用したいときに利用できないことがある。
 - ・グループホームへの入居を希望している待機者が多い。
 - ・緊急事態のときこそ、障がい福祉サービス等の支援が必要となるので、今回の新型コロナウイルス感染症感染拡大が障がいのある人やその家族に与えた影響について調査してほしい。
 - ・相談支援体制の充実、情報提供の充実をしてほしい。
 - ・ヘルパーを利用しにくい場合がある。
 - ・児童の相談支援事業所を増やしてほしい。
 - ・支援をするためには、マンパワーが必要なので支援してほしい。
 - ・地域生活支援拠点に向けての形づくり。
- ③ 【基本施策3】健康づくりの推進に関すること
 - ・保健や医療の支援体制を充実してほしい。
 - ・病気や障がいについて、講演会等の情報提供をしてほしい。
 - ・医師や看護師が地域の中で不足しているので、医療との連携をどう築くかが課題。
 - ・岡山県等にある医療機関との連携を図れるような仕組みをつくってほしい。
- ④ 【基本施策4】療育・保育・教育の充実に関すること
 - ・早期療育の大切さを伝える機会を作ってほしい。
 - ・難聴児を支援する教員の世代交代に偏りがないように、人員配置等工夫してほしい。
 - ・働く母親も増えているので、育休中に参加できるフォロー体制の構築をしてほしい。
 - ・ライフステージに応じた、切れ目のない支援を推進してほしい。
 - ・家族支援や、障がい受容のための支援項目があるとよい。
 - ・子育て支援策の充実などを検討したい。
- ⑤ 【基本施策5】雇用・就労の促進に関すること
 - ・本人が希望すれば4時間以上作業できるようにしてほしい。
 - ・就労における障がい者差別解消に向けた取組をしてほしい。
 - ・就労系事業所への行政機関等からの発注を増やしてほしい。
 - ・ジョブコーチなどの制度や就労のコーディネーターなどをもっと使えるようにしてほしい。
 - ・企業の合同面接会の開催回数を増やしてほしい。

- ⑥ 【基本施策6】 交流とふれあい活動の促進に関すること
 - ・障がいがあってもなくても参加できる活動や行事を企画してほしい。
- ⑦ 【基本施策7】 福祉のまちづくりの推進に関すること
 - ・過去の災害等での課題を踏まえて、避難困難者への対応や情報共有をしてほしい。
 - ・地域福祉の向上のため、地域の組織を巻き込んだ様々な企画やアイデアを提案してほしい。
 - ・避難所などを利用しにくい子どもたちへの災害時や緊急時の対応について検討してほしい。

4 福山市障がい者総合支援協議会からの意見の集約

- ・精神障がい者の退院支援に当たり、住まいの確保や福祉サービスの調整など、もともと住んでいた住居へ戻るための支援が必要。家族関係が希薄な方も多いので、地域住民との間に入っていく支援者、事業所、相談窓口の充実が重要。
- ・コロナ禍の中にあっても、利用する側も受け入れる側も安心して通常のサービスが利用できることが望まれる。サービス利用が継続できるための具体策を出してほしい。
- ・児童にとっての基盤は学校なので、教育分野の体制整備や教員のスキルアップについての取組を進めてほしい。
- ・就労移行支援事業所の数が少なく、選択肢が少ないので、就労移行支援事業所の機能強化に向けた取組を充実させてほしい。
- ・避難行動要支援者避難支援制度について周知を行うとともに、障がい者が避難しなくてはいけない場合にこういった対応をしていけばいいのか、対応策を示してほしい。
- ・医療的ケア児の対応ができる機関やヘルパー事業所の不足は、日々感じている。医療的ケア児については、近隣地域へ頼らざるを得ない現状があり、現場でもジレンマを抱えることがある。
- ・相談支援の充実が求められている。どんなサービスを利用するにしても、最初に必要なのは相談支援。相談支援事業者が少ない、人員確保が難しい等の課題はわかっているので、相談支援の充実に向けて具体的な施策を示してほしい。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、協議の場の開催は、県の協議会とも連携していくのはどうか。
- ・基幹相談支援センター（クローバー）が十分に周知されていないので、周知・啓発の具体を示してほしい。

【2】「福山市障がい者プラン」策定経過

年	月 日	事 項
2019年 (令和元年)	12月9日	市民アンケート
	〃	
2020年 (令和2年)	1月6日	
	6月12日	福山市社会福祉審議会（諮問）
	7月27日	障がい者団体等からの意見聴取 ※書面での意見聴取
	〃	
	8月5日	
	8月14日	事業所アンケート
	〃	
	8月28日	
	8月20日	福山市保健福祉推進委員会・幹事会（第1回）
	8月26日	福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会（第2回）
	11月5日	福山市保健福祉推進委員会・幹事会（第2回）
	11月10日	福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会（第3回）
	12月1日	パブリックコメント
〃		
2021年 (令和3年)	1月5日	
	1月21日	福山市障がい者総合支援協議会運営会議
	1月27日	福山市保健福祉推進委員会・幹事会（第3回）
	2月2日	福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会（第4回）
	2月24日	福山市社会福祉審議会（答申）

【3】福山市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会委員名簿

50音順・敬称略

名 前	所属団体	選出区分	備 考
有木 美恵	福山市薬剤師会	学識経験者	
大石 豪彦	福山市医師会	学識経験者	
北村 環	福山市精神保健福祉家族会（バラ会）	学識経験者	
坂井 洋子	福山手をつなぐ育成会	学識経験者	
田原 美恵子	福山市連合民生・児童委員協議会	学識経験者	
崔 銀珠	福山平成大学	学識経験者	
根本 敏太郎	福山市身体障害者団体連合会	学識経験者	
野島 洋樹	府中地区医師会	学識経験者	分科会長
長谷川 貴一	福山市社会福祉施設連絡協議会	社会福祉事業従事者	分科会副会長
長谷部 大介	連合広島福山地域協議会	学識経験者	
藤田 博久	深安地区医師会	学識経験者	
風呂川 彰	福山市歯科医師会	学識経験者	
法木 昭一	福山市議会	市議会議員	
宮崎 一松	福山市障害児（者）父母の会連合会	学識経験者	
吉久 宏一	松永沼隈地区医師会	学識経験者	

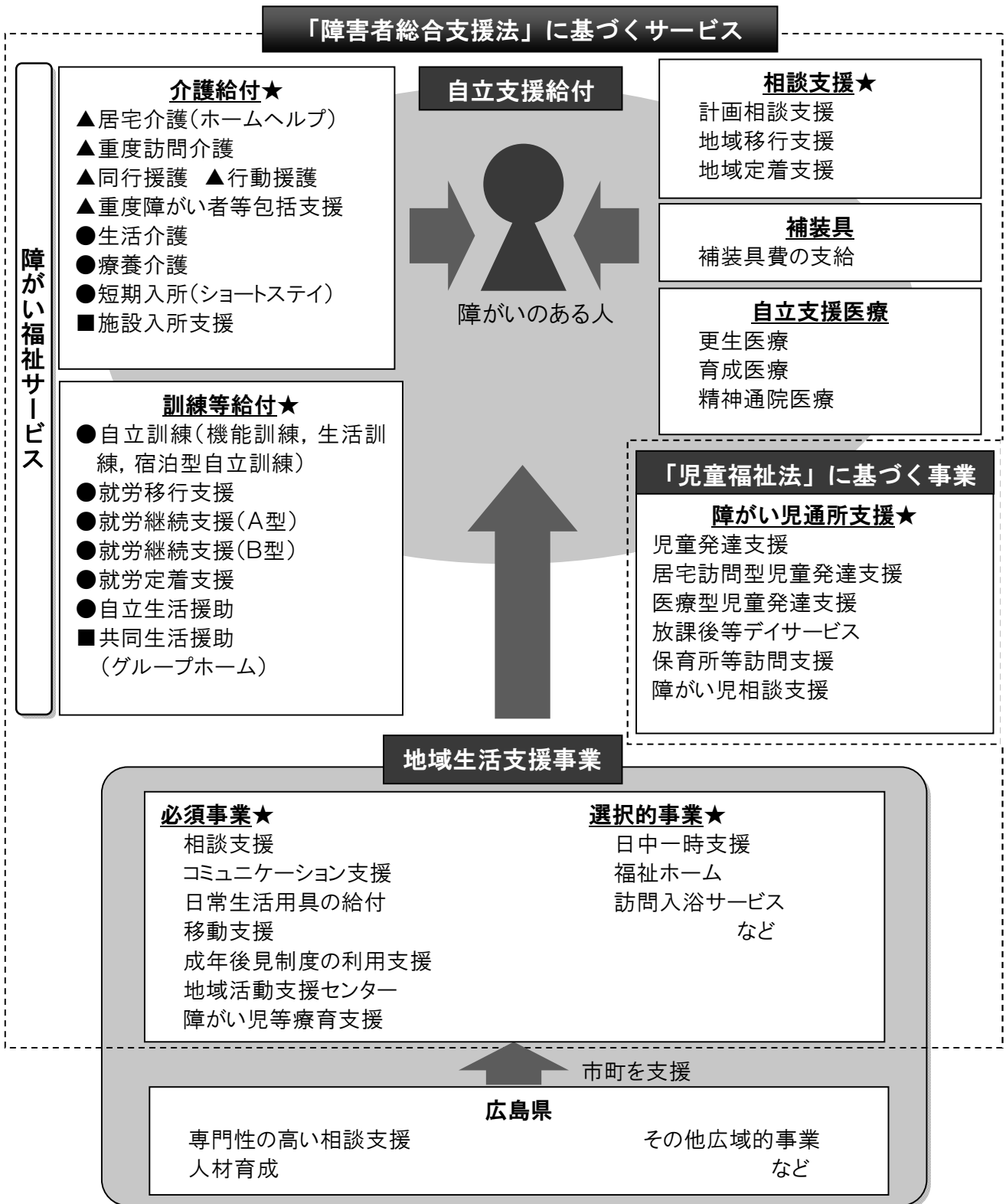
【4】意見聴取を行った障がい者団体等一覧

50音順

親子セルフヘルプ遊	C I L かなべ	障害者と暮らしをつくる会
障害者の生活と権利を守る 広島県東部連絡会	日本オストミー協会 広島県東部支部 福友会	ピープルファーストヒロシマ
広島県東部子どもの療育を守る 親の会	広島低肺友の会	福山市障害児（者） 父母の会連合会
福山市障害者（児）施設 連絡協議会	福山市心身障害児（者） 父母の会	福山市身体障害者団体連合会
福山市精神保健福祉家族会 （バラ会）	福山市難聴児親の会	福山市放課後等デイサービス 連絡協議会
福山小規模作業所連絡会	福山地域児童発達支援事業連絡 協議会	福山地区認知症の人と家族の会
福山手をつなぐ育成会	福山脳卒中者友の会 （あゆみの会）	療育を考える親の会 「ひよこクラブ」

【5】用語解説

1 障害者総合支援法に基づくサービス等



※ ★印は障がい福祉サービス等のうち、本プラン第4部において見込量等を定めるものであることを示します。
 ※ 「障害者総合支援法」では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義しています。
 ※ 障がい福祉サービスの記号の意味・・・「▲：訪問系サービス」「●：日中活動系サービス」「■：居住系サービス」

【自立支援給付】

種目	サービス種類	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅を訪問し、介護や援助を提供するサービスです。入浴や食事、トイレの介護など、身体的なサービス提供を中心とした介護を行う「身体介護」、料理や買い物、掃除など、家事的なサービス提供を中心とした援助を行う「家事援助」、通院や市役所等へ出かけるときの介助を提供する「通院等乗降介助」や「通院等介助」があります。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に、ヘルパーが身体介護や家事援助、外出の支援などの総合的な居宅介護サービスを提供します。
	行動援護	知的障がい者や精神障がい者に、行動するときに必要な危険回避のための援護、外出するときの移動中の介護などをヘルパーが提供します。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者の外出時にヘルパーが同行し、情報の提供や援護などを行います。
	重度障がい者等 包括支援	常時介護が必要な最重度の障がい者に、居宅介護を始め、日中活動系サービスやグループホームなど複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。
	生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、施設などで入浴、排せつ、食事の介護のほか、創作的活動や生産的活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練や医療、療養上の管理や看護、医学的管理に基づく介護などを提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅において介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。障がい者支援施設などにおいて実施する福祉型と、医療機関などにおいて実施する医療型の2種類があります。
	施設入所支援	福祉施設などにおいて居住の場を提供するとともに、夜間・日中活動のない日において日常生活上必要な支援を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上などの訓練を行います。1年6か月の有期限での利用となります。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活、社会生活を営めるよう、生活能力向上訓練や一定期間居住の場を提供し、地域移行に向けた関係機関との連絡調整などの支援を行います。2年の有期限での利用となります。
	就労移行支援	就労を希望する人に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで、適性にあった就労ができるよう、また職場への定着ができるよう必要な支援を行います。2年の有期限での利用となります。(養成施設の場合は、3年又は5年)
	就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障がい者を雇用し、生産活動などを通じて知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。
	就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者の就労に伴って生じた生活面での課題について、企業や関係機関等との連絡調整を行い、指導・助言などの必要な支援を行います。
	グループホーム (共同生活援助)	共同生活を営む場において、入浴・排せつ・食事など日常生活上必要な介護の提供や援助を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、必要な情報の提供、助言や支援を行い、また、医療機関等の関係機関と連絡調整を行います。

種 目	サービス種類	サービスの内容
相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者に、サービスの利用開始時や更新、変更の際に利用計画案を作成するとともに、定期的に利用状況を検証し、また、サービス提供事業者との連絡調整を行います。
	地域移行支援	障がい者支援施設や更生施設などに入所又は精神科病院に入院している障がい者に、退所・退院後の住居の確保や地域生活に移行するための相談や支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族同居から一人暮らしに移行した障がい者に、障がいの特性から生じる緊急時などの相談と支援を行います。
補装具	補装具費の支給	身体障がい者（児）の失われた部位、障がいのある部位を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる装具（補装具）の購入、修理及び借受けに要する費用を支給します。
自立支援医療	更生医療	18歳以上の身体障がい者手帳の所持者で、その障がい除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者に対して、障がい除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減します。
	育成医療	18歳未満で、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童などで、その障がい除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者に対して、障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。
	精神通院医療	精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者に対して、障がい軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。

【地域生活支援事業】

種 目	サービス種類	サービスの内容
必須事業	相談支援	障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他障がい福祉サービスなどの利用支援などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう関係機関と連絡調整を図りながら支援します。
	コミュニケーション支援	聴覚、言語、音声機能に障がいのある人に対し、手話や要約筆記の通訳者などを派遣し、コミュニケーションを支援します。
	日常生活用具の給付	日常生活上の便宜を図るための用具の購入に要する費用を支給します。
	移動支援	社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出時の支援を行います。
	成年後見制度利用支援	成年後見制度の利用に当たって、申立をする家族などがいない場合に、制度利用について支援するとともに、収入が無く利用できない場合に申立に必要な経費などの全部又は一部を助成します。
	地域活動支援センター	障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談や創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	障がい児等療育支援（訪問療育・外来療育）	在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、発達に課題のある児童などに訪問・外来による療育相談・指導のほか保育所などの職員に対する療育技術の指導などを行います。

選択的事業	日中一時支援	日中において、一時的に見守りなどが必要な障がい者などに、見守りや日中活動の場を提供します。また、機能訓練、創作活動、交流機会の提供を行います。
	福祉ホーム	家庭環境などの理由により、住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室やその他の設備を提供し、日常生活に必要な援助を行います。
	訪問入浴サービス	自宅での入浴や施設に通所しての入浴が困難な重度身体障がい者に、専用の浴槽を搭載した車で自宅を訪問し、入浴のサービスを提供します。

【障がい児支援】

種 目	サービス種類	サービスの内容
障がい児通所支援	児童発達支援	療育が必要とされる未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	就学している児童に、授業の終了後や学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進など、必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活において、適応するための訓練や交流の促進など、専門的な支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体に障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを、治療と合わせて行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児に発達支援が提供できるよう居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び生活能力向上のための必要な訓練を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する児童に、サービスの利用開始時や更新、変更の際に利用計画案を作成するとともに、定期的に利用状況を検証し、また、サービス提供事業者との連絡調整を行います。	

2 本文中の用語の説明

あ行

- ◆ 一般就労と福祉的就労（P.23, P.51）
一般企業や自営などで働く場合を「一般就労」といい、福祉施設で支援を受けながら訓練を兼ねて働く場合を「福祉的就労」といいます。福祉的就労には、企業就職など一般就労に向け訓練する「就労移行支援」、施設で継続して働き、賃金及び工賃を得る「就労継続支援（A型・B型）」などがあります。
- ◆ 医療的ケア（P.1）
たんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、医師の指示に基づき医療的介助を行うことです。
また、医療的ケア児とは、日常生活を行ううえで医療的ケアが介助者の支援により提供されている18歳までの児童のことです。
- ◆ おもちゃ図書館（P.22）
すこやかセンターに開設されている多目的スペースです。障がいの有無にかかわらず、子どもたちがおもちゃで遊ぶことでいきいきと楽しく過ごすことを目的としています。

か行

- ◆ 基幹相談支援センター（クローバー）（P.21）
障がいの種別等は問わず、障がい者の日常生活及び社会生活を支援し、地域で安心して生活できるよう総合相談や専門の相談員による相談を行っています。
- ◆ ケアマネジメント（P.32）
生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされる全ての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のことです。
- ◆ 権利擁護支援センター（P.28）
成年後見制度が利用しやすくなるよう、制度の利用の相談や市民後見人の養成などを行っています。
- ◆ 工賃（P.35）
福祉的就労を行っている施設等が、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、利用者に配分するお金です。
- ◆ ことばの相談室（P.22）
ことばやコミュニケーションが気になる小学校就学前の子どもについての相談に応じ、個別指導を行っています。

さ行

◆ 児童福祉法 (P.1)

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての児童が、福祉を等しく保障される権利を有することを示すとともに、児童に関する様々な支援等について定めた法律です。

◆ 就労パスポート (P.23)

障がいのある人が、働くうえで自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを就労支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツールです。

◆ 障害者基本法 (P.2)

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。

◆ 障がい者虐待防止センター (P.28)

障がい者虐待の早期発見、早期対応をするため、虐待の通報、届出の受理や相談、助言などを行っています。

◆ 障がい者雇用奨励金制度 (P.51)

障がい者の雇用の促進と雇用の安定を図るため、市内の障がい者を雇用（就労継続支援A型を除く。）する事業主に対し、国の「特定求職者雇用開発助成金」の期間終了後、継続して雇用した場合に奨励金を交付する制度です。

◆ 障害者差別解消法 (P.24)

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、行政機関や事業者に対して、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合の、合理的配慮の提供について定めた法律です。

◆ 障がい者週間 (P.26)

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法により、12月3日から12月9日までの1週間を障がい者週間と定めています。

◆ 障害者総合支援法 (P.1)

正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といい、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを定めた法律です。

- ◆ 障がい者相談員（P.21）
障がい者又はその家族が、在宅の障がい者の社会生活の相談を受け、指導を行うほか、関係機関との連絡・調整を行います。
- ◆ 障害者の権利に関する条約（P.1）
通称を「障害者権利条約」といい、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置などについて規定した条約です。
- ◆ 小児慢性特定疾病医療（P.15）
小児慢性疾病で、長期にわたる療養を必要とし、医療費も高額となるもののうち、国が指定する疾病で一定の基準をみたす状態にある場合に、医療費の助成等の支援をする制度です。
- ◆ 身体障がい者手帳（P.6）
特定の身体機能が失われたり、著しい制約がある人に対し交付される手帳です。手帳には、障がいの種別やその程度等が表示されています。
- ◆ 生活習慣病（P.40）
食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群を指します。例えば、糖尿病（1型糖尿病を除く）・脂質異常症（家族性脂質異常症を除く）・高血圧症・高尿酸血症等が含まれます。
- ◆ 請求審査システム（P.21）
障がい福祉サービス等に係る給付費の審査・支払について、国民健康保険団体連合会と連携し、効果的・効率的に事務を行う仕組みです。
- ◆ 精神障がい者保健福祉手帳（P.6）
精神疾患がある人のうち、精神障がいのため日常生活又は社会生活に困難がある人に対して交付される手帳です。
- ◆ 成年後見制度（P.28）
知的障がい、精神障がい、認知症などの理由により物事を判断する能力が十分でない人に代わって、後見人などがその人の権利や財産を守る制度です。
- ◆ 成年後見制度利用促進法（P.28）
成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。

た行

- ◆ 第三者評価（P.21）
事業者又は利用者以外の第三者が福祉サービスの評価を行い、利用者などへ客観的評価

に基づく情報の提供とサービスの質の向上を図るものです。

◆ 地域共生社会（P.1）

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会です。

◆ 地域生活支援拠点等（P.32）

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みです。

◆ 地域生活支援事業（P.21）

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

◆ 地域包括ケアシステム（P.44）

もとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を継続して営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される仕組みのことです。障がい者施策においても、近年、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める方向となっています。

◆ デイジー（P.30）

デイジー（DAISY）とは「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格です。

◆ 東部地域障害者就業・生活支援センター（P.79）

障がい者の職業的自立を実現するため、就労と生活についての支援を一体的に行っている施設です。障がい者に対しては、相談、基礎訓練、アフターケア、情報提供を行うとともに職場開拓を、また事業主に対しては、雇用や継続に向けたアドバイスを行っています。

◆ 特定医療（指定難病）（P.15）

原因が不明であり、治療法が確立されていない希少な疾病で長期にわたる療養が必要となるもののうち、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして国が指定する疾病にかかっている人に医療費の助成等の支援をする制度です。

◆ 特定求職者雇用開発助成金（P.51）

障がい者や高齢者等の就職困難者を公共職業安定所（ハローワーク）等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主への助成金です。

な行

◆ 農福連携（P.23）

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のことで。

は行

- ◆ 発達障がい（P.1）
自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものです。
- ◆ パブリックコメント（P.7）
市の基本的な政策等の策定又は改正に当たり、その趣旨、内容等を広く公表し、これに対して市民などから意見及び情報の提出を受けるとともに、意見等に対する市の考え方も公表する一連の手続きです。
- ◆ バリアフリー（P.17）
高齢者・障がい者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）し、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁など全ての障壁を除去するという考え方のことです。
- ◆ ピアサポーター（P.95）
障がいがある人の悩みなどを聞くカウンセリング（ピアカウンセリング）や支援を行う、同じ障がいを持つ人のことです。障がい者が互いに助け合うことを、ピアサポートといいます。ピアとは、「仲間」「同僚」「同じ時間を共有していること・同じ立場であること」を意味します。
- ◆ ヒアリンググループ（P.30）
マイク等から入力された音声信号を電気信号に変換し、床上に敷設されたループ線に流すことで、ループ線に囲まれた範囲内の補聴器等（Tコイル対応のもの）に直接音声を届ける設備で、目的の音声をより明瞭に聞き取ることができるようにする機器です。
- ◆ 避難行動要支援者（P.24）
風水害や地震等の災害時に、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などのことです。地域の自主的な助け合いにより、安全に避難ができる体制づくり（避難行動要支援者避難支援制度）を推進しています。
- ◆ 備後圏域連携中枢都市圏（P.85）
福山市を中心に、三原市・尾道市・府中市・世羅町・神石高原町・笠岡市・井原市からなる圏域です。圏域全体の活性化をめざし、産業振興、人材育成、福祉・医療分野での連携強化などに取り組んでいます。
- ◆ 福祉サービス調整本部会議（P.39）
社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大を防止

するとともに、利用者に対する必要なサービスを維持するため、関係機関が連携し、地域の資源を活用してサービス提供体制の確保を図ることを目的とする会議です。

◆ 福祉避難所 (P.24)

障がい者支援施設や特別養護老人ホーム等、生活において配慮を要する人が避難生活を送る所です。

◆ ふくやま健康フクイク 21 いきいきプラン 2018 (P.3)

市民の健康課題に対応した施策を展開し、健康づくりと食育、自殺対策をより効果的に進めていくため、「福山市健康増進計画 2018」, 「福山市食育推進計画 2018」, 「福山市命とこころを育む計画 2018」の3つの計画を一体のものとして策定しています。

◆ 福山市協働のまちづくり指針 (P.8)

市民と行政が一緒になってまちづくりを進める「協働のまちづくり」を推進するための指針です。

◆ 福山市高齢者保健福祉計画 2021 (P.3)

地域共生社会の実現、並びに 2025 年を見据えた地域包括ケアシステムの構築を図るため、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の基本的な考え方やめざすべき取組などを定めています。

◆ 福山市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針 (P.53)

福祉的就労をする障がい者や在宅で働く障がい者の経済面の自立を進めることなどを目的とした障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援の事業所等から授産製品等を優先的に調達することや調達目標などを定めた本市の調達方針です。

◆ 福山市障がい者総合支援協議会 (P.34)

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、当事者団体、相談支援事業者、サービス提供事業者、医療機関、教育、雇用等の関連する専門分野の関係者をメンバーとして支援体制に関する協議を行う機関です。

◆ 福山市地域福祉計画 2017 (P.3)

社会保障・社会福祉に関する実態やその動向を踏まえ、住み慣れた地域で心豊かに夢を持ち続けて暮らすことができるまちづくりを計画的に推進するために策定したものです。

◆ 福山市ネウボラ事業計画 (P.3)

子ども・子育て家庭に対する支援施策全般である「福山ネウボラ」を推進していくため、「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進行動計画」並びに「子どもの貧困対策計画」を一体のものとして策定しています。

◆ 福山市ひきこもり相談窓口「ふきのとう」 (P.21)

ひきこもり状態にある人やその家族が早期に相談して支援につながることで、ひきこもり状態の長期化・深刻化を防ぐことを目的として設置されている窓口です。

◆ 福山市フリースクールかがやき (P.22)

福山市立小中学校及び義務教育学校に在籍する不登校等児童生徒が安心して通うことのできる学校以外の学びの場です。教員や友だちとの関係を築きながら活動することにより、社会性やコミュニケーション力を育成しています。

◆ フレイル (P.41)

加齢に伴って筋力や心身の活力が低下し「健康」と「要介護」の中間の虚弱な状態にあることをいいます。

◆ ペアレントメンター、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング (P.47)

発達障がいの子どもの子育ての経験のある親で、その育児経験を活かして、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親等に対して不安な気持ちに寄り添った心のサポートや相談・助言を行う人を「ペアレントメンター」といいます。メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。

育児に不安がある保護者等が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身に付けることを目的とした保護者支援のためのグループによるプログラムを「ペアレントプログラム」といいます。また、「ペアレントトレーニング」では、さらに専門的な要素も取り入れつつ、保護者の心理的負担の軽減や子どもの不適切な行動の改善などをめざします。

や行

◆ ユニバーサルデザイン (P.23)

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

◆ 要約筆記 (P.24)

聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援の一つで、話の概要を聴覚障がい者に文字で伝達することをいいます。

ら行

◆ ライフステージ (P.17)

乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など人が生まれてから、人生の各段階のことです。

◆ 療育 (P.18)

「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味します。身体や知的に障がいのある児童等に早期発見、早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成することをいいます。

- ◆ 療育手帳（P.6）
知的障がいのある人に対し、交付される手帳です。障がいの程度等が表示されています。

I

- ◆ IT（P.21）
情報技術（Information Technology）の略号。コンピュータやインターネットの技術を企業経営やコミュニケーション等の広い範囲に応用する技術や手法の総称です。

N

- ◆ Net119（P.60）
音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムのことです。

S

- ◆ SNS（P.24）
ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。

福山市障がい者プラン

発行年月／2021 年（令和 3 年）3 月

発 行／福山市

編 集／保健福祉局福祉部障がい福祉課

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号

TEL 084-928-1062

FAX 084-928-1730
